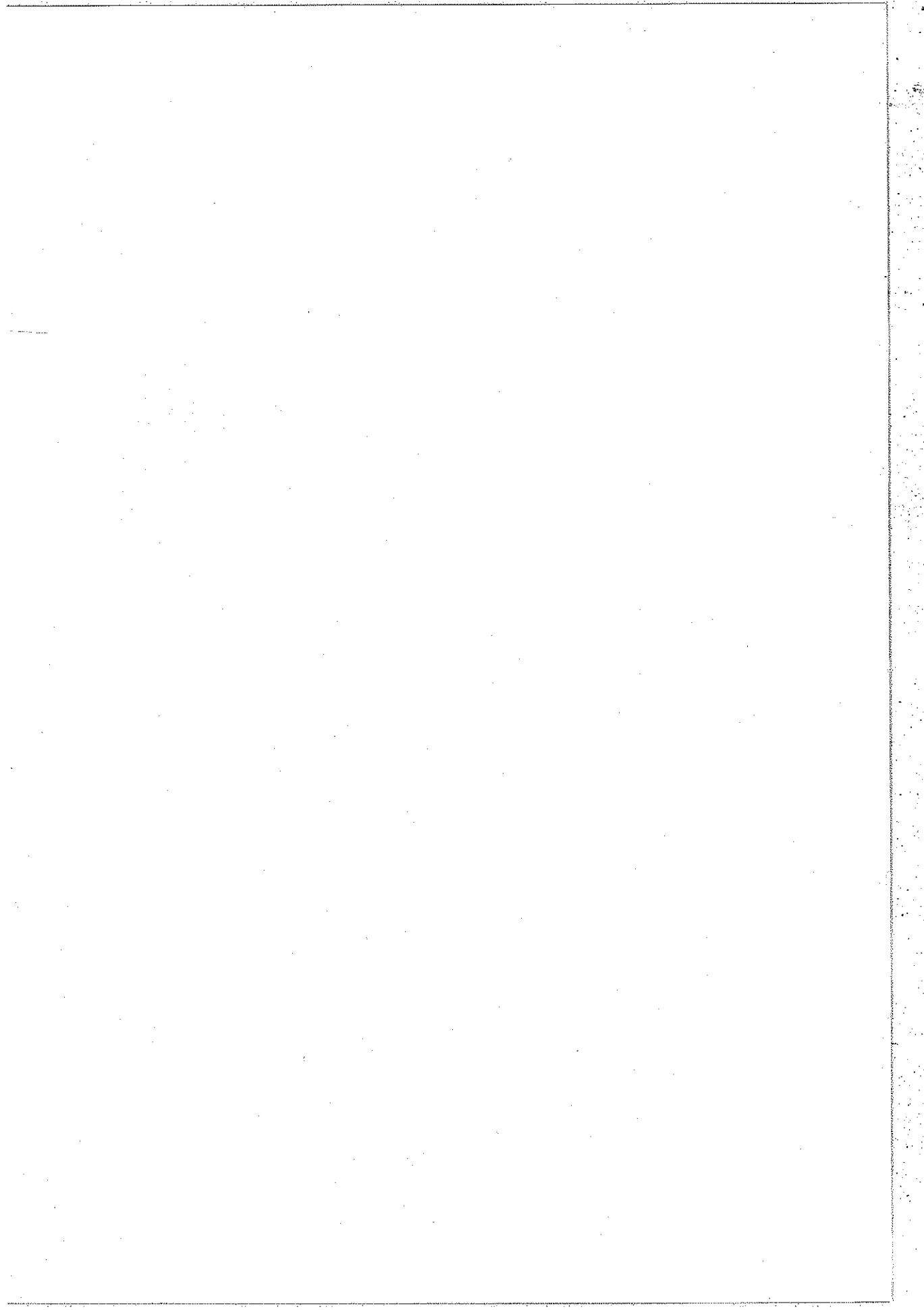


昭和63年10月3日開会  
昭和63年10月17日閉会

## 和泉市議会第3回定例会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



## 和泉市議会第3回定例会会議録目次

昭和63年10月3日(月曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	1"
○ 議事日程	3"
○ 開会宣言(午前10時00分)	3"
○ 市長開会挨拶	3"
○ 日程第1 議席の指定について	5"
○ 日程第2 会議録署名議員の指名について(坂口敏彦・須藤洋之進・藤原正通)	6"
○ 日程第3 会期の決定について(10月3日~10月20日 18日間)	6"
○ 日程第4 議長選挙について (午前10時20分休憩、以後再開されず自然散会)	7"

昭和63年10月4日(火曜日)~昭和63年10月6日(木曜日)まで自然休会

昭和63年10月7日(金曜日)第2日目

○ 出席議員・欠席議員	9頁
○ 議事説明員、その他	10"
○ 議事日程	11"
○ 開会宣言(午前10時10分)	11"
○ 日程第1 議長選挙について	11"
○ 追加日程第2 副議長選挙について	14"
○ " 日程第3 交通・公害対策特別委員会設置について	17"
○ " 日程第4 和泉中央丘陵対策特別委員会設置について	18"
○ " 日程第5 同和対策特別委員会設置について	18"
○ " 日程第6 関西新国際空港対策特別委員会設置について	19"
○ " 日程第7 土地開発公社特別委員会設置について	19"
○ " 日程第8 常任委員会委員の選任について	20"
○ " 日程第9 特別委員会委員の選任について	21"
○ " 日程第10 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	23"
○ " 日程第11 泉北水道企業団議会議員の選挙について	23"

○ 追加日程第12 南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	23 頁
○ 散会宣告(午後 4 時 25 分)	25 ヶ

昭和63年10月13日(木曜日)第3日目

○ 出席議員・欠席議員	27 頁
○ 議事説明員、その他	28 ヶ
○ 議事日程	29 ヶ
○ 開会宣言(午前 10 時 00 分)	30 ヶ
○ 日程第3 一般質問について	31 ヶ
1番に 23番 原 重樹 君	31 ヶ
2番に 22番 早乙女 実君	44 ヶ
3番に 6番 穴瀬 克己 君	53 ヶ
4番に 5番 並河道 雄君	72 ヶ
5番に 21番 勝部 津喜枝 君	86 ヶ
○ 散会宣言(午後 4 時 00 分)	94 ヶ

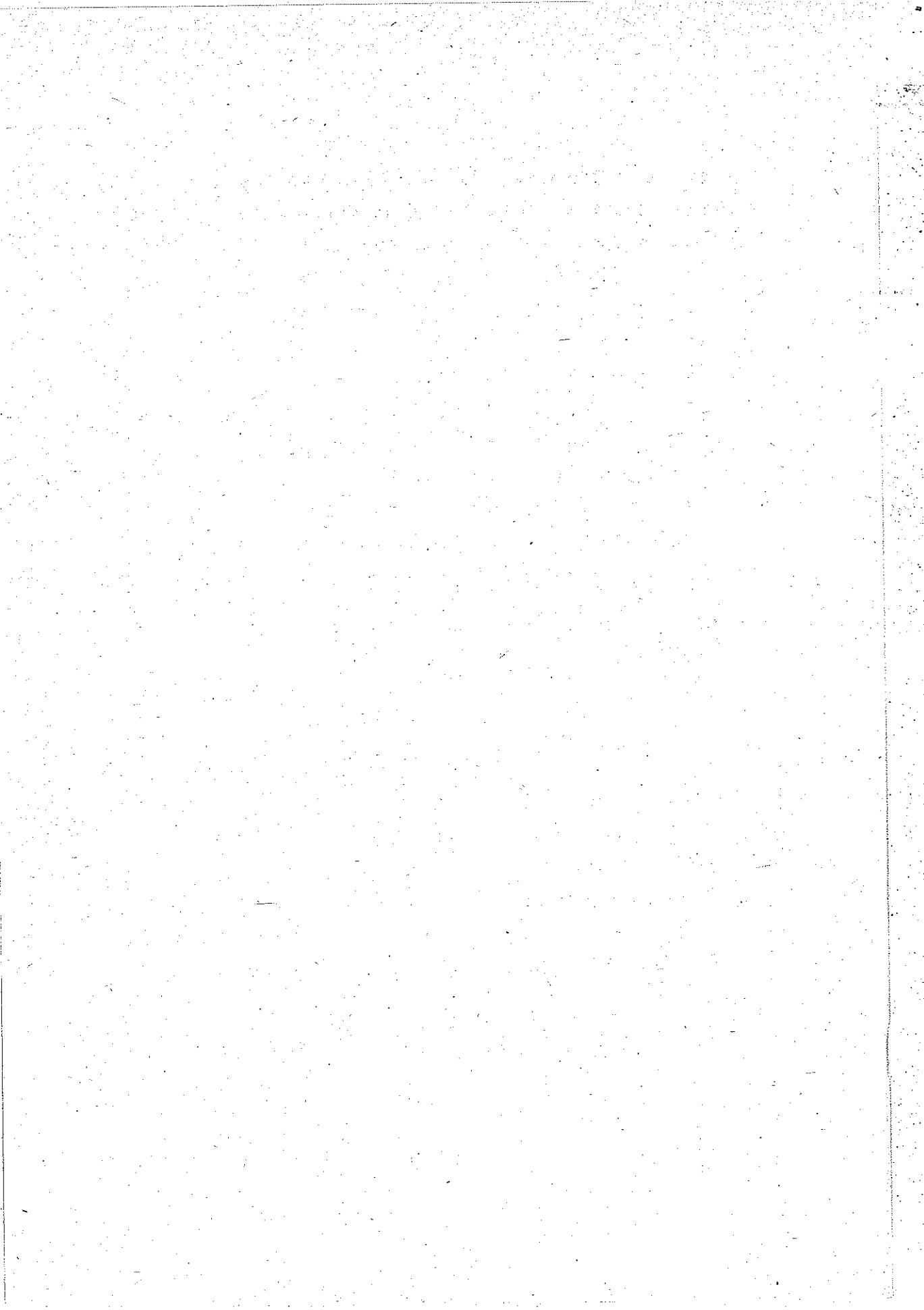
昭和63年10月14日(金曜日)第4日目

○ 出席議員・欠席議員	95 頁
○ 議事説明員、その他	96 ヶ
○ 議事日程	97 ヶ
○ 開会宣言(午前 10 時 00 分)	97 ヶ
○ 日程第1 一般質問について	97 ヶ
1番に 25番 天堀 博君	97 ヶ
○ 散会宣言(午前 11 時 30 分)	115 ヶ

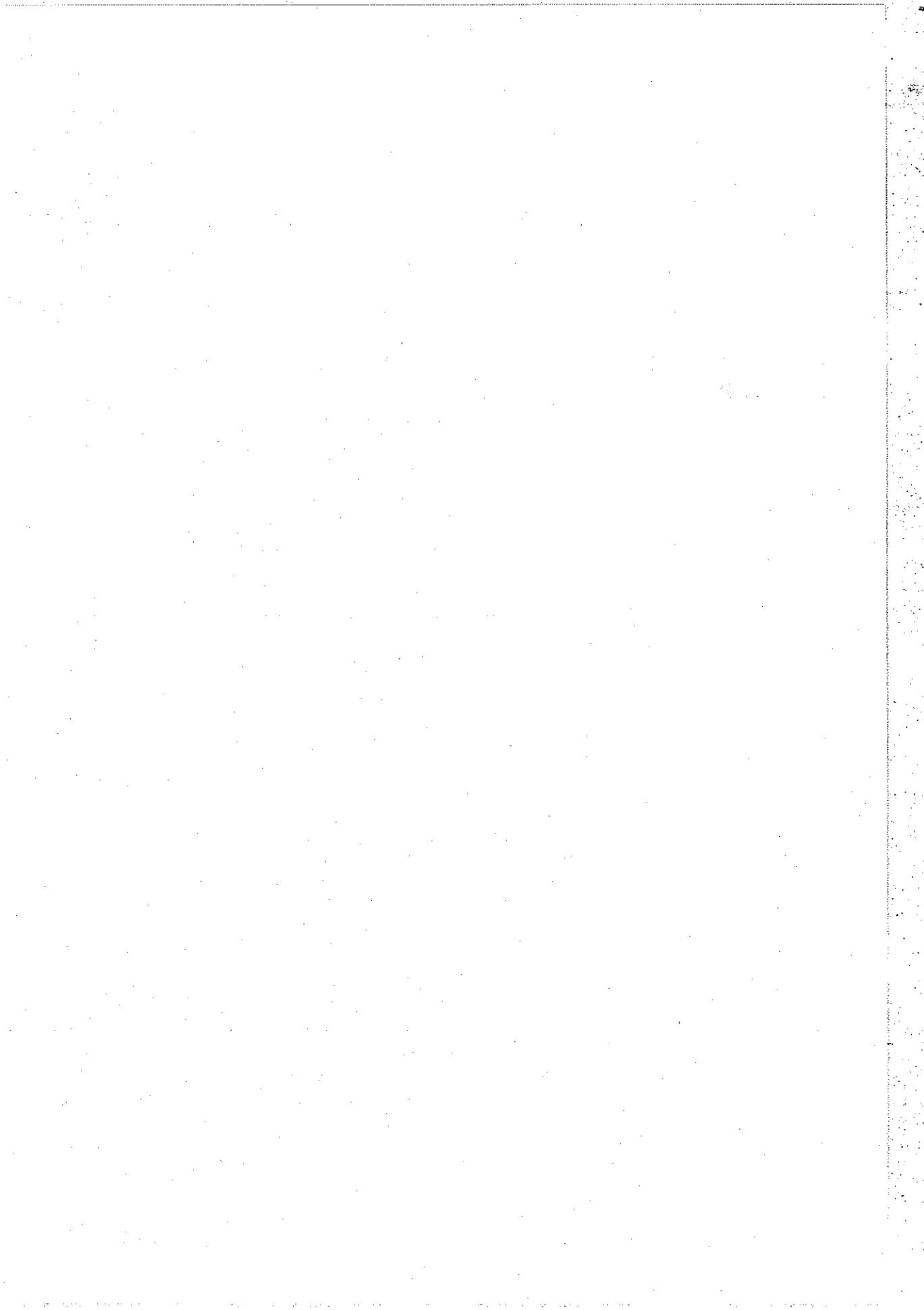
昭和63年10月17日(月曜日)最終日

○ 出席議員・欠席議員	117 頁
○ 議事説明員、その他	118 ヶ
○ 議事日程	119 ヶ
○ 開会宣言(午前 10 時 00 分)	120 ヶ
○ 日程第1 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和63年3月分)	120 ヶ

○ 日程第 2	例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 昭和63年3月分）	121 頁
○ 日程第 3	例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 昭和63年3月分）	121 "
○ 日程第 4	例月出納検査結果報告（収入役扱 昭和62年度昭和63年4月分）	122 "
○ 日程第 5	例月出納検査結果報告（収入役扱 昭和63年4月分）	123 "
○ 日程第 6	例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 昭和63年4月分）	123 "
○ 日程第 7	例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 昭和63年4月分）	124 "
○ 日程第 8	例月出納検査結果報告（収入役扱 昭和62年度昭和63年5月分）	124 "
○ 日程第 9	例月出納検査結果報告（収入役扱 昭和63年5月分）	125 "
○ 日程第10	例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 昭和63年5月分）	125 "
○ 日程第11	例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 昭和63年5月分）	126 "
○ 日程第12	定期監査（昭和63年度第1次分）結果報告	126 "
○ 日程第13	昭和62年度和泉市水道事業会計決算について	126 "
○ 日程第14	昭和62年度和泉市病院事業会計決算について	132 "
○ 日程第15	決算審査特別委員会設置について	135 "
○ 日程第16	決算審査特別委員会委員の選任について	136 "
○ 日程第17	専決処分の報告について（交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解）	137 "
○ 日程第18	専決処分の報告について (市道石尾納花線における車両事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	138 "
○ 日程第19	財産処分について（土地の売却）	141 "
○ 日程第20	工事請負契約締結について（和泉市公共下水道室堂20-2号線管布設工事）	144 "
○ 日程第21	工事請負契約締結について（和泉市公共下水道府中第一幹線管布設工事）	151 "
○ 日程第22	昭和63年度和泉市一般会計補正予算（第2号）	153 "
○ 日程第23	昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	176 "
○ 日程第24	監査委員の選任について	178 "
○ 日程第25	公平委員会委員の選任について	180 "
○ 日程第26	教育委員会委員の選任について	181 "
○ 日程第27	人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めるについて	184 "
○ 市長閉会あいさつ		186 "
○ 議長閉会あいさつ		187 "
○ 閉会宣言（午後 3 時 20 分）		187 "



第一日



昭和63年10月3日午前10時和泉市議会第3回定期会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	17番	池辺秀夫君
3番	藤原正通君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	早乙女実君
9番	讚岐一大郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
11番	仁井明君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助	長	池田忠雄	総務部	次長	森利治
役	役	坂口禮之助	総務部	次長	富彦
収入	役	中塚白	財政課	長	豊光
市長	公室長	杉本弘	同和部	長	宏行
市長	公室理事	野逢一	対策部	事長	阪洋
市長	公室理事	神藤恒	理政部	所長	向井
市長	公室理事	隆大	福祉部	事務長	中原鐵也
市長	公室理事	稻田順	福祉部	所長	美助
市長	公室次長	鹿島賢	事務部	生活長	和美
秘書企画	課長	井阪和	市民部	長事長	好義
総務部	課長	今堅太郎	市民部	次長	上田仁
総務部	理事	橋本昭夫	市民部	次長	岸坂平之
総務部	事務長	大塚孝之	産業部	長	池辺修

産業部	理長	事長	富淳	富行	消防	本部	次長	高男
産業部	次長	長	一高	信介	消防	本部	次長	広喜
産業部	次長	長	三赤	磨隆	本部	次長	士貞	
建設部	長	長	浅井	介琢磨	理事	・	寿由	
建設部	長	長	山谷	俊啓	担当	・	延久	
都市整備部	長	長	萩高	吾欣	土地開發	公社事務局長	之有達	
都市整備部	長	長	三橋	秋義	用地	担当	夫	
都市整備部	長	長	松林	保宏	用地	担当	延久	
改良事業部	長	長	富田	恒清	参事	・	達男	
改良事業部	長	長	木宅	臣忠	土地開發	公社事務局次長	稔郎	
水道事業部	長者	事長	大田	益一	事務局長	・	雄嘉平	
水道事業部	事長	長	岩岸	孝二	長	長	繼道	
水道事業部	長	長	仲田	博文	長	長	正小	
病院	長	長	竹林	淳	選舉管理委員會事務局長	・	清三	
病院事務局	長	長	藤原	光夫	監查委員長	・	忠義	
病院事務局	次長	長	原清	司	監查事務局長	・	種行	
病院事務局	次長	長	谷上	徹	農業委員會長	・	田口	
消防	長	角谷	泰夫		農業委員會事務局長	・	田信	

※備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

○ 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○ 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北河	雄隆
次長	大佐	茂保
幹長	土谷	一一
監査員	井之上	一
	村	宏

○ 本日の議事日程は次のとおりである。

## 昭和63年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月3日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘要
1		議席の指定について	別紙
2		会議録署名議員の指名について	
3		会期の決定について	
4	選挙第1号	議長選挙について	別紙

(午前10時10分開議)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。本日は、一般選挙後初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時議長の職務を行うことになってございます。現在、御出席されております中で池辺秀夫議員さんが最年長議員でございますので、臨時議長を務めていただきたいと思います。よろしくお願ひを申し上げます。

(池辺秀夫議員議長席に着く)

- 臨時議長(池辺秀夫君) 皆さんおはようございます。ただいま御紹介にあずかりました池辺秀夫でございます。はなはだ僭越ではございますが、ただいま局長から申されたとおり、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の故をもって臨時議長の職務を務めさせていただきます。何とぞ御協力のほどをよろしくお願ひを申し上げます。

- 
- 臨時議長(池辺秀夫君)

それでは、これより昭和63年第3回定例会を開会いたします。

本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま26名全員御出席でございます。

- 臨時議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、全議員出席をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 
- 臨時議長(池辺秀夫君) この際、市長のあいさつを願います。

(市長登壇、あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 昭和63年和泉市議会第3回定例会の開催に当たりまして、一言、ご

あいさつを申し上げます。

議員皆様方におかれましては、先般執行されました市議会議員選挙におきまして広く市民の御信任を得られ、めでたく御当選の栄に浴されました。まずもって心から御祝福を申し上げる次第でございます。本当におめでとうございます。

本日、ここに第3回定例会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわります全員御出席を賜り、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、本市も市制施行以来ここに33年目を迎え、いまや人口14万5,000人を数え、関西国際空港建設で注目を浴びる南部大阪の中堅都市へと堅実な発展を遂げてまいりましたことは、ひとえに市議会議員皆様方の日夜を分かたぬ絶ゆまざる御努力、御支援のたまものでございまして、心から敬意と謝意を表する次第であります。

現下の都市行政をめぐる諸情勢は、御承知のように大変厳しいものがございます。とりわけ急速に進展する国際情報化時代や高齢化社会の問題あるいは関西国際空港建設に関連する地域整備計画の一環として銳意取り組んでおります和泉丘陵ニュータウン開発やコスモポリス計画、ラーベンライフリゾート構想の実現、さらには、教育福祉の充実、都市基盤の整備促進、また、国民的課題だとされます青少年問題や同和問題の解決など、解決の急がれる課題や問題も山積みいたしております。しかも、これらを賄います市財政は、経済低成長時代での不況の長期化、それに加えての円高・ドル安等によりまして極めてシビアな現状にあり、市政に課せられた責務はまことに重大であります。

私はこの厳しい実態を踏まえ、諸問題解決のために議員皆様方の深い御理解と力強い御支援、御協力を相賜りながら、今後とも積極的な都市行政を推進をいたしてまいる所存であります。特に昭和63年度の市政運営方針につきましては、去る3月の定例会におきまして御議決をいただきましたように

1. 緑豊かな活力溢れる都市基盤の整備を築くまちづくり
2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり
3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり
4. 地場産業を活性化し、明日の産業を創造するまちづくり
5. 生きがいを感じ健やかな暮らしと心の触れ合いを広めるまちづくり

この5点を基本目標に掲げ、本市第2次総合計画に基づきまして、総合的かつ計画的な行政の運営を行っているところでございます。何とぞ議員皆様方におかれましては、一層の御指導と御支援を相賜りますよう重ねてお願いを申し上げる次第であります。

なお、本議会に御提案を申し上げます諸議案等につきましては、後ほど提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げたいと存じておりますので、何とぞ慎重御審議をいただき、御可決、御承認を相賜りますようもってお願ひを申し上げる次第であります。

なおまた、後刻行われます役員選挙につきましても、円滑に御選任を相賜りますようお願いを申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。何とぞよろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございました。

○ 臨時議長（池辺秀夫君） ただいま市長のあいさつが終わりました。

次に、本日の定例会に出席を求める者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承賜りますようお願いを申し上げます。

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） ここで、事務局よりおわびを申し上げます。

お手元に御配付申し上げております本日の会議に出席を求める者の氏名の表の中で「水道事業管理者」の職名が「水道部長」となってございますが、「水道事業管理者」の誤りでございます。

○ 臨時議長（池辺秀夫君） それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「議席の指定について」を行います。

本件につきましては、あらかじめ決定されておりますので、局長より議席番号並びに氏名を朗読させます。

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。敬称は略させていただきます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議席の指定について

和泉市議会会議規則第3条第1項の規定に基づき次のとおり議席を定める。

昭和63年10月3日

和泉市議会臨時議長 池辺秀夫

1番	坂口敏彦	8番	中塚新治
2番	須藤洋之進	9番	讚岐一太郎
3番	藤原正通	10番	竹内修一
5番	並河道雄	11番	仁井明
6番	穴瀬克己	12番	松尾孝明
7番	赤阪和見	13番	森悦造

15番	柳瀬美樹	22番	早乙女実
16番	西口秀光	23番	原重樹
17番	池辺秀夫	25番	天堀博
18番	若浜記久男	26番	飯坂楠次
19番	木村静雄	27番	奥村圭一郎
20番	出原平男	28番	友田博文
21番	勝部津喜枝	29番	田中昭一

○ 臨時議長（池辺秀夫君） お詫りいたします。ただいま局長朗読どおりの議席に対しまして御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、さよう決定いたします。

○ 臨時議長（池辺秀夫君） 日程第2「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づき、1番・坂口敏彦君、2番・須藤洋之進君、3番・藤原正通君、以上、3名を指名いたします。

○ 臨時議長（池辺秀夫君） 日程第3「会期の決定について」を議題といたします。お詫りいたします。本定例会の会期は、さきの会派代表者会議で決定いたしておりますとおり、本日より10月20日までの18日間と決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から10月20日までの18日間と決定いたします。

○ 臨時議長（池辺秀夫君） 次に、日程第4「議長選挙について」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

選挙第1号

議長選挙について

地方自治法第103条第1項の規定により選挙を行なり。

昭和63年10月3日

和泉市議会臨時議長 池辺秀夫

記

議長当選者

氏名

- 臨時議長（池辺秀夫君）お諮りいたします。議長選挙をいかが取り計らいますか、御意見をお伺いいたします。
- 11番（仁井 明君）暫時休憩をとりまして、代表者会議等で協議をすればいかがかと思ひます。
- 臨時議長（池辺秀夫君）いま、仁井議員より御意見がありましたか、それに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

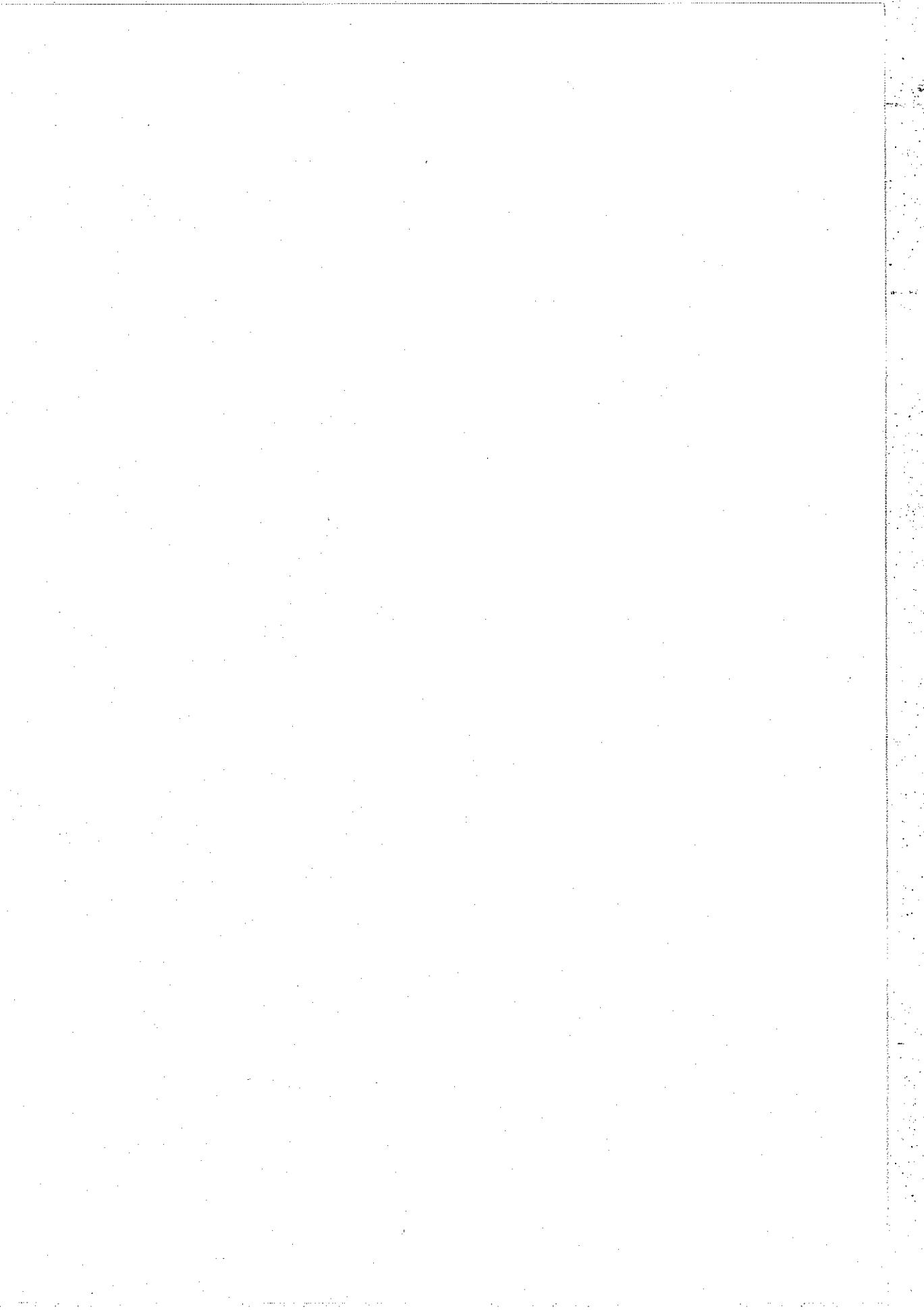
それでは、御異議がないようですので、暫時休憩をいたしまして代表者会議を開きたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

（午前10時20分休憩）

（以後本会議は再開されず、自然流会）



第二日



昭和63年10月7日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	坂口 敏彦君	16番	西口 秀光君
2番	須藤 洋之進君	17番	池辺 秀夫君
3番	藤原 正通君	18番	若浜 記久男君
5番	並河 道雄君	19番	木村 静雄君
6番	穴瀬 克己君	20番	出原 平男君
7番	赤阪 和見君	21番	勝部 津喜枝君
8番	中塚 新治君	22番	早乙女 実君
9番	讚岐 一太郎君	23番	原 重樹君
10番	竹内 修一君	25番	天堀 博君
11番	仁井 明君	26番	飯坂 楠次君
12番	松尾 孝明君	27番	奥村 圭一郎君
13番	森 悅造君	28番	友田 博文君
15番	柳瀬 美樹君	29番	田中 昭一君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助	長役	池田 忠雄	総務部	次長	長	利富	治彦
収入	役役	坂口 禮之助	総務部	次長	長	奥阪	豊宏
市長	公室長	中塚 白	財政課	長	長	堀向	光洋
市長	公室理事	杉本 弘文	同策部	長	長	井川	宏也
市長	公室理事	逢野 一郎	対和部	長	長	中原	鐵美
市長	公室理事	神藤 恒治	福事部	長	長	中原	助和
市長	公室理事	隆琦 大我	福祉事務部	所長	長	上田	義美
市長	公室理事	稻田 順三	市民生活部	次長	長	中岸	好秀
市長	公室次長	鹿島 賢昌	市民生活部	長	長	坂田	平之
秘書	課長	井阪 和充	市民生活部	次長	長	池松	次堯
企画	課長	今村 堅太郎	市民生活部	長	長	辺村	吉
総務	部長	橋本 昭夫	産業部	長	長		
総務	部理事	大塚 孝之					

産業部	事業部	理事業部	事長	富淳一	行信介	防消用	消防地開用地	消防地開用地	次長	高一ノ瀬	武喜貞	士夫延久之	宮喜寿由	士夫延久之	有達男
産業部	事業部	理事業部	事長	高赤	西三田	防地開用地	担当公社事務局次長	担当公社事務局次長	長	明坂辻	貞寿由	喜博通	喜博通	喜博通	嘉平継道一
産業部	事業部	理事業部	事長	中浅	西山崎	地開用地	担当公社事務局次長	担当公社事務局次長	長	内堀	寿由	欣吉	由喜博	由喜博	明行文
建設部	建設部	理建設部	事長	高山谷	中本	地開用地	担当公社事務局次長	担当公社事務局次長	長	川野	隆	嘉平継道一	嘉平継道一	嘉平継道一	嘉平継道一
都建部	都建部	整備部	長	萩高	高井	地開用地	担当公社事務局次長	担当公社事務局次長	長	野村	雄	延久之	延久之	延久之	延久之
都市改	都市良	事業部	長	松林	松木	地開用地	担当公社事務局次長	担当公社事務局次長	長	木田	保	久之	久之	久之	久之
改良事	改良事	事業部	長	富笠	木宅	地開用地	担当公社事務局次長	担当公社事務局次長	長	田原	之	久之	久之	久之	嘉平継道一
水道事	水道事	事業部	長	大田	中井	地開用地	担当公社事務局次長	担当公社事務局次長	長	谷上	恒	久之	久之	久之	嘉平継道一
水道事	水道事	事業部	長	岩岸	岸仲	地開用地	担当公社事務局次長	担当公社事務局次長	長	角谷	清	久之	久之	久之	嘉平継道一
病院	病院	事務局	長	竹林	藤原	地開用地	担当公社事務局次長	担当公社事務局次長	長	泰	益孝	久之	久之	久之	嘉平継道一
病院	病院	事務局	長	藤谷	藤原	地開用地	担当公社事務局次長	担当公社事務局次長	長	夫	博淳	久之	久之	久之	嘉平継道一
消防	消防	長	谷泰	谷泰	夫	地開用地	担当公社事務局次長	担当公社事務局次長	長	農業委員會事務局長	農業委員會事務局長	農業委員會事務局長	農業委員會事務局長	農業委員會事務局長	嘉平継道一

※備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

○ 本公司の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○ 本公司の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北河	雄隆	雄隆
次長	大佐	茂	茂
幹長	土谷	光	光
監査員	上井	隆	隆
主係	中谷	一	一
主係	上村	宏	宏

○ 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和 63 年和泉市議会第 3 回定例会議事日程

(10月 7 日)

日 程	種別及び番号	件	名	摘 要
1	選挙第 1 号	議長選挙について		別 紙

昭和 63 年和泉市議会第 3 回定例会議事日程(追加)

(10月 7 日)

日 稲	種別及び番号	件	名	摘 要
2	選挙第 1 号	副議長選挙について		別 紙

(午後 1 時 15 分開議)

- 臨時議長(池辺秀夫君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中御出席賜り、まことにありがとうございます。  
それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長から報告させます。
- (市議会事務局長報告)
- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。  
ただいま 26 名全員御出席でございます。
- 臨時議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 臨時議長(池辺秀夫君) それでは、日程審議に入ります。  
日程第 1 「議長選挙について」を議題といたします。  
本件についていかが取り計らいましょうか、御意見をお伺いいたします。
- 11 番(仁井 明君) もう大分調整も整っていると思いまして、ここで無記名投票をしたらいかがでしょうか。
- 臨時議長(池辺秀夫君) お諮りいたします。これより議長選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
御異議ないものと認めます。よって、これより議長選挙を行います。  
選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は 26 名であります。

それでは、投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じて順次投票を願います。

○ 市議会事務局長(北野敦雄君) それでは、議席番号順に申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

(投票)

○ 臨時議長(池辺秀夫君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第 28 条第 2 項の規定により立会人に 1 番・坂口敏彦君、6 番・穴瀬克己君を指名いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、両名の立ち会いを願います。

(開票)

○ 臨時議長(池辺秀夫君) それでは、開票の結果を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

○ 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

投票総数 26 票。これは出席議員数と合致しております。

内訳は、有効投票 26 票。有効投票中田中昭一議員 22 票、天堀 博議員 4 票でございます。

したがいまして、田中昭一議員さんが最高得票者であります。

以上でございます。

- 臨時議長（池辺秀夫君） ただいまの報告どおりであります。この選挙の法定得票数は 7 票であります。よって、田中昭一君が議長に当選されました。

以上で議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

- 臨時議長（池辺秀夫君） ただいま議長に当選されました田中昭一君が議場におられますので、本席から会議規則第 2-9 条第 2 項の規定により告知いたします。

- 
- 臨時議長（池辺秀夫君） それでは、議長のあいさつをお願いいたします。

（議長就任あいさつ）

- 議長（田中昭一君） 一言、御礼を兼ねごあいさつを申し上げたいと存じます。

改選後初めての役員選出におきまして、ただいま不肖私が議長に御指名をいただきました。

身に余る光栄と深く感謝すると同時に、その責任の重大さをひしひしと身に感じておる次第でございます。和泉市におきましても 21 世紀に向けていろいろな問題がございますが、理事者側とよく話し合う中、議員皆様方の御支援、御協力をいただき、そして、議会運営につきましても一歩ずつ進めてまいりたい、かように存じておりますので、どうかひとつ今後ともなお一層の御支援、御協力をお願い申し上げまして、簡単でございますが、御礼のごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

- 
- 臨時議長（池辺秀夫君） 以上で私の任務は終わりました。皆さん方の御協力によりまして無事職務を終わらせていただきましたことを心より厚く御礼を申し上げます。

それでは、新議長に申し送ります。どうか皆さん、ありがとうございました。（拍手）

---

（田中昭一議長、議長席に着く）

- 議長（田中昭一君） ただいまは本当にありがとうございました。先ほど、ごあいさつを申し上げましたとおり、よろしくお願ひを申し上げます。

この際、お諮りいたします。「副議長選挙について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、「副議長選挙について」を日程に追加いたします。  
議案を配付させます。

(議案配付)

- 議長(田中昭一君) 「副議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

選挙第2号

副議長選挙について

地方自治法第103条第1項の規定により選挙を行なう。

昭和63年10月7日

和泉市議会議長 田中昭一

記

副議長當選者

氏名

- 議長(田中昭一君) お諮りいたします。副議長選挙をいかが取り計らいますか、御意見をお伺いいたします。

- 11番(仁井明君) 暫時休憩をいたしまして、立候補者の受け付け、決定等を行えばいかがでしょうか。

- 議長(田中昭一君) 他に御意見がないようですので、ここで暫時休憩いたします。

(午後1時45分休憩)

(午後2時45分再開)

- 議長(田中昭一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。これより副議長選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、これより副議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は 26名であります。

それでは、投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じて順次投票を願います。

○ 市議会事務局長(北野敦雄君) それでは、議席番号順に申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

(投票)

○ 議長(田中昭一君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

お詫りいたします。会議規則第28条第2項の規定により立会人に11番・仁井 明君、12番・松尾孝明君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、両名の立ち会いを願います。

(開票)

○ 議長(田中昭一君) それでは、開票の結果を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

○ 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

投票総数26票。これは出席議員数と合致しております。

内訳は、有効投票26票。有効投票中藤原正通議員22票、原 重樹議員4票であります。

したがいまして、藤原正通議員さんが最高得票者であります。

以上でございます。

○ 議長(田中昭一君) ただいまの報告どおりであります。この選挙の法定得票数は7票

あります。よって、藤原正通君が副議長に当選されました。

以上で副議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

- 議長(田中昭一君) ただいま副議長に当選されました藤原正通君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。
- 

- 議長(田中昭一君) それでは、ここで副議長のあいさつをお願いいたします。

(副議長就任あいさつ)

- 副議長(藤原正通君) 先ほどは、浅学非才であります私に副議長という大任を御推挙いたしました、まことにありがとうございます。この上は、微力ではございますが、議長とともに議会の円滑なる運営と市政発展のために鋭意努力をいたしてまいりたいと存じますので、何とぞ議員各位におかれましては、御支援、御協力のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)
- 

- 議長(田中昭一君) この際、お諮りいたします。ただいまお手元に追加御配付いたしました日程表にしたがいまして、それぞれを日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、日程第3より日程第12までをそれぞれ追加することに決します。

それでは、日程第3より第7までは各特別委員会の設置についてでありますので、これを一括議題といたします。

議案の表題のみを朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

昭和 63 年和泉市議会第 3 回定期会議事日程(追加)

(10月 7 日)

日程	種別及び番号	件名	適用
3	議会議案 第 3 号	交通公害対策特別委員会設置について	P. 1
4	議会議案 第 4 号	和泉市中央丘陵等開発事業対策特別委員会設置について	P. 2
5	議会議案 第 5 号	同和対策特別委員会設置について	P. 3
6	議会議案 第 6 号	関西新国際空港対策特別委員会設置について	P. 4
7	議会議案 第 7 号	土地開発公社特別委員会設置について	P. 5
8	議会議案 第 8 号	常任委員会委員の選任について	P. 6
9	議会議案 第 9 号	特別委員会委員の選任について	P. 7
10	選挙 第 3 号	泉北環境施設整備組合議会議員の選挙について	P. 8
11	選挙 第 4 号	泉北水道企業団議会議員の選挙について	P. 9
12	選挙 第 5 号	南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	P. 10

議会議案第 3 号

交通公害対策特別委員会設置について

地方自治法第 110 条第 1 項並びに和泉市議会委員会条例第 3 条第 1 項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和 63 年 10 月 7 日

和泉市議会議長 田中昭一

記

1. 委員会の名称

交通公害対策特別委員会

2. 付託事項

和泉市域における交通並びに公害に係る諸問題

3. 委員会の構成

本委員会は委員 13 名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

議会議案第4号

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和63年10月7日

和泉市議会議長 田中昭一

記

1. 委員会の名称

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会

2. 付託事項

和泉市域における開発に伴う諸問題

3. 委員会の構成

本委員会は委員13名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

議会議案第5号

同和対策特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和63年10月7日

和泉市議会議長 田中昭一

記

1. 委員会の名称

同和対策特別委員会

2. 付託事項

同和対策に関する諸問題

3. 委員会の構成

本委員会は委員8名をもって構成する。

#### 4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

#### 議会議案第6号

##### 関西新国際空港対策特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和63年10月7日

和泉市議会議長 田中昭一

記

#### 1. 委員会の名称

関西新国際空港対策特別委員会

#### 2. 付託事項

関西新国際空港建設に係る諸問題

#### 3. 委員会の構成

本委員会は委員8名をもって構成する。

#### 4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

#### 議会議案第7号

##### 土地開発公社特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和63年10月7日

和泉市議会議長 田中昭一

記

#### 1. 委員会の名称

土地開発公社特別委員会

2. 付託事項

土地開発公社に関する諸問題

3. 委員会の構成

本委員会は委員 18 名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

○ 議長（田中昭一君） なお、ただいま配付いたしました議案書の 2 枚目以降の日付け及び議長名は、時間の都合上記入をいたしておりませんが、御了承のほどをお願いいたします。

お諮りいたします。ただいま朗読のとおり、各特別委員会を設置するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第 3 号より第 7 号までの 5 特別委員会を設置することに決します。

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第 8 及び第 9 は、各委員会委員の選任についてでありますので、これを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第 8 号

常任委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第 4 条第 1 項の規定により選任する。

昭和 63 年 10 月 日

和泉市議会議長 田 中 昭 一

記

総務委員会委員（6名）

産業文教委員会委員（6名）

建設水道委員会委員（7名）

厚生病院委員会委員（7名）

議会議案第9号

特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

昭和63年10月一日

和泉市議会議長 田中昭一

記

交通公害対策特別委員会委員(13名)

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員(13名)

同和対策特別委員会委員(8名)

関西新国際空港対策特別委員会委員(8名)

土地開発公社特別委員会委員(13名)

- 議長(田中昭一君) お諮りいたします。この際、暫時休憩した後議員総会に切り替え、各委員会委員の選任を御協議願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

なお、この場で議員総会を行いたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

(午後3時05分休憩)

---

(午後4時10分再開)

- 議長(田中昭一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会委員の選任につきましては、先刻の議員総会におきまして種々御協議を願っておりますので、はなはだ僭越ではございますが、私から選任させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、各委員会委員の氏名を局長から朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 朗読いたします。

まず、常任委員会関係から申し上げます。順不同、敬称は略させていただきます。

総務委員会委員に勝部津喜枝、坂口敏彦、若浜記久男、森 悅造、仁井 明、友田博文、以上、6名でございます。

産業文教委員会委員に原 重樹、並河道雄、木村静雄、松尾孝明、中塚新治、飯坂楠次、以上、6名。

建設水道委員会委員に天堀 博、穴瀬克己、池辺秀夫、西口秀光、讃岐一太郎、奥村圭一郎、藤原正通、以上、7名。

厚生病院委員会委員に早乙女実、赤阪和見、出原平男、柳瀬美樹、竹内修一、須藤洋之進、田中昭一、以上、7名。

引き続きまして特別委員会関係でございます。

交通公害対策特別委員会委員に天堀 博、勝部津喜枝、並河道雄、赤阪和見、出原平男、木村静雄、松尾孝明、柳瀬美樹、中塚新治、竹内修一、飯坂楠次、友田博文、須藤洋之進、以上、13名。

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員に原 重樹、早乙女実、赤阪和見、穴瀬克己、池辺秀夫、若浜記久男、森 悅造、西口秀光、仁井 明、讃岐一太郎、須藤洋之進、奥村圭一郎、飯坂楠次、以上、13名。

同和対策特別委員会委員に早乙女実、須藤洋之進、西口秀光、穴瀬克己、仁井 明、友田博文、原 重樹、木村静雄、以上8名。

関西新国際空港対策特別委員会委員に赤阪和見、出原平男、奥村圭一郎、讃岐一太郎、勝部津喜枝、坂口敏彦、並河道雄、飯坂楠次、以上、8名。

土地開発公社特別委員会委員に天堀 博、早乙女実、穴瀬克己、並河道雄、坂口敏彦、出原平男、若浜記久男、森 悅造、西口秀光、竹内修一、中塚新治、奥村圭一郎、飯坂楠次、以上、13名。

以上でございます。

○ 議長（田中昭一君） お諮りいたします。ただいま局長朗読どおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第8号及び第9号の委員の選任の件は、朗読どおり選任することに決しました。

---

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第10より第12までは、いずれも組合議会議員の選挙についてでありますので、これを一括議題といたします。

議案の表題のみを朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

選挙第 3 号

泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について

泉北環境整備施設組合規約第 6 条第 1 項の規定により選挙を行なう。

昭和 63 年 10 月 7 日

和泉市議会議長 田 中 昭 一

記

泉北環境整備施設組合議会議員（5名）

選挙第 4 号

泉北水道企業団議会議員の選挙について

泉北水道企業団規約第 5 条第 1 項の規定により選挙を行なう。

昭和 63 年 10 月 7 日

和泉市議会議長 田 中 昭 一

記

泉北水道企業団議会議員（5名）

選挙第 5 号

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について

南大阪湾岸北部流域下水道組合規約第 6 条の規定により選挙を行なう。

昭和 63 年 10 月 7 日

和泉市議会議長 田 中 昭 一

記

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員（3名）

○ 議長（田中昭一君） お諮りいたします。本 3 件の選挙につきましては、先刻の議員総会で種々御協議を願っておりますので、はなはだせん越でございますが、私から指名推薦させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私から指名推薦させていただきます。組合議会議員の氏名を局長から朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。順不同、敬称は略させていただきます。

泉北環境整備施設組合議会議員に赤阪和見、早乙女実、讃岐一太郎、柳瀬美樹、木村静雄、以上5名。

泉北水道企業団議会議員に友田博文、勝部津喜枝、坂口敏彦、出原平男、穴瀬克己、以上、5名。

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員に西口秀光、中塚新治、原 重樹、以上3名。  
以上でございます。

- 議長（田中昭一君） お詫びいたします。ただいま朗読どおり指名推薦することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員は、地方自治法第118条第3項の規定により当選されました。

それでは、ここで泉北環境整備施設組合議会議員に当選されました赤阪和見君、早乙女実君、讃岐一太郎君、柳瀬美樹君、木村静雄君及び泉北水道企業団議会議員に当選されました友田博文君、勝部津喜枝君、坂口敏彦君、出原平男君、穴瀬克己君並びに南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員に当選されました西口秀光君、中塚新治君、原 重樹君に対し、本席より会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

以上で常任委員会委員及び特別委員会委員、出先機関の各議員がそれぞれ決まりました。各委員さん及び出向議員さんは、御苦労ですがよろしくお願いをいたします。

- 
- 議長（田中昭一君） ここで、各常任委員会の正副委員長さんが互選されておりますので、局長をして朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。敬称は略させていただきます。

総務委員会委員長に若浜記久男、副委員長に森 悅造。

産業文教委員会委員長に松尾孝明、副委員長に木村静雄。

建設水道委員会委員長に天堀 博、副委員長に西口秀光。

厚生病院委員会委員長に竹内修一、副委員長に須藤洋之進。

以上でございます。

- 議長（田中昭一君） この際、各常任委員会正副委員長のごあいさつをお願いいたします。

（常任委員会正副委員長代表=総務委員長あいさつ）

- 総務委員長（若浜記久男君） 慣例でございますので、各常任委員会正副委員長を代表いた

しまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

私ども選任されました常任正副委員長の8名は、スムーズな委員会運営を目指して頑張ってまいりたい、かように存じますので、議員皆様方の御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

(拍手)

○ 議長(田中昭一君) 各常任委員会正副委員長さんのごあいさつが終わりました。各正副委員長さんには、委員会の運営についてよろしく御協力をお願いをいたします。

○ 議長(田中昭一君) 以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしました。  
お詫びいたします。本日はこれにて散会いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

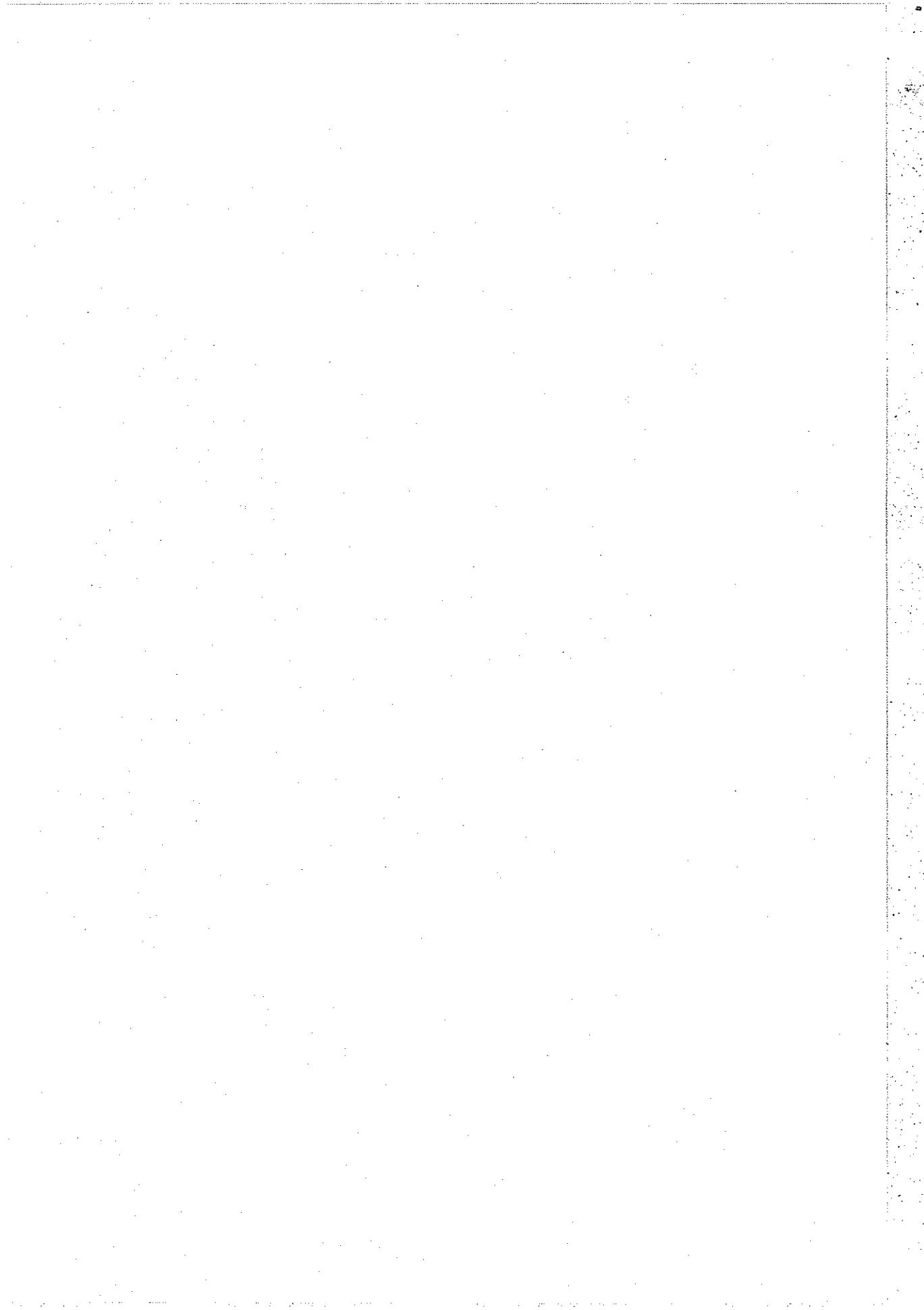
御異議ないようでございますので、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日より12日までは休会とし、13日より一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。本日は長時間、まとめて御苦労さんでございました。

(午後4時25分散会)



第 3 日



昭和63年10月13日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀君
2番	須藤洋之進君	17番	池辺秀夫君
3番	藤原正通君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜校君
8番	中塚新治君	22番	早乙女実君
9番	讚岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
11番	仁井明君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	総務部次長	森利彦
助役	坂口禮之助	総務部次長	奥村豊
収入役	中塚白	財政課長	阪堀光宏
市長	杉本弘文	同和対策部長	向井洋行
市長	逢野一郎	同和対策部長	川向也
市長	神藤恒治	福祉事務所長	井川鉄美
市長	隆琦	福祉事務所長	中原和義
市長	福田順	市民生活部長	生上田
市長	福島賢	市民生活部長	中岸坂
市長	鹿島昌充	市民生活部長	池田利秀
秘書	井堅太郎	市民生活部長	松平修吉
企画課	橋本昭夫	市民生活部長	堺村仁之次
総務部理事	大塚孝之	産業部長	堺村堯

男	広士夫	延久之	有達	男	稔郎	雄嘉平	継道一	清三	忠行
武	喜貞壽	由喜博通	欣吉	明行	文喜意	正小	陽義種	田信	
官	瀬坂辻	内川野	櫻野村	田田原	坂野木橋	端司	田吉森口	高農庄	
高	ノ瀬坂辻	中堀西	逢白重木	生竹佐	明北藤高農	庄吉	森口信	高農庄	
長	次長	長長	長長長長	長長長長	長長長長	次長	長長長	長長長	
防	消防部	本部	本部	本部	本部	教部	部	部	
消	消防部	理事局	事務局	事務局	事務局	育委員	次	次	
用	用地担当	・土地開発	公社担当	参事局	事務局	育委員	部	部	
地	用地担当	・土地開発	公社担当	参事局	事務局	育委員	部	部	
開	用地担当	・土地開発	公社担当	参事局	事務局	育委員	部	部	
發	用地担当	・土地開発	公社担当	参事局	事務局	育委員	部	部	
開	用地担当	・土地開発	公社担当	参事局	事務局	育委員	部	部	
發	用地担当	・土地開発	公社担当	参事局	事務局	育委員	部	部	
事	事長	長長	長長長長	長長長長	長長長長	監查委員	監查委員	監查委員	
業	事業部	部	部	部	部	事務局長	事務局長	事務局長	
業	事業部	部	部	部	部	長	長	長	
業	事業部	部	部	部	部	長	長	長	
設	建設部	部	部	部	部	長	長	長	
設	建設部	部	部	部	部	長	長	長	
設	建設部	部	部	部	部	長	長	長	
整	都市整備部	部	部	部	部	長	長	長	
整	都市整備部	部	部	部	部	長	長	長	
整	都市整備部	部	部	部	部	長	長	長	
整	都市整備部	部	部	部	部	長	長	長	
改	改良部	部	部	部	部	長	長	長	
改	改良部	部	部	部	部	長	長	長	
改	改良部	部	部	部	部	長	長	長	
水	水道部	部	部	部	部	長	長	長	
水	水道部	部	部	部	部	長	長	長	
水	水道部	部	部	部	部	長	長	長	
病	病院事務部	院	事務局	長	長	長	長	長	
病	病院事務部	院	事務局	長	長	長	長	長	
病	病院事務部	院	事務局	長	長	長	長	長	
消	消防部	院	事務局	長	長	長	長	長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局	長	雄	敦	雄
次	長幹長	隆	茂	隆
主	幹長	保	一	一
係	幹長	一	一	宏
主	幹長	宏	一	

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和 63 年和泉市議会第 3 回定期会議事日程

(10月13日)

日 程	種別及び番号	件	名	摘 要
1		一般質問について		

一般質問発言者及び発言の要旨(昭和 63 年 10 月第 3 回定期会)

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

① 23番 原 重樹 議員

1. 公害問題について

- (1) 近畿自動車道等、道路公害について
- (2) クリーニング工場問題について

2. 同和問題について

- (1) 同和事業の今後について
- (2) 個人給付問題について
- (3) 改良住宅問題について

② 22番 早乙女 実 議員

1. 障害者・児対策について

- (1) 緊急一時保護制度(ショートスティ)について
- (2) 福祉会館での機能回復訓練について
- (3) 通行安全対策について

2. 公立幼稚園の 2 年保育について

3. 天皇「重体」にかかわっての市の対応について

③ 6番 穴瀬 克己 議員

1. 総合計画の推進について

- (1) 駅前再開発について
- (2) 中央丘陵開発について
- (3) コスモボリス計画について
- (4) ラーベンリゾート計画について

- (5) 市庁舎建設予定について
- 2. 細街路整備計画について
  - (1) 既存道路の整備について
  - (2) 阪和東側線整備について
- 3. ゴミ・くみとり問題について
  - (1) 個別収集について
  - (2) 月2回のくみとりについて
- ④ 5番 並河道雄 議員
  - 1. 職員の採用試験について
  - 2. 開発指導について
  - 3. 福祉施策の充実について
    - (1) 在宅介護について
    - (2) おもちゃ図書館について
- ⑤ 21番 勝部津喜枝 議員
  - 1. 舞町焼却場問題について
  - 2. 信太・鶴山台地域のまちづくりについて
- ⑥ 25番 天堀博 議員
  - 1. 市役所出張所設置について
  - 2. ゴルフ場問題について
  - 3. 図書館問題について
  - 4. 光明台元道路付帯地について

(午前10時00分開議)

- 議長(田中昭一君) 大変長らくお待たせをいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ多数御出席くださいまして、まことにありがとうございます。  
それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長より報告させます。
- (市議会事務局長報告)  
○ 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。  
ただいま御出席されている議員さんは25名でございます。欠席届け出のある議員さんはございません。赤阪議員さんから遅刻届け出がございます。現在、25名でございます。
- 議長(田中昭一君) ただいまの報告どおりでございます。よって、議会は成立しております。

すので、これより会議を開きます。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。最初に23番・原 重樹君。

(23番・原 重樹君登壇)

○ 23番(原 重樹君) 23番・原です。通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、公害問題についてですけれども、その1番目として近畿自動車道等道路公害についてです。

この近畿自動車道及び泉州山手線などにかかわります道路公害問題につきましては、前期最後の7月議会でも質問をさせていただきました。そのときは、6月に交通公害対策特別委員会も開かれまして、中間発表ということで市としての考え方が出されておりましたが、その後、8月29日付で近畿自動車道、泉州山手線の建設に係る環境保全対策市案なるものが出されておりますので、そのことを中心にいたしまして、再度、質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1番目に、現在の状況と今後の見通しについて明らかにしていただきたいと思います。2日目には、8月29日付で出されました市案なるものは、6月の中間発表そのものとの関係で言えば、最終的なものというふうに理解していいのかどうか。まず、この市の出した案についての位置づけを明らかにしていただきたいと思います。3つ目には、この市の案なるものは、道路公団もすでに〇区をしているものなのか、認めているものなののかどうか。それとも、ただ、市としての案を希望的なことも含めまして出したことなのか、その辺についてお答えを願いたいと思います。さらに、この市の案を地元住民に対して説明をし、納得をしてもらっているのかどうか、お答えを願います。

2番目には、クリーニング工場問題についてであります、「マイシティ一泉北」のマンションの横にクリーニング工場建設設計画が明らかになりました、その後、住民からも反対運動が起り、市の方も一定の対応をしているように伺っております。今までの経過等もあるとは思いますが、具体的な問題でありますので、簡単で結構ですので、現状と今後の見通しについて明らかにしていただきたいと思います。

次に、大きな2番目、同和問題についてであります。この問題につきましては、今までからも共産党議員団がいろいろ指摘をしているとおりであります。基本的な点を改めて一言だけ申し上げておきます。

現在、本市が進めでおります同和事業は、一言で言えば、市当局が行政の主体性を失い、部落解放同盟といふ一民間運動団体言ひなりというやり方であります。国の指導に反するものであります。現在、市のこうした誤った同和事業の進め方に対しまして、いまの和泉市は、市

民が自由にものが言える環境にはありませんので、公に声をあげるかどうかは別としても、いまの同和事業の進め方に対する批判や不満が続出していると言わざるを得ません。いまこそ、今までの同和事業の総括をし、そして、意見具申や啓発指針の積極面を生かし、本市の同和事業を真に14万市民が納得、合意できるものに見直すべきであることを改めて指摘をしておきたいと思います。

こうした基本点の上に立ちまして、次の質問をさせていただきます。

まず、1番目の同和事業の今後についてでありますけれども、これは総論的に伺っておきますが、いまの法律が昭和66年度で終わるということでございますけれども、この66年度までに同和事業をどういうふうに進めていくとされるのか、今後の見通しにつきまして明らかにしていただきたいと思います。

2番目には、個人給付の問題についてであります。具体的な問題であります、個人給付や減免措置などにつきましては、今までからも共産党議員団から指摘もしておりますが、見直しや所得制限の導入などの問題につきましてどう考えておられるのか。今後の見通しも含めてお伺いをしたいと思います。

3つ目には、改良住宅についてであります。この問題につきましては、最初に戸数についてお答えを願いたいと思います。まず1つ目には、現在、工事請負契約を通っている分は1,642戸のうち何戸あるか。そして、残戸数は幾らあるかという問題です。それから、数字の問題の2つ目は、いわゆる政策空き家といわれる分を現在、何戸保有しているか。また、一たん入居して返された分は何戸か、明らかにしていただきたい。それから、いまの住宅課で管理している戸数は何戸か、そのうち料金の入っているのは何戸か、それらの点についてお答えを願いたいと思います。

2つ目には、市民からは、この改良住宅問題につきましては、家賃の適正化あるいは空き家がたくさんあるなどの批判が出ておりますけれども、その辺の考え方等も持っているのかどうか、実態調査等も含めてどういうふうにしていくとされているのか、お答えを願いたいと思います。

以上ですが、自席からの再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長(田中昭一君) 理事者答弁。

○ 産業部次長(赤田信君) 交通公害課赤田からお答えいたします。

近畿自動車道の環境対策の市案につきましては、地域住民の環境を精いっぱい守るべく考えてまいりました。先日、地元関係者に市案の説明を行ってまいりましたが、一部関係者より市案の再検討を求める御意見がございましたが、道路構造等の変更がない中では、ま

ことに難しい問題であると考えております。

なお、市案につきましては、地元はもとより公団関係者にもお示ししておりますが、公団に対しましては、市案を100%獲得すべく協議をしてまいりたく考えております。

地元への説明ですが、8月29日に市案を説明、関係者にお示ししてございます。9月2日には、北池田道路対策委員会で説明を行いました。当委員会では、委員会にかけて結論を出していくということでございます。北松尾地区には、8月31日に市案をお示ししてございます。北池田公害対策委員会には、9月8日と9月29の両日にわたって説明を行いました。北池田公害対策協議会では、この市案ではのめない、再検討できないものかということでございます。

以上でございます。

○ 議長(田中昭一君) 次。

○ 都市整備課長(田中武郎君) クリーニング工場の経過説明につきまして、都市整備課長田中がお答えいたします。

野村クリーニング工場についての建築確認申請の経過等につきましては、前回63年7月の第2回定例会において御説明をさせていただいておりますので省略させていただき、その後の経過につきまして御報告いたします。

本年6月30日、長谷川工務店の対応について調査いたしましたところ、6月24日付で長谷川工務店から入居者に対して文書が差し入れられております。その内容は、当社の責任ではないものの条件的に折れ合えば用地の買い戻しをしてもよいと考える、というものでございます。また、7月13日には、その内容である買い戻しの進展について長谷川工務店より報告を受けましたところ、現土地所有者である大鳥不動産と調整中であるとのことであり、買い戻し交渉に努力するよう同社あてに強く要請いたしました。その後の7月28日以降、数回にわたりその後の経過等について随時、長谷川工務店より買い戻し交渉その他について報告を受け、強く指導もしておりますところあります。また、この間の9月初旬には、産業部交通公害課とともに「マイシティー泉北」の入居者と調整の会合をもちまして、円満解決に向け努力しておるところであります。御理解のほどをお願いいたします。

○ 議長(田中昭一君) 次。

○ 同和対策部長(堀 宏行君) それでは、同対部長から同和行政についての御質問3点のうち、前2点について御答弁を申し上げます。

まず、第1点目の同和事業の今後について、ということでございますが、総論的に話をせよ、ということでございますので、これまでの経過、さらには、今後の見通し等について総論的に御説明させていただきます。

本市における同和対策事業の実施は、昭和40年に示されました國の同和対策審議会からの答申を受けて成立いたしました旧同対法、引き続く地対法、さらには、それを補完する形で昭和62年に制定された地対財特法のそれぞれの法の適用を受け、市民、市議会その他関係者の御理解、御協力を得ながら、環境改善整備事業を中核とする同和対策事業、いわゆる物的事業に全力を挙げて推進してまいりました次第であります。

おかげをもちまして昭和62年末現在、全体計画のうち8割ないし9割程度の完成を見てございます。残された1割の改良住宅等、それに伴います道路、公共下水道の整備、公園、共同墓地等の整備計画についても、現行対象法でございます地対財特法の期限内、すなわち昭和66年末までに完成させるべく、それぞれの部において努力をいたしておりますところでございます。

さて、今後の同和事業でございますが、先ほど触れさせていただきましたとおり、当面、残された物的事業、いわゆるハード面ですが、この完成を目指して頑張ることはもちろんでございますが、事業の当初、すなわち同対法から今日の地対財特法まで、法の性格が物的事業、すなわち実態的差別の解消に重点を置いて行われてまいり、その面では、先ほどお話をさせていただいたとおり一定の成果を見ております。

しかしながら、同和対策の一方の柱であり、かつ最終の目的でもございます心理的差別の解消、いわゆる心の問題でございますが、この点に関しては、まだまだ不十分でございます。もちろん、これまでもこの対策として関係部課を中心といたしまして種々の施策を講じてまいりましたが、今後は、本年2月に示された府の今後の同和行政のあり方3項目を考慮に入れながら、心理的差別の解消をより強化するための具体施策を講じてまいりたいと考えてございます。

2点目の個人給付問題でございますが、この事業は、対象地区住民の経済力の培養、生活の安定及び福祉向上等に寄与することを目的とするとともに、その内容はかなり多岐にわたっており、本市におきましても約20施策を実施してございますが、その本質は、同和問題の解決に資するものでなければならないことは言うまでもございません。

さて、御指摘の事業の改善でございますが、府下的には本年2月の大阪府同和対策審議会の答申の中にも、事業のあり方について一定の検討を必要とすると述べられております。本市といたしましても、市が実施しております個人給付の事業のそれについて、府の動向を見守りながら本市が有しておる特質も勘案し、不合理な面があればそれは正に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 改良事業部理事（笠木恒忠君） 改良住宅の戸数のお尋ねにつきまして、改良事業部笠木よりお答え申し上げます。

御承知のように全体計画は1,642戸でございます。そのうち現在まで工事請負発注済み戸数は1,524戸。その中で完成しておりますものが1,468戸。残戸数は118戸でございます。その中で入居済みは1,353戸。したがいまして、政策空き家としては115戸でございます。

なお、入居後の空き家につきましては53戸でございます。

以上でございます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 住宅課長（岩崎充男君） 御質問の住宅の管理問題につきまして、住宅課岩崎よりお答えを申し上げます。

御質問の住宅の管理上の問題でございますが、入居者の利用実態につきましては、現在、和泉市営住宅全体の入居実態がわかるような調査は、その効果を考えますと非常に調査方法が困難でございますので、現在のところ実施はしておりません。しかしながら、管理上必要な居住実態調査につきましては、住民票なり水道使用実態と照合する方法で一定の調査を行っております。その上で実態を把握をして是正、指導に努めておる次第でございます。特に昨年来、会計検査院による居住実態調査が始まっております。この調査に基づきまして府から調査依頼がありまして、それに基づいて市でも調査を行っておるということでございます。

以上でございます。

○ 23番（原 重樹君） まず、公害問題から再質問をしたいと思います。

先ほどの答弁の中にもございましたように、いわゆる市案なるものは、地域住民の環境をよりよくするものというふうな位置づけで出したという答弁だったと思います。そのことで1点、はつきりさせておきたいんですが、いわゆる市の案をつくった根拠は、よりよき環境づくりという言葉で言われていると思うんですが、この市案を読ませていただきますと、そういうふうには感じられない。なぜかと言いますと、いわゆる公団の方は環境基準をクリアできるということで出ておりますが、それをクリアする上で非常に計算上はいいのだが、不安な点があるという中身ではないかと思うんです。

前提条件として車の通過台数とか大型車の搬入率あるいは本当に80kmの制限スピードで走ってくれるかどうかの問題を検討して出されていると思うんです。いわゆる環境基準をクリアするため、非常に不安定な前提条件を補足強化したのではないかと思うんですが、その辺はどうか。先ほど言われたように、公団の案でも十分に環境基準はクリアできるが、よりよくするためにさらにこれを積み上げたものかどうか、どちらなのかについてはつきりさせていただきたいと思います。

それと、前の7月議会で質問をいたしましたが、地元から出されたトンネル案を解決した後に市案を出していくというふうな言い方があったと思うんですが、1点だけ確認だけですが、そのトンネル案を公団や市がどう処理されたのか、それだけはっきりさせていただきたいと思います。

それから、クリーニング工場の問題でございますが、いま、やっていただいているわけでございますので、それはそれで頑張っていただきたいと思うんです。先ほど、7月に長谷工と大鳥不動産との話し合いをしており、市としそも強く買い戻しの指導をしているんだということだったと思うんです。結局、私が聞きたいのは今後の見通しですが、その話し合いかんにかかってしまいますので、ここでいつまで、ということは言われないと思いますが、再度、ここで確認をしておきたいんですが、強く指導しているということでいいんですが、結局、これは法的には整ったものになっていると思いますので、市の指導がどこまで徹底するのかどうか、その辺では非常に不安なんですね。買い戻しをさせても後でクリーニング工場が建てば終わりなんですが、そういう用途変更も含めた上で必ず買い戻しをさせるという、市としての立場、決意のほどを市長からでも担当部局からでも結構ですが、もう一度お聞かせ願いたい。

○ 産業部次長（赤田信信君） 市案をつくった根拠でございますが、これにつきましては、国の基準等を踏まえながらより安全側に通行時間帯等を取り、さらに、先行道路の通行パターンも加味する中でつくり上げたものでございます。

○ 都市整備部次長（三井義秋君） 地元から出されましたトンネル案につきましては、事業者であります道路公団並びに準高速の事業主体を予定しております大阪府から地元に対しまして、7月末ぐらいだったかと思いますが、現在、道路公団が示しております遮音壁を設置することにより環境基準が守られるということで、トンネル構造は必要性がないという回答をいたしております。

○ 都市整備課長（田中武郎君） クリーニング工場問題の再質問にお答えいたします。

以前にも説明いたしましたとおり、用途地域を含めまして確認申請については法的な面では非常に難しい中、以前、長谷川工務店が所有しておった土地の開発目的につきましては、利便施設用地という形の中で開発協議が整ったものでございます。しかしながら、法的な問題はないものの道義的な問題があるのではないかという形の中で、市として買い戻しを含め強く指導している実態でございます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○ 23番（原 重樹君） 近道の問題については、国の環境基準をより良好にするためのものにした、ということだろうと思うんです。これは結局のところ、果たして公団の数字でクリアできるのか、市がやった通行時間帯も含めてやらないとクリアできないのかという予測の問題

なんですね。ここで議論してもはじまらないわけですが、結局は、公団がクリアできるという基準の不十分な点を補ったということだと思うんです。

そこで、市案なるものが、住民の環境をよりよくしていくという立場もあるでしょうけれども、実際には、担当課だけではしようがない面もあるでしょうが、環境基準をクリアするのかしないのか、その点の議論に尽きるんですね。市案そのものも結局はそういうことなんですね。中身としても、遮音壁を1m50あるいは1mとか積み上げるとか、車の台数にしても、近道の3万9,000台は周囲の道路に比べたら少なすぎるとか、もう少し夜間の走行率が多いとか、実態に合わせて環境基準を補っているわけです。

そこでお伺いをしたいのは、最初、6月の委員会で出されました「近畿自動車道環境保全対策における市の考え方について」というものが出ましたが、これは前の議会でも使わせていただきましたが、私も前期の委員会に所属しておりましたが、「初めに」という部分で市の基本的な考え方方が書かれております。すなわち「単に公害事象のみについて環境基準が守られるかどうかだけでなく、積極的に住環境としての快適環境を創造していくという視点を持って進めなければならない」と述べております。いろいろ前提条件はありますが、環境保全対策を検討するに当たっては、そういうことを基本にしてやっていくんだということです。

それを改めて読ませていただき、現在の市の対応についても聞かせていただきましたが、単に環境基準が守られるかどうかだけでなく、地域住民の合意も含め、よりよい環境づくりを求めて市としてやっていくんだという発想で当時は受け取ったわけです。結局、公害がどうこうだけでなく、新しい町づくり、近代的な都市づくりを進めていくんだという視点なんですね。それが基本やったわけでしょう。その辺の基本をどこに置いてこの問題に取り組んでいるのか、改めてお聞かせ願いたい。

それから、クリーニング工場問題につきましては、対応されている中身でございますので、個々の問題についてはそれで結構ですので、今後も頑張っていただきたい。後でまとめて意見を申し上げたいと思います。

○ 産業部長（松村吉堯君） 近道についての再度のお尋ねでございますが、市案に対する考え方と町づくりとの関係の御質問だろうと存じます。

御案内のように、地域の発展につきましてはいろんな要素がございますが、道路もその要素の1つだろうと思います。それと、住環境の調和につきましては、われわれも仕事をする中で常に求めることでございます。先ほども次長からお答えいたしましたように、市の案につきましては単に遮音壁だけ積み上げたという、結論的に見ればそういうことかもしれません、公団から示された案についても、一定の基準はクリアされることに相なるわけでございますが、

中身につきましてわれわれが再度精査いたしまして、先行する道路等の実態をとらえた上で、精いっぱいの数字を使ってやらせていただいたことは事実でございます。そういう中、町づくりと住環境の調和ということにつきまして努力をしていきたいというのが実態でございます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 28番(原 重樹君) いまのお答えにも出ていたと思いますが、結局、町づくり問題を含めまして、近畿自動車道がコスモボーリスや中央兵険、リゾート構想あるいは空港関連で和泉市が計画している町づくりになくてはならない道路だという、その上の調和だということの答弁だろうと思います。本当に住環境を守っていく、悪化させない努力という、環境基準にとらわれることなくやっていくという立場ではなかったと判断せざるを得ない。

私がなぜトンネル案の話を聞いたかと言いますと、環境基準を遮音壁をすることによってクリアできるからトンネル案は必要ない、という公団の答えであった。これは必要ないということであって、不可能であるということではなかった。これは私自身、トンネル案そのものに固執するわけでもないが、実際には、環境を守っていくという立場からすれば、和泉市という行政が、そういう立場に立って道路公団や大阪府と対応してきたかという姿勢が問われると思うんです。和泉市は、住民の立場に立って住環境を守るために頑張ってない、市の態度はいいかげんなものだと思っております。今までからも本会議や委員会等でも市長は、住民合意を得て進めていく、あるいは調停役になっていくと言われておりましたが、結局は、言葉の上だけで実際の行動はそうなってない。先ほど紹介した基本的な観点からも、そういう町づくりを先行させたことにしかならないと思う。

なぜ私がここまで言うかといいますと、特に最近、大阪府内でもそうですが、環境白書が発表されていますが、ここ10年間ぐらいは、大阪府内の環境は最悪の状況になっていると報道されておることは御存知のとおりだと思います。岸知事がそのために「ノーカー運動」、車を使わない日をつくろう、という運動を提案されていることも新聞に載っておりました。たとい環境基準内であっても、大気汚染の状況によっては、子供たちのぜん息がその濃度に比例して増えているという統計も報道されている折もあります。

こうした府内の状況を見れば、いまの和泉市というのは比較的良好な環境を維持していると言えますが、新空港関連も含め環境対策を二の次にして開発のみを追っていけば、和泉市や泉州全体の環境も大阪市内や大阪の北部の住民が苦しんでいるような、環境基準をオーバーする状態が拡大していくことになります。いまが、そくなないようにする大事な時期なんです。いま、市が本当に環境を守るという立場に立てるかどうか、そのことが問われる非常に大事な時期なんです。だからこそ、先ほどトンネル案の話をしましたが、不可能でなく、必要がない

からというだけの話でなく、そこで和泉市が地域の住環境を守っていくかどうかとなると、その姿勢は非常に弱いと思います。

こればかりやっていると時間がなくなりますのでやめておきますが、あくまでも住環境を守るという立場を貫いていただきたいと思います。同時に、地元関係住民の一部が合意されていない、市の案に対しても再検討を要求するという声がある、というお答えがありましたら、地元関係住民の合意なしにこの建設を強行しないよう、合わせて強く申し上げておきたいと思います。

クリーニング工場の問題でございますが、先ほどの答弁は、それはそれとして聞いておきたいと思います。ただ、関連して一言だけ指摘をしておきたいのは、この問題は、本来、一度は公害問題あるいは建築確認申請等も含め、市を通ってOKが出たものなんです。その上で住民運動が起こって市も対応せざるを得なくなっているのが現状なんです。仮に住民運動が起こっていないならば、そのまま建設されただろうというのは、だれもがわかる話なんです。この責任問題を追及していくと、環境保全条例の窓口である交通公害課がどうだったのか、となりますが、本当にこの環境保全条例を活用し、その上で指導に当たっていくという姿勢が、今後、いろんな開発問題が出てくることを考えれば、そのことが非常に問われてくると思うんです。

これは単に交通公害課だけの問題でなく、市全体の話です。担当部局にどういうふうに配分するかは別として、人員や体制等も含めきちんと以前に検討し、そういうようにさせていくように指導していくことが必要なんですね。いまは後手後手に回っていますね。今回の問題でもまたま長谷工が買い戻しをしてもいい、と言うてますから問題がつながってますが、言うてくれなかつたら話にならない。その辺は、今後の問題として検討していかなければならぬと思いますので、一言、申し上げておきます。

次に、同和問題についてであります、まず、総論的な問題はいろいろありますが、心理的な差別解消の問題で議論すれば長くなりますので、今回はやめておきますが、今までから申し上げている点もありますので、その辺は考慮していただきたいと思います。それから、66年度までにハード面は完成をさせていくということでありますので、それも聞いておきたいと思います。

2つ目の個人給付問題であります、府の動向を見ながら是正をしていきたいという答弁でしたが、実際問題は、いつするのか、ということです。府の動向を見ながらしなければならないとなればしようがありませんが、本当に数年前から総括も含めて見直しが必要だとか、抽象論ではいろんなことが言われますが、結局は、いつするのか、というところが抜けているんですね。その辺での考え方を本当に持っているのかどうかについて、第1点目としてお聞かせを願

っておきたいと思います。府の動向を見て、と言われますが、府の方でも個人給付事業の一定の見直し案というものをつくりながらやっているということですが、結局、部落解放同盟に提出するだけで、ほかには明らかにしていないというのが現実なんです。その辺で和泉市はどうするのか、その辺のお答えを願いたい。

それから、改良住宅問題ですが、数字のこととて先にちょっとお聞かせ願いたいんですが、住宅課が管理している戸数について改めてお聞かせを願いたいんです。先ほどの数字は改良の方から言われたものだと思いますが、いま、完成しているのは1,468戸ですか、実際にこの数なのかどうか。私は別々に聞いておりますので、ちゃんと答えていただきたい。住宅課の方で管理しているのは何戸なのか、料金が入っているのは何戸なのか、改めてきっちりしてほしいと思います。

- 同和対策部長（堀 宏行君） 2点目の個人給付に関する所得制限などの見直しはいつするのか。また、するとして、その内容をどういうふうに公開するのか、というお尋ねに対しまして、合わせて私の方からお答えさせていただきます。

まず、いつするのか、ということでございますが、先生がいみじくも言われましたように、大阪府や大阪市あるいは府下の実施市におきましても、同じようにこれから個人給付事業については、問題化されてございます。個人給付を考える場合、本市の特質である大規模地区であるということからどうしてもおくれがちになっていることは、地域の実態としてやむを得ないと思います。

個人給付につきましては、同じように実施している府下の市におきましては、金額に多少の差はあろうとは思いますが、ほぼ同種の事業を実施してございます。したがいまして、われわれといいたしましても、いつするのか、ということにつきましては、考え方を同じくし、かつ同種の事業を実施している市が集まりまして、例えば阪南の市長会あたりでも検討していることは事実でございます。それらの動向を見ながら不合理な点があれば是正していきたい。主体性、具体性がないというおしかりを受けるかもしれません、その点は御容赦願いたいと思います。

また、具体案ができれば見せるのか、ということでございますが、私どもといいたしましては、そういうことになりますれば、できるだけ公開していきたいと思います。

以上でございます。

- 住宅課長（岩崎充男君） 答弁を省略してまことに申しわけございません。先ほど答弁がありましたように、完成戸数が1,468戸、政策空き家が115戸、それを差し引いた1,353戸が住宅課の方で管理してある戸数でございます。そのうち一般空き家が58戸でございますので、料金が入っている入居戸数は、ちょうど1,300戸でございます。

○ 23番(原 重樹君) まず、個人給付の話ですが、いまの答弁は非常に抽象的です。もっと具体的に聞いていかないと議論としては噛み合わないと思います。なるべく1時間以内に終わりたいと思いますので、もう再質問はやめておきますが、実際には府段階も含め、いろいろな面で検討をしていくとなっていることは私も知っていますし、また、事実だと思います。しかし、先ほど紹介しましたように、実際には部落解放同盟に見せて検討し、また、返ってくるということをやっているわけです。それでは、本当の検討にならないんです。その辺で本当に市が主体性を持ってこの問題を進めるのかどうかが問われていると思いますので、非常に中途半端になりましたが、意見として申し上げておきます。

改良住宅の問題で個々に聞かせていただきたいと思いますが、1つは、戸数は明らかにしていただきたいので結構ですが、一たん入って返した分53戸を抱えているわけでですが、この数字につきまして、最初は20余戸、少し前は40余戸、そして、53戸と聞くたびに増えていますが、一体どういうことになっているのかということを知りたいんです。どのような理由、原因で返しているのか。もちろん、亡くなったりとかいうこともあるでしょうが、簡単に言えば、住む人がおらなくなったりしたんでしょう。その原因も含めて今後の見通しはどうかということです。

それから、この53戸について、最近建てた新しいやつはともかく、今まで再度、貸すということをしたことがあるのかどうか。そういうふうになっているのかどうか。この53戸については住宅課の管理なんですね。その辺も合わせてきっちりお答え願いたいと思います。

○ 住宅課長(岩崎充男君) 一般空き家の増加傾向の中身と見通しでございますが、御指摘のとおり、入居者が亡くなられるとか、転出をして返還をされるというケースがほとんどでございます。部分的に申し上げれば、実態調査に基づいて、当面、使用する必要がない部分の住宅ということで指導する中で返還をしていただいた住宅もございます。それと、今後の見通しでございますが、きちんと統計を取ってどのように増加しているかを見ているわけではございません。見通しはきわめて立てにくいということでございます。

それから、一般空き家は53戸ほどでございますが、これらの利用につきましては、御承知のとおり、丸笠の改善事業を計画しているところでございますので、それに基づきまして、仮住居の確保を検討しているところであります。一応、当初予算の説明の中では、公園を使用するという計画で私どもは進んでいたわけですが、改良住宅のストックの有効活用を図ろうということで仮住居として使っていく。さらに、今までから申し上げておることと思いますが、不良住宅の買収の受け皿にも一般空き家が使用されてございます。したがいまして、買収計画との整合性が必要になろうかと思いますが、その範囲内で仮住居として使用していきたい、このように考えておるところでございます。

○ 23番(原 重樹君) 先ほど、質問を1点、忘れておりましたが、実態調査を含めて水道や住民票などと突き合わせてやっているということもあるでしょうが、そのようにして実態を把握して是正指導を強めていると言われてきましたが、その辺の基準をどうしているのか。

あるいは是正指導と言いますが、今後の見通しも含めてどのように具体的にしていくとしているのか、その中身についてもう一度明確にしていただきたい。

それと、53戸の分については、これは住宅課の管理なんですね。そして、115戸の政策空き家の分については改良の方ですか、その点を明確にしてください。

○ 住宅課長(岩崎充男君) おっしゃるとおりでございますが、一般空き家すべて私どもで管理をしているということではなく、先ほど申し上げましたように、不良住宅の買収の受け皿として利用している部分もございます。したがいまして、両部門で協議をしながら進めておるのが実態でございます。

それから、是正指導の中身、基準でございますが、私どもが実際にこの指導をした結果、いろんな部分での実態が明らかになったわけでございます。管理条例上の手続が必要になってくる部分が漏れておるというものがたくさん見つかりました。したがいまして、これらをきちんとしなさい、という指導をしてございます。その基準は、あくまでも管理条例に基づいて実施をしているということでございます。

○ 23番(原 重樹君) 1つは、是正指導の問題ですが、実態をそれなりに把握しているということでありますので、きょうでなくても結構ですが、いろいろ出ました、と言っておりますので、その中身を資料としてはっきり出せるのかどうか。こういうケースがあるという一般論でも結構です。これは部長の方からお答えをいただけるのかどうか知りませんが、その点を明確にしていただきたい。

もう1点は、改良の話になると思いますが、115戸の政策空き家の分については、改良で管理をしているということですね。もちろん、転がし方式でやっているのですから、不良住宅を買収したときの仮住居として残しているという意味でしょうが、そうなってくると、今までから1,642戸の戸数についていろいろ疑問を投げかけ、質問もさせていただきましたことは御存知のとおりです。

その過程において、途中から一たん入居して返した分の話がころっと出て、おかしいやないか、という話をしました。そのころから1,642戸で足りるかどうか、という話も出ましたが、これも使っていくという話が出ました。しかし、なぜこの53戸が改良に戻らんと住宅課で管理をしているのかということです。本来、本当にそうしていく気があるならば、それも1つの受け皿として改良で管理をしていくべきなんでしょう。丸笠の改善計画は一時的な話ですからと

もかく、そうするのが当たり前なんですが、実際には、そういうふうにはなっていない。その実態が、はっきり管理面で出ていると思いますが、その点はいかが考えているのか、再答弁をお願いいたします。

- 建設部長（浅井隆介君） 是正指導の中身の問題で資料提出の問題が出ておりますが、先ほど、課長がお答え申し上げましたように、これは会計検査に基づく府の指導によりまして、同じ内容の調査を行ったものでございます。別に中身はどうこうという問題ではございませんが、府の住宅政策課と協議の上、先生の方にできるだけ明らかにしていきたいと考えております。少しお時間をいただきたいと思います。

- 改良事業部長（富田宏之君） 改良部富田からお答え申し上げます。

ただいま答弁しております管理上の問題でございますが、原則として改良部で管理するもの、建設部住宅課で管理するものは分けております。御指摘の115戸の空き家については、改良部で管理をするのがいいのではないかという御指摘がございました。ただ、私の方としては、一たん入居後空き家になった分のリストについても、住宅課と改良の双方で持っております。

それと、やはり新しく買収交渉に入る中では、新しい改良住宅に入ることを希望される方が90%以上でございます。また、一部改良住宅建設の場所によりましては、どうしてもその町内の建設場所のところを希望される方も数件ございます。そういうものにつきましては、改良部の担当者と住宅課の担当者の中で十分調整しておりますので、現段階での管理の不行き届きな面は何も発生しておりません。今後とも現在のような形で改良部と住宅課の連絡を密にしながら効率的な運用を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 23番（原 重樹君） 意見だけにしておきます。

実態調査の資料の中身については、それほど中身はないんや、という話ですが、例えば指導して返させた分が53戸の中にも数件あるということですので、そういうことも含めぜひとも出していただきたいことを議長さんにもお願いをしておきます。

それから、管理の点ですが、改良部で53戸を管理していくのか、住宅課で管理をしていくのがいいのかという、どちらがいいか、悪いかの問題とは違うんです。答えとして聞けば、連絡を密にしておりるので障害にはならない、と言われております。確かに障害にはならないと思いますが、こちら側の質問に合わせてそういう考え方をされますが、実際には、話としては全く変わっていってるわけでしょう、新しい方がええという話にもなるでしょう。しかし、建設省も認めている1,642戸で足りなかったら、どないかしていかないとしようがないという話になる。そういう傾向です、と言っているんやからね。本当にそこの担当課が管理して、こういうものがあります、こういうものもあります、とやっていくのが当たり前でしょう。し

かし、そうなってない。

今まで一連の答弁は、そのときどきの質問に合わせて答えるだけのごまかしがあるんです。本当にこの問題はきっちりしていかないと、結局、その場、その場の答えとしてやっていかれては困るということです。だからこそ、町づくりの前提条件である人数とか、その他いろんな問題について聞いてきましたが、不明確な点が多くすぎるし、われわれにとってわからない。その点では、1,642戸の問題については、共産党議員団は工事請負契約を含め保留しておりますように、本当にそれをせんでもええだけのはっきりした資料を示すべきだと思います。

今回は、個人給付や改良住宅に限って質問をさせていただきましたが、基本的には最初に申し上げましたように、いまの和泉市が進めている同和事業は部落解放同盟の言いなりです。本当に14万市民の合意が得られ、市が主体性を持った同和事業を進めていくことが大切だと思いますので、その点では再度の意見として申し上げまして、私の質問を終わっておきたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長（田中昭一君） 次に、22番・早乙女実君。

（22番・早乙女実君登壇）

○ 22番（早乙女実君） 22番・早乙女実でございます。通告の要旨に従いまして一般質問をさせていただきます。何分、初めての質問でございまして、議会形式にも慣れておりませんので、よろしくお願ひを申し上げます。

最初に、障害者・児の対策について、3点にわたりましてお聞きをしたいと思います。

国連は国際障害者年の翌年の1982年、障害者に関する世界行動計画を発表いたしました。障害者の全面参加と平等を1983年から92年までの10年をかけて実現しようとして世界各国に呼びかけました。今年は行動計画の6年目、言わばちょうど折り返しの第1年目になつておりますが、これまでの5年間に何ができ、そして、今後の5年間に何をなすべきか、まさにそうした点が問われている今年だと思います。そうした点を考えまして、最初に緊急一時保護（ショートスティ）と言われております制度についてお聞きをしたいと思います。

和泉市の福祉事務所が発行しております「福祉の手引」や市制30周年のときに出ました「市民の暮らしのガイドブック」がございますが、この中では、在宅重度障害児等緊急一時保護制度につきまして次のように書かれております。すなわち「重度障害児などを介護されている保護者が病気や出産などにより家庭での介護が困難になった場合、一時的な保護を施設で行います。原則として7日間、やむを得ない理由と判断したときは、1ヶ月を限度に延長する」という説明があります。大変ありがたい制度だと市民の皆さんも思っておるわけですが、現実には、幾つかの問題点があるやに聞いております。そこで、もう少し詳しく制度の内容、とり

わけ利用できる障害者・児の施設の場所や内容についてお聞かせいただきたいと思います。

第2に、福祉会館がオープンいたしまして、幼児等の機能回復訓練が行われるようになっておりますが、その利用状況や現実に行っております職員体制などにつきまして、内容をお聞かせいただきたいと思います。

3番目に、障害者・児の通行安全対策についてお聞きをいたします。幾つかございますが、今回は、視力障害の方の点字ブロックと車椅子を利用している方々への通路確保の問題のみをお聞きをしたいと思います。

公共施設や駅など必要なところには点字ブロックなども完備されてきておりますが、これが現実に使える状況にあるかと申しますと、はなはだ疑問でございます。例えば商店名を申し上げて恐縮ですが、府中駅前の「マクドナルド」の前や住友銀行の商店街側などでは、点字ブロックがはがれて用を足さないという状態がございますし、放置自転車が通路を横断する形で置かれて通路を完全にふさいでおり、車椅子の方が御通行できないという状態もございます。現実に私どもも通れないような駅前の状態になっております。こうした障害者対策ができておりますが、そりした施設の維持管理についてどのように考えられ、今後、どういう対策を構じるおつもりなのか、お聞かせいただきたいと思います。

大きな2番目の問題として、公立幼稚園の2年保育についてであります。園児数の減少によりまして南池田幼稚園が休園になったことは、大変記憶に新しいところであります。その折にも共産党市会議員団として先輩諸氏が意見を述べているところでございますが、以前、公立幼稚園2年保育の実施を予算要望書で提出したり、また、私自身も選挙でその実現を訴えてきたところであります。

そこでお聞きをいたしますが、先日、議員になりました際、市役所の職員労働組合のニュースなども目に触れたわけですが、市立幼稚園の父母を対象にしてアンケートを実施した結果を組合ニュースで発表しております。この調査結果につきましては、当然、2年保育に係る調査結果でありますので、当然、市当局は御承知のことだと思いますが、いかがでありますでしょうか。また、市当局自身も父母へのアンケートを実施したやに聞いておりますが、どのような内容で実施され、実施の趣旨、目的はどのようなものであったか、お聞かせいただきたいと思います。

大きな3点目といいたしまして天皇の重体にかかわっての和泉市の対応についてお聞きをしたいと思います。

天皇重体で政府を始めNHKや商業マスコミの多くが連日連夜、国家的、国民的大事件のように扱い、国民を天皇賛美に駆り立てていると思います。全国市長会事務局は9月22日、都

道府県市長会事務局あてに連絡文書で天皇の死を想定し、自治省の事実上の行政指導として地方自治体主催の行事の中止や、開会中の議会の審議中断などを求めるということが起きました。その後、この連絡文書は撤回されましたが、その趣旨に基づいた行事の中止や自粛が、全国の少なくない自治体で行われているのは事実でございます。本市でも商工祭が延期されておりますが、地方自治体として天皇についての根本問題をあいまいにせず、民主主義と地方自治の原則、国民主権の原則を踏み外すことのないようにと、先日も共産党市会議員団として市に申し入れを行いました。その申し入れました次の点につきまして、本議会で市の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

その第1は、学校行事を含め市関係の諸行事を天皇の病気または死去などを理由に変更や自粛などをされることがないようにという点であります。第2に、容体の悪化や死去にあっても市長などが弔問、葬儀への参加を行わないことや、市民や職員に見舞いや弔問の押し付けを行わないようにという点であります。第3番目に、死去の際にも市の業務については平常どおり行え、という3点であります。

以上についての御見解をお聞かせいただきますようお願いを申し上げます。

以上で私の質問要旨の説明を終わらせていただきますが、答弁の内容につきましては、再質問の権利を留保して終わらせていただきます。

○ 議長（田中昭一君） 理事者答弁。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 第1点目の障害者・児対策に関する4点の御質問のうち、最初の緊急一時保護制度（ショートスティ）つきまして、福祉課長金谷よりお答えいたします。

まず、在宅重度障害児等緊急一時保護制度と申しますのは、家庭で重度の障害者・児を介護している保護者の方あるいは家族の方が、病気、出産あるいは冠婚葬祭のような社会的理由あるいはその他の私的な理由で介護できない場合におきまして、障害者・児の施設におきまして、一時的にその障害者・児を保護する制度でございます。

保護の対象者は、重症心身障害者・児、重度精神薄弱者・児、重度身体障害者・児等でございまして、保護の期間としては、原則として7日間でございますが、やむを得ない場合は、1ヵ月を限度として延長することができるものでございます。また、この制度によります一時保護に要する経費のうち、保護者に御負担いただく額といたしましては、先ほど申し上げました入院等の社会的な理由によるものにつきましては、一日当たり食費相当額として1,300円でございます。私的な理由によるものの場合は、総経費相当額として施設の種類によって異なりますが、最低8,025円、最高1万5,225円でございます。

なお、この制度は大阪府の事業でございまして、収容する実施施設の指定などは大阪府が行

っております。和泉市福祉事務所といたしましては、利用するための事前の登録の手続などの部分を担当しております。

また、実際にその保護を行う場合、保護の実施や保護期間の決定などにつきましては、実施施設との調整を行なうわけですが、障害者は市が行ないますが、障害児につきましては、大阪府の児童相談所が行っております。

以上が制度の概要でございます。

次に、その制度の実施施設でございますが、対象者別に申し上げますと、重度の精神薄弱者と身体障害の重複障害のある者・児の両方を対象とするものには、枚方市内にございます枚方療育園と東大阪市内の高井田障害者センターの2施設がございます。次に、重度精神薄弱児につきましては、泉南市の砂川厚生福祉センター、富田林市の金剛コロニー（いずれも府立）がございます。それと、東大阪市の向陽学園、同市の高井田障害者センター、これらを含めまして合計8施設でございます。次に、重度精神薄弱者につきましては、本市伯太町にございます太平学園、泉南郡熊取町の熊取療育園、富田林市の金剛コロニー・高井田障害者センターなどの9施設でございます。重度障害児については、吹田市の大坂府西本願寺常照園を初め3施設。重度肢体不自由児は太子町の太子学園。

以上の施設が、緊急一時保護施設として利用されておるものでございます。

以上でございます。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 総合福祉会館館長（松尾 守君） 2点目の福祉会館での機能回復訓練につきまして、福祉会館松尾よりお答え申し上げます。

福祉会館における機能回復訓練事業につきましては、本年4月から毎週月曜日と木曜日の2回、午後1時30分から午後3時30分までの約2時間行っておりまして、これにかかる職員としては、理学療法士、看護婦その他の職員により実施いたしております。

なお、1カ月に一度、整形外科医師により対象者の検診を行なっているところでございます。

次に、機能回復訓練の利用状況でございますが、9月末現在で受け付けました人数は、者（大人）が10名、児（子供）が11名の合計21名となっております。そのうち常時機能回復訓練を受けに来られている方は、者で5名前後、児も5名前後の計10名前後でございます。

以上でございます。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 3点目の視覚障害者誘導用ブロックの管理と補修につきまして、道路課谷よりお答え申し上げます。

現在、設置しております視覚障害者用誘導ブロックは、国際障害者年の昭和59年に設置したものでございまして、その維持管理につきましては、日常業務を通じて行っておるところでございます。現在、補修を要するところが数カ所ございますので、早急に補修をすべく準備を進めておるとところでございます。

以上でございます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 学事課長（石本博信君） 公立幼稚園の2年保育につきまして、学事課長石本からお答えさせていただきます。

まず、組合が2年保育の問題についてアンケート調査したことを探っているか、ということですが、組合が独自に公立幼稚園の現在の在園の保護者に対してアンケート調査を実施されたことについては承知しております。

それから、2点目に市でもアンケート調査を行ったと聞いているが、その趣旨と目的ということでございますが、御指摘のように、全国的に幼児数の減少に伴います園児数の減少傾向は、幼稚園教育にとって大きな課題となっております。すでに御承知のとおり、本市におきましても例外でなく、非常に深刻な問題となってきたところであります。こうした状況を踏まえ、今後の園運営の参考に資することを目的といたしまして、教育委員会では、3歳児並びに4歳児を持つ保護者を対象にアンケート調査を実施いたしております。よろしくお願いをいたします。

○ 議長（田中昭一君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 早乙女議員さんの3点目の天皇陛下御重体にかかる市の対応についての御質問でございます。事が憲法上にも関連してくる問題だと存じますので、私からお答えさせていただきます。

共産党議員団の皆さん方から9月29日付で4項目にわたってのお申し入れをいただいたことは、私も受け取り承知いたしておりますところでございます。天皇陛下の御病状に伴う市の諸行事につきましては、御案内のとおり、天皇陛下につきましては、日本国憲法第1章第1条で「天皇は、日本国の象徴であり国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」というふうにされております。日本国歴史的な成立の過程あるいは国民感情等を勘案して日本国憲法が制定され、発布されたものだと存じております。

こうした意味合いで憲法を守る立場から、私たちも日本国民統合の象徴である点から天皇の御病状については非常に心配をし、御回復をお祈りする気持ちはございます。しかし、象徴でありますので、主権は在民でございますので、そういう趣旨は、お申し入れのあるなしにかか

わらず、十分に承知をしているところであります。天皇の御病状につきましては御回復を祈りながらも、市の諸行事についても一切過剰反応を示さないよう、爾々と業務、行事を行っていくというのが市の対応でございます。お申し入れの諸点は、十分に承知をしているところでございます。

もしものことがありました場合のお尋ねでございますが、御回復を祈るや切なるものがある気持ちの中、万一ということがあった場合の御答弁は差し控えるのが国民の立場ではなかろうか、かように存じておりますので、さよう御承知おきいただきたい。ただ、そういう「Xデー」があるとするならば、象徴であり一般国民ではありませんので、國の方から何らかの連絡があるのではないかと存じます。それらを考え合わせながら、もちろん、市の業務には支障はないようにさせていただき、爾々と業務に従事しながら対応していきたいと思います。

以上、率直な考え方を述べさせていただきました。よろしくお願ひを申し上げます。

- 22番(早乙女実君) 最初の障害者・児の対策についてであります。大変施設がたくさんあるような印象を受けました。私も福祉の方からいただきましたが、22カ所の施設が挙げられておりますが、現実に障害児を持つお母さん方が預けようとすると、意外とその対象となる施設が見当たらないのが現実でございます。先ほどお聞きした中でも、とりわけ重度の重複心身障害児を収容する施設は、阪南地域には一切ございません。その方々は、枚方の療育園か、東大阪の高井田障害者センターへ行かなければならぬのが現実でございます。

先日も障害児を持つあるお母さんから「私の子供は重度の心身障害児です。体温の調節もままならず、医者から5歳まで命が持つかどうかわからない。5歳になったら、7歳まで生きられるかどうかわからない」と言われました。いま、小学校の2年生です。そういう状態で市立病院で治療を受け、救急入院をしなければならない事態になつたらすぐに運んでこいとお医者さんにも言われております」とおっしゃっています。

この方は長崎県五島のご出身で、郷里の方に何かがあれば行かなければならぬし、御主人は単身赴任をされ、家にはその障害児のほかに双子のお子さんがおられ、80歳のお婆さんもいらっしゃいます。そうした人が北摂の枚方まで子供を預けに行くことが現実に可能かどうかという問題なんです。とりわけ、微妙な子供の反応の変化が出、カルテも何もない枚方の施設から救急車で運ばれた場合現実的に対応が可能かどうか、はなはだ疑問だと思います。

先ほどおっしゃったように、基本的には大阪府の制度であります。窓口は市がかかわっているわけです。市民は、この制度は大阪府の制度だから頼みに来るとか、しようがないとあきらめるとかいうことは滅多にできない。細かく対象障害別に施設があります。阪南にもございますが、障害者の施設の連携がとれないものかどうか。者対象の施設と児対象の施設は、府の

制度別の補助金を含めて全く制度が異なるのはわかっておりますが、そりであっても、現実の対応について大阪府も含め、あるいは市独自でそういう対応可能な制度を研究していくお考えがないかどうか、再度、お聞きをしたいと思います。

福祉会館の機能回復訓練につきまして御説明をいただきましたが、始まつたばかりの事業でございますので、とりわけ具体的な要求はいたしませんが、これからいろいろ検討していくなければならない問題も多くあると思います。いま御説明がありましたように、月曜日と木曜日の2時間ということですが、現実には大人が1時半から2時半までの1時間、幼児が2時半から3時半までの1時間ということで、非常に時間が短い時間で行われております。しかも、理学療法士さん、看護婦さん、職員さんがいらっしゃるということですが、そうした体制にかかわっての短い時間割合であろうとそく聞いております。

こうした機能回復訓練に通われているお母さんにお話を聞いたんですが、やはり時間的に短い、また、体制的にもまだまだ不安があるとおっしゃっておられます。まだ始まつたばかりの事業ですので、細かい要求はいたしませんが、そうした体制の問題については、私の前任者である西村慎太郎議員が聞いておることでもありますので、より体制の充実を強く要望しておきたいと思います。

通行の安全対策でございますが、御答弁いただきましたように改善をしていただくということですから、これはこれとして今後とも充実をしていただきたいと思います。ただ、放置自転車対策もからみますが、今回は、そのことについては質問はいたしませんが、絶対量の問題、それから是非がございますが、近隣各市でも放置自転車条例制定の問題等もございます。その辺については私自身も勉強させていただき、駅前の障害者の通行の安全を放置自転車対策のからみで考えていきたいと思いますので、このことについては、善処のほどを御一緒に努力していきたいと思います。

公立幼稚園の2年保育の問題でございますが、市の方でもアンケート調査をやられたということですが、具体的な結果までお聞きしなかったんですが、やらない方向でアンケート調査をすることはまずないと解釈をしております。多分、それでよろしいかと思いますので再度の質問はいたしません。私自身職員組合におりました関係で何となく自画自賛で変ですが、大変そちらの方の資料をお借りして読ませていただきましたが、非常に市の方々が自信を持っていいのではないかというアンケート回答もございますので、その1つを紹介させていただきます。

あるお母さんですが、「他園の内容は知りませんが、保育内容、教育内容ともとてもすばらしいこの幼稚園が、この先、もし休園や廃園になるようなことがあれば、市教育委員会の子供に対する教育観を疑います。人数の減少や私立幼稚園との諸事情があるにせよ、廃園防止のた

ためにも2年保育の実施は必然的なものであると思います」と強い期待を述べられるとともに、いま行われておる公立幼稚園の保育内容や先生方の努力を高く評価されております。

この辺では、組合が率先してかなり詳しい改善のアンケートを取っておりますが、市当局がさらにいろんなハードルをくぐっていかないと現実には難しい問題があると思いますので、より前向きに対応できるよう努力してもらいたいと思います。のことでもって南池田幼稚園が休園になっている事実を認めるものではございません。このお母さんがおっしゃっておられますように、すばらしい保育教育を行っている少数の幼稚園を維持管理できるのは、逆に言えば公立の強みであると思います。そうした点を確認いたしまして、今後の教育委員会の御努力を要望しておきたいと思います。

天皇重体にかかわっての市長さんの御答弁をいただきましたが、そのとおりだと思います。ただ、そうですか、と納得するわけにはいかないところがございますので、少し意見を述べさせていただきたいと思います。

意見の第1は、天皇そのものに対する考え方の違いがあります。私どもは、天皇こそあの侵略戦争と人権抑圧の暗黒政治の最高責任者であるという考え方であります。15年にわたる侵略戦争は、天皇の名と責任において遂行されました。私の先輩議員である天堀議員はお父さんを亡くされ、私の父も召集を受け朝鮮へ出兵、体を壊して帰還したという体験を持っております。日本国民310万人、中国、東南アジアなどで2,000万人が命を奪われ、そしてまた、生き残った人たちも言語に絶する苦難を強いられたことは、皆様方もよく御存知のことだと思います。そしてまた、国内におきましても治安維持法などによる国民への徹底した弾圧、人権じゅうりんが行われたことなどは、決して覆い隠すことのできない歴史の事実であるという点であります。

そして2番目は、市長もおっしゃられましたが、戦後の民主主義は、天皇を最高責任者とする侵略戦争と暗黒政治の否定、その厳粛な反省の上に立って出発し、成り立ったということであります。現行憲法の恒久平和や国民主権、基本的人権の尊重、地方自治などの基本的な原則は、絶対主義的天皇制と戦犯政治を温存し、そして、いろんな画策が戦後行われた反動勢力のあらゆる妨害を打ち破って国民自身が勝ち取った成果だと考えております。戦後政治のこの民主的な平和的原点に立つならば、天皇の病気や死去を理由に自治体として各種の行事や催しを中止したり延期や自粛をし、また、市民サービスなど自治体業務を変更するということは全く誤りであることは、先ほど、市長も現段階でのことにつきましてはっきり御答弁になったわけですが、そうしたことにつきましては、一貫して最後までその態度を買いていただきますよう要望しておきたいと思います。

以上です。

- 福祉課長（金谷宗守君） ただいま障害者の緊急一時保護施設の地域的な問題につきまして御指摘をいただきました点、まことにごもっともなことだと存じます。先日も私自身もある保護者の方が直接にお見えになり、同じようなお話を聞かせていただきました。実際にお話をお聞きする中では、確かに改善の必要があると強く感じておるところでございます。しかしながら、緊急一時保護を行うとなりますと、熟練した職員配置はもちろんのことですが、宿泊の設備や給食施設も必要でありますので、実際には、障害者の入所施設にこの緊急一時保護を府からお願ひしているのが実情でございます。

とりわけ、ただいま御指摘のありました重症の重複心身障害児につきましては、症状がきわめて不安定であります。先ほどもおっしゃいましたように、いつ発作が出てくるかわからないという状況でございますので、できれば医療機関に併設された施設が望ましいということになります。現実に枚方療育園は、そのような施設でございます。市においてそういう施設を確保するとなると、非常に困難なところでございますので、御了解を賜りたいと存じます。

確かに阪南地域において重症の心身障害児の施設設置の必要性は痛感いたしておりますが、一応、者・児を問わず、手続は多少異なるにしても大阪府の制度でございますので、今後、大阪府に対して強力に要望をしてまいりたい。近隣にも大阪府の施設がございますので、さらに、阪南地域にそういう施設を設置していただきたいことを強く要望していきたいと存じます。御了解をいただきたいと存じます。

- 22番（早乙女実君） 府に対して要望をしていくということですので、それはそれで頑張っていただきたいと思います。

最後に、基本的な考え方について、御提案だけをさせていただきたいと思います。

先日、私ども共産党の機関紙「赤旗」の10月11日付で「ショートステイ制度はあっても中身は……」という記事が載っております。私もそれを読んだだけで、具体的に調査もやっておりませんので無責任な御提案になりますが、東京都目黒区の例が載っております。ここは特別区ですので制度的にも、予算の仕組みなども異なりますが、施設がないために東京共済病院と契約し、ショートステイ用に一定の病室を押えているということです。年間予算が1,358万円、付き添い家政婦の予算が425万円ということです。詳しい中身はわかりませんが、老人も含め者・児の施設がないための対応だと思います。

ここで言いたいのは、和泉市には公立の市立病院を持っておりますので、医療を担当する市民病院と福祉担当の福祉課といふ縦割の発想でなく、医療と福祉を組み合わせていくことで、何か突破口になる発想が生まれないかという考え方をぜひ持っていただきたい。また、和泉市

には、光明台に府の施設として母子保健センターがございますが、府の長期計画では、見直しの計画策定をやっていると聞いております。そうした中では、当然、出産間もない幼児だけでなく、児童に至るまで診療分野を拡大していくことを検討していると聞いております。

逆に言えば、母子保健センターで対象になっている母子につきましては、障害を持っている方が多いわけですので、その後のアフターケアというか、そうした問題についても考えておられるところだらうと思います。大阪府労働組合の現場の方々からも、そうしたショートスティに対応をした施策をすべきだという意見書が上がっているとも聞いております。東京・目黒区のようにわざわざ別の病院を借りなくとも、和泉市にある市立病院あたりで対応の考え方と、そして、すでにある府の母子保健センターの中で重度の障害者に対するショートスティ対応の形を検討できなかつ、という要望でございます。今後、私自身もこうした問題について勉強もさせていただきますので、市理事者の方も現行制度にあまりこだわらず、総割の発想を改めて少し横を見ていただき、御一緒に改善に取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○ 議長（田中昭一君） ここで、お昼のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分休憩）

---

（午後1時00分再開）

○ 議長（田中昭一君） 午前に引き続き一般質問を行います。

6番・穴瀬克己君。

（6番・穴瀬克己君登壇）

○ 6番（穴瀬克己君） 通告順に従いまして趣旨説明をいたします。市議会挙後の初めての議会でございますので、現在、和泉市が抱えている大きな問題点をおさらいの意味も含め改めてお伺いをいたしますので、よろしくお願ひを申し上げます。

まず、府中駅前再生計画についてであります。新聞報道並びに議員全員協議会において市長より関西国際空港の開港に合わせ、昭和68年を目途に実現したいとの説明がありました。現状の取り組み進捗状況について御説明を願いたいと思います。

さらに、中央丘陵開発についてでありますが、造成工事も急ピッチで進んでいるように聞き及んでおりますが、現在の進捗状況並びに分譲予定、また、1駅延伸され新設される駅についての進捗状況についてお伺いをいたします。並びに和泉市の副都心としての位置づけもあることから、シビックセンターについての構想がやや具体的に検討されると思ひますので、それの

内容の御説明をお願いいたします。

さらに、コスモポリス計画については現状の進捗状況について、また、第三セクター方式による「株式会社コスモ」の設立後の進捗状況、用地買収、企業誘致等具体的な年次計画をお聞かせ願いたい。

次に、ラーベンリゾート計画について、これも第三セクター方式を用いる計画があるやに聞いておりますが、その設立時期等についてどのように計画されているか。また、その年次目標をどのようにお考えか。そして、現状、地元説明、用地買収、企業誘致等の進捗状況についてお聞かせを願いたい。

次に、市庁舎建設計画についてありますが、改選後初めての議員全員協議会において、市长より唐突な形で昭和70年を目途に計画発表があり、さらに、それまでの期間、手狭な庁舎を解消するための分室計画も同時に発表されました。改選前の議会において総務委員会、全員協議会等にも何の協議もされない中で突然発表されたことは、まことに遺憾に存じております。そこでお伺いをいたしますが、庁舎建設についての財源あるいはまた用地等についてどのような計画の上で発表されたのか。また、どのような協議をなされた上で分室利用という形になったのか、お伺いをしたいと思います。

次に、道路整備についてありますが、和泉市都市計画道路の整備と既存道路との整合性をどのように考えておられるか。また、阪和東側線の現在の進捗状況についてお聞かせを願いたいと思います。

最後に、ごみの収集についてありますが、生ごみ、不燃焼物、粗大ごみの現状の収集状況について説明をお願いしたいと思います。それから、し尿の汲み取りですが、市条例では、「おむね月2回」となっておりますが、業者によっては、月2回の汲み取りで臨時料金を徴収しているように聞き及んでおります。また、月2回の汲み取りをきちんと条例どおりやっているところもあります。これについての業者指導等をどのようにされているか。

以上の点について簡単明瞭に御答弁のほどをお願いいたします。自席での再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（田中昭一君） 理事者答弁。
- 計画課長（中屋正彦君） 1点目の駅前再開発についての現在までの取り組み状況につきましては、第2回定例市議会閉会後、今回、策定いたしました和泉府中駅前周辺地区再生計画につきまして、その内容を御報告申し上げたところでございます。まず、適用区域に当たりましては、地元権利者の方々の事業に対する理解と合意を得なければなりません。また、地元の府中西町会の御協力、御支援が必要不可欠でございます。そのため地元権利者の方々に対する説

明会につきまして、西町会の役員さんと今後の進め方、方法あるいは日程等につきまして御相談、調整をさせていただきました。

その結果、市議会議員の選挙終了後に説明会を開催しては、という御意見をいただき、去る10月5日、西町会の役員さんを対象に第1回目の説明会を開催させていただき、今後の日程や手法などについて検討をさせていただいた次第でございます。今後、10月20日過ぎより地元関係権利者の方々に説明会を通じ、再開発事業の御理解を深めていただくとともに、地元権利者の方々の御意見を十分ちょうだいをいたしまして地元合意の形成が図られますよう、地元説明会と並行して国、府、JR西日本、南海バス等、事業に関連いたします関係機関に対しても十分協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 都市整備課長（田中武郎君） 中央丘陵開発につきましての進捗状況、鉄道延伸、入居開始などにつきまして、都市整備課長田中がお答えいたします。

中央丘陵開発地の3ブロックのうち北部ブロックの中央地区に昭和59年、新駅周辺を用途地域は商業地域として都市計画決定をいたしました。いわゆるシビックセンターの場所でございます。また、59年に策定した本市の総合計画でも副都心として位置づけられ、副都心にふさわしい整備をすべきであると考えております。また、同地域は、近畿自動車道、泉州山手線や和泉中央線など広域幹線道路や鉄道の延伸、広域交通の集合点であり、和泉市域のみならず、広域的にも重要な位置にあります。

現在の工事の進捗状況ですが、6・6年春の第一次入居を目指しまして、入居開始の戸数につきましては、おおむね250戸から300戸ぐらいの予定という話を聞いております。それから、鉄道の延伸につきましては、町開きより2年ぐらいおくれるような話も、住宅・都市整備公団の計画の中から聞いております。

続きまして、シビックセンターにつきましては、入居居住者の利便施設としてだけではなく、将来の和泉市民の生活の拠点となる方向で整備を進めたいと考えております。シビックセンターのあり方でございますが、総合計画においても副都心として位置づけられているものの、副都心とはどういうものなのか、どういう性格を持たせるべきか、概念が漠然としておりますので、具体的な副都心像を描き出し、町づくりの基本指針を打ち出すことが必要であると考えております。このためにも立地条件の整備、施設需要に係る概要の検討、公共施設需要に係る需要の検討など、あらゆる角度から立地整備を行った後、具体的な施設立地の検討に入りたいと思います。

以上のようにこの地域は重要な場所に立地するため、東部の住宅機能、西部の特定業務施設、研究所、研修所の機能に対し、北部は、商業業務地域としてだけでなく、多機能を持ったアミューズメント（娯楽施設）の地域としての整備が図りたいと思います。今後、開発者の住宅・都市整備公団とも十分協議をしながら進めたいと考えております。このような考え方の中、後刻、御審議をいただく補正予算にシビックセンターの基本計画の調査費を計上させていただいているので、御理解のほどをお願いいたします。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 市長公室理事（稻田順三君） それでは、コスモポリス、ラーバン、市庁舎建設問題について、稻田よりお答え申し上げます。若干、長くなるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

まず、コスモポリス計画ですが、関西国際空港の開港や関連する道路交通網の整備など、各種の地域整備事業の推進による産業立地条件の向上を活用し、泉州のみならず、大阪の産業構造の高度化を図る上での拠点となる産業団地を建設したい、このように考えるものでございます。この計画を推進すべく、大阪府、市、民間企業等と共同いたしまして各方面からの検討を行った上、昨年12月には、和泉市を含む19団体の出資を得、事業主体となる「株式会社 いづみコスモポリス」を企画調査会社として設立したところであり、現在、測量や造成計画の検討を行っているところであります。

用地集約につきましては、昨年春以降、和泉市が中心となりまして地元及び地権者に対して事業説明を行うとともに、用地集約に対処するため連合対策委員会を組織願い、そこを窓口として折衝を重ねておるのが実態でございます。また、本年5月末に久井地区に事務所を設置した上、地権者と具体的な用地買収交渉を行うべく、連合対策委員会などと精力的な調整を進めている現状でございます。今後、早期に用地集約を目指し、鋭意地元との折衝を進めてまいりたいと考えております。

次に、用地買収、造成、販売等の開発スケジュールの問題であります。今後のコスモポリスの事業計画につきましては議会にお諮りした上、早ければ64年度にも増資を行って事業主体となる事業会社を設置、それに移行した上用地買収を行ってまいりたい計画を持っておるところであります。また、用地買収が順調に推移いたしましたならば、必要な法律上の手続を経、66年度から造成工事に着手するとともに本格的な企業誘致活動を行い、関西国際空港開港時には、一部企業の立地が可能となるようにしてまいりたいと考える次第であります。

また、企業誘致の方法でありますが、コスモポリス地区への企業誘致につきましては、技術革新や情報化の急速な進展等の社会経済情勢を考慮しつつ、来るべき21世紀の産業構造を見

通した場合、研究開発を軸とした優秀な技術開発力を持った企業を誘致したいと考える次第であります。すなわち、大阪都心部と空港のほぼ中間点に位置し、縁に恵まれているという優れた立地条件を活用しつつ、「トリヴェールいづみ」の西部地区との役割分担を考慮しつつ、非公害、非用水型の先端技術産業及び都市型の機械工業、例えば一般の電機、精密機械、また、それを応用した応用利用部門や各種企業の情報処理部門を誘致したいと考えるところであります。

次に、ラーバンライフリゾート構想の進捗状況でありますか、御案内のとおり、総合計画におきましては、ラーバンライフリゾート構想については、一部総合スポーツレクリューションエリアと位置づけている場所でありますが、その進捗状況を御報告申し上げたいと思います。

まず、ラーバンライフリゾート構想の基本理念でありますか、現在の社会経済動向、また、大都市近郊型リゾートの構築要件等を踏まえ、計画地域の開発理念を次の3項目を設定したいと考える次第であります。その1つは、国際化社会、高齢化社会の到来、価値観の多様化という時代の変遷に対応したものにしたいということ。2つ目には、地域文化の水準向上に寄与するものにしたいということ。3点目には、自然環境の保全を促進するということ、を基本理念として取り組んでおるところであります。また、基本方針としては、いま申し上げた基本理念を尊重するとともに、和泉市総合計画における開発調整ゾーンの整備方針、すなわち地域住民の居住環境の向上を図りながら農業の振興その他に努め、市民が憩えるレクリューション地域として整備していくという、総合計画による土地利用構想の考え方に基づいて進めてまいりたい、このように考えているわけであります。

なお、この事業につきましては、昨年9月より26団体の協力を得まして協議会を設置し、調査研究を進めております。このリゾート構想につきましては、リゾートの整備後も含め大阪府におきましては、まだ具体的なノウハウの蓄積がない、例が少ないという状況の中で和泉市が出発しておるわけでございます。例えば一定の住宅開発のような開発パターンでなく、いわゆるいかに魅力あるものにし、多くの人々に来ていただけるようなものにしていかなければならぬと考えております。本年度中には、何とか基本計画を取りまとめたいと考えております。昭和70年度を1つの目途として何とか実現にこぎつけるべく、地元地権者の協力を取り付けたいと考えるところであります。

次に、庁舎問題であります。これにつきましては、過去の市議会におきまして何回となく窓口が混雑しておる、あるいは事務室が狭あいである点等について御指摘を受けておるところであります。その中で単に分室をつくるだけでなく、長期的な展望を持つことが必要であろうと考えるわけでございます。この点につきましては本年8月の議会でしたか、御答弁を申し上げ

たところあります。そういう情勢の中、事務所狭いを解消するということで本年5月、課長レベルでもって庁舎問題検討委員会を設置いたしました。そして、市庁舎の必要性、庁舎規模、建設費等、当面の対策について検討を始めたところあります。

新庁舎建設につきましては、最近の近隣各市の庁舎建設までの手続、規模等について検討をしてまいりました。したがいまして、このような庁舎建設については、特に御指摘をいただいている財源問題が大事であろうと考えるわけでありますが、現時点における財源問題につきましては、和泉市の財政実態からして、そこまで見極めて計画を立てるということにはなっていないわけであります。今後、この財源問題も含めて各プロジェクトチームあるいは審議会なり特別委員会にお諮りいたしまして御検討を賜ってまいりたいと考えるわけであります。

今回の考え方につきましては、あくまでも部単位でかかわっていただく。特に市民の方々の来庁が多い窓口、また、障害者や老人等の方々が関係する部は除き、比較的来庁市民の少ない部を1つの目安に考えたわけでありますので、この点よろしく御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○ 議長(田中昭一君) 次。

○ 建設部次長(谷俊雄君) 道路問題につきまして、道路課谷よりお答え申し上げます。

まず、第1点目の都市計画街路と既存道路との整合性の問題でございますが、本市は、急激な開発の進展に伴いまして道路整備の必要性が高く、その実施が急がれているところでございます。しかし、都計街路の整備が非常におくれているということで現在、都計街路の幹線道路を中心事業を進めているところでございます。また、既存道路の整備につきましても、財源の確保、地元協力など難しい問題が多くございます。したがいまして現在、交差点改良あるいは生活道路の舗装等を主に行っておるところでございます。近年、新しい国の事業も創設されておりまして、そうしたものについても事業導入を図ってまいりたいと考えております。

2点目の阪和東側線の進捗状況でございますが、御承知のように阪和東側線は、JR阪和線の信太山駅から泉大津中央線、和泉中学校の裏までですが、この区間につきまして、59年度より事業実施をしているものでございます。全体を通じますと現在、60%の用地買収を終わっております。それから、また、自衛隊下がりの府道泉大津美原線から泉大津中央線までの565mの区間は、特に浸水対策事業による排水管布設が急がれていることから、先に工事を着工すべく用地買収を進めておるところでございます。この区間につきましては、現在の用地買収率は74%となっております。したがって、本年度並びに来年度には何とか用地買収を完了し、65年度あるいは66年度で道路築造工事を行ってまいりたいと鋭意努力しているところ

ろでございます。

以上でございます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） ごみの個別収集とし尿の月2回収集につきまして、環境衛生課岸田よりお答えさせていただきます。

生ごみの週2回の収集につきましては、5業者で個別収集を原則としております。立地条件等につきましては、ステーションで収集しておるところもございます。不燃焼ごみにつきましては、月1回直営でステーションで収集をしております。粗大ごみにつきましては有料で収集をし、また、個々に泉北環境に搬入しておる方もございます。

ごみの個別収集は、収集車が方向転回をせず通り抜けができる道路等に面している場所については、原則としてやらせております。御指摘の一部地域にこれらが実施されていないとのことですが、実態調査の上、個別収集が可能な地域であれば、不法駐車または迷惑駐車の防止等に市民の方々の御協力もいただき、早急に実施できるよう配慮するとともに、このような努力を怠っている業者があれば、厳しく指導してまいりたいと思います。

現在、ステーション収集を行っている不燃焼ごみの収集業務を個別収集に切り替えよ、との御提案でございますが、確かに出す側の市民の立場に立ってみると、遠いところまで持ち出すのは不便が感じられているところであります。また、不法投棄も多く、市街地の進んでいるところでは、ステーションの確保が非常に困難であろうかと思います。半面、収集作業の効率が高いなどのメリットもありますので、今後、個別収集の実施につきましては、将来的な課題といたしまして検討を進めてまいりたいと存じます。

次に、し尿の月2回収集の実施ですが、条例の規定と実際の運用の面において相違しているところがあるというまことに厳しい御指摘をいただき、深くおわびを申し上げる次第でございます。条例では、「おむね月2回」となっておりますが、この解釈のニエアンスが統一されておらず、市民の方々に迷惑をおかけしているようでございますが、今後、業者に対し指導してまいりたいと存じますので、よろしくお願ひしておきます。

以上でございます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 市長（池田忠雄君） 最後になりましたが、府舎問題につきまして穴瀬議員さんから唐突だ、という御指摘をいただき、まことに遺憾に存じ痛み入るわけであります。その辺の答弁が抜けしておりましたので、私よりお答え申し上げ、御理解をいただきたいと存じます。

基本的な考え方につきましては、先般の初顔合わせになりました議員全員協議会で私より構

想として発表させていただいたところでございます。議員皆様方からは常々、庁舎の狭あいあるいは老朽化に伴います御指摘をいたいただいております。何とか全市民の庁舎として考えていかなければならぬという立場から、基本的な考え方あるいは当面の手狭さからくる市民皆さんの御不便を少しでも解消したいということから、5月ごろに関係課長による庁舎問題についての具体的な検討委員会を発足させたわけでございます。

その中では、当面の課題あるいは今後の問題点についていろいろと協議をさせてきたところでございまして、それらの一応のまとめができ上がってまいりましたのが9月初旬であったわけであります。早速、担当の委員会等にお諮りしなければならないと存じておったわけでございますが、過日の議員協議会でも申し上げましたとおり、選挙直前でそのいとまがない中、まことに失礼かと存じ上げたわけでございますので、選挙後の議員協議会の中で構想を発表させていただいた、こういうことでございます。御指摘はどもっともだと思いますが、そうしたプロジェクトのまとめあるいは議会対応等につきましての日程の関係上御迷惑をおかけし、厳しい御指摘をいただいたことを痛み入っている次第であります。当面、庁舎の手狭さを少しでも解消すべく、分室問題に取り組んである次第でございます。

新庁舎建設は大変な事業でございます。一応、プロジェクトから上がってきた計画は10年ということでございますが、こうしたスピード時代の中で10年というわけにはまいらない、昭和70年を目途にせよ、ということで先般、構想を発表させていただきました。これから財源の問題も煮詰め、あるいはプロジェクトでの審議を通じ、近いうちに議会に特別委員会の設置もお願いをし、建設場所の問題等について御協議を相賜る中、よりよい構想としてまとめさせていただきたい、こういう考え方であります。構想の叩き台を御提示をさせていただいたということで御理解をいただきたい、かよう考えておるわけでございます。まことに失礼をいたしました。おわびを申し上げますとともに、私より補足答弁をさせていただきましたので、よろしく御了解を賜りたいと存じます。

○ 6番(穴瀬克己君) 駅前の再生計画についてであります。現段階におきましては、地元住民に対する説明会という形ではございますが、議員全員協議会での発表では、空港開港時という非常に短期の目標でございます。これについては、若干の流れを明確にしていただかないと、駅前再生計画についての内容をなかなか理解でき得ないということです。まだ準備組合の結成にも至っておらない中で事業計画案が最初に出されたわけです。特に地元としては、非常に戸惑いがあるようにも思います。地元の皆さんや商工会の皆様方におきましても、いろんな面でまだまだ現実のものとは思えないという形で認識しております。

その意味では、準備組合の結成等を何年度をめどにしてやるのか。また、関係機関との調整

や資金計画等について、地域住民は非常に不安に思っております。商工会のメンバーの中でも、新しい町づくり計画に参画していくに当たっても、資金的な問題など何も表に出されていない現状について不安に思っております。このような中で駅前を5年後に完成させていくという発表があったわけでございます。そこで、年次計画的にきちんとした体制あるいは事業開始などについてどのように進めるのか、今後の5年間の年次計画をお示し願いたい。

- 計画課長（中屋正彦君） 計画課中屋よりお答えさせていただきます。

まず、事業完成のめどでございますが、お配りしております事業計画概要報告書では、一応のスケジュールといたしまして空港開港時をめどという形で設定はいたしておりますが、やはりおっしゃっておられます地元調整期間がどのくらいかかるかということで、かなり大きく影響すると考えております。そういうことから、完成のめどといたしましては、空港開港時の昭和68年から70年を一応のめどとさせていただきたいと考えておるわけでございます。

それから、準備組合づくりにつきましては来年度、B調査の要望をいたしております関係上、地元調整の進展ぐあいにもよりますが、一応、来年度を目標とし、早く本年度末を予定しております。又、B調査の採択に関しまして関係機関との一定の協議調整が要件になっております。

年次的なスケジュールにつきましては、64年度にB調査により事業計画案を作成していくたく考えております。

又、この事業計画案に基づき関係権利者の意向把握を行なうと共にP・B活動等で地元の理解と認識を深めてまいりたいと考えております。

65年度には、地元意向を反映した実施計画案づくりと都市計画手続きを予定しております。

66年度には、準備組合から発展させまして本組合の設立と市街地再開発事業の第一種事業を適用いたします関係で権利変換方式の形になりますので、権利変換計画の作成、67年度には認可をいただき、68年度工事着手、70年完成という年次計画を現段階で考えております。

以上でございます。

- 6番（穴瀬克己君） 机上ではスムーズに進んでいるようですが、粉河線や13号線の拡幅を含めJR府中駅の移動等、非常に膨大な事業になろうかと思います。総額600億円ぐらいの予算が出ておりますが、これだけの事業をするのに5年、7年という形で取り組んでいくためには、よほど事業がすでにでき上がってないと完成はでき得ないだろうと思います。他市の例を見ましても、再開発事業には10年、20年という長い歳月をかけております。

それをたった5～7年ということの意気込みは買はわけですが、特に駅前の住民あるいは商工関係の皆さん方の意向をきちんと汲み上げていかないと、それこそ元の駅前再開発に終わっ

てしまうんじゃないかな、そのことが懸念されますので、あえて取り上げた次第でございます。その意味では、きちんとした形で地域住民とのコンセンサスを図りながら、また、商工業者の皆さんの合意も得なければ、組合方式ですので、われわれ行政が何を先走っても話にならないません。準備組合から本組合に至る過程においても行政指導をきちんとした形で進めなければ、元の木阿弥に終わってしまう危険性がありますので、あえて老婆心ながら指摘をしておきたいと思います。

関連いたしまして、総合計画では JR 3駅のうちの信太山、北信太駅前の再開発もうたってありますか、今後の再開発計画はどのように考えておるのかもお願いしたいと思います。

○ 計画課長（中屋正彦君） お答え申し上げます。

阪和線の他の 2 駅の再開発計画はどうなっているのか、というお尋ねでございますが、先ほど申し上げました和泉府中駅前地区については、すでに御案内のとおり、国及び府の補助金を受けまして計画案を策定、現在、基本計画案を叩き台に地元説明会に入ったという段階であります。3駅それぞれにつきましては、駅前広場や道路等の都市基盤施設の整備を初め、適正な再開発の構造改善事業に基づきまして、既存地域及び周辺地域の活性化、居住環境の改善を図る上で再開発事業が効果的であると考えております。

しかしながら、再開発事業につきましては、先生の御意見にもありましたように、資金、地元合意、工事期間等非常に長期にわたる膨大な事業でございます。こういったことから、まず、和泉市総合計画並びに大阪府の関西国際空港関連地域整備計画に位置づけられており、昭和62年度に国の新規施策として補助採択された第一号地区になりました和泉府中駅前地区再開発事業の事業化並びに完成を目指しているところでございます。信太山、北信太駅前地区につきましては、和泉府中駅前再開発事業をまず完成させた上で十分検討させていただきたい、このように考えております。

以上でございます。

○ 6 番（穴瀬克己君） 特に 62 年の議会におきまして、市長は、市庁舎建設並びに和泉市の大きなプロジェクト構想の中で一番大事なのは道路整備である。都市づくりのすべての骨格は道路整備である。そこに商工の振興並びに居住環境づくりをしていく、このように答弁をされているんですが、特に信太山、北信太、和泉府中駅前を結ぶために東側線が着工されております。こういう関係の中から 3 駅の整備は一体どのような考え方でやっていくのか、今までからも疑問であったわけです。道路は道路と単独に整備をしていくだけ、総体的な形での町づくりが 1 つも現実のものになってきていない。

府中駅前道路整備、拡幅もそうでした。そのときには、駅前再開発構想が出ていなかった。

すべてはばらばらでやられている。今回の駅前再開発構想となりますと、いまの駅前道路ではだめになってくる。一体、和泉市の町づくり、ましてや、府中駅前を都心部という形の位置づけをされておりまして、その都心部としての町づくり構想が、駅前再開発でまた出てきたわけです。従来から駅前再開発構想がなされておりましたし、道路整備計画もなされてきておりましたが、全部ばらばらの形できています。一体、どのように考えているのか。

特に駅前再開発事業にひっかけまして、先ほど申し上げました東側線の事業でも大変な思いで用地買収をし、そして、東側2号線を進めているわけですが道路整備計画だけ、そこからの波及効果といった形の計画は何もされておりません。これは東側線だけでなく、岸和田南海線にしても小田から中央線に至る間ににおいて、既存道路との接合の問題並びにその道路が通ることによる波及効果をもたらす区画整理等が何もなされていない。過去、第二阪和もそうです。泉大津市、高石市、岸和田市は、すべて区画整理法で波及効果をねらった手法を用い、地域の活性化に取り組んでおりますが、和泉市では何らなされていない。一体、和泉市の町づくりをどうしようとしているのか、この辺の御答弁を願いたいと思います。

- 市長公室理事（稻田順三君） 駅前再開発といり問題だけでなく、市全体の町づくりという観点からの御指摘でございますので、私の方からお答え申し上げたいと存じます。

御存知のように59年、総合計画を策定いたしました。加えて70年に向けて着実に和泉市の町づくりをしていくためにはどうすればいいか、具体的には実施計画が必要であろうという観点から、61年から3カ年のローリングによる実施計画を策定いたしました。その中でうたわれておりますのは、関西国際空港が開港いたします68年に向かっての国の整備大綱、大阪府の地域整備計画に基づく町づくりをすべきだ、こういう観点から特に和泉市の都市基盤整備がおくれている大きな要素の1つは、幹線道路網がないことと認識いたしております。今回、たまたま近畿自動車道、大阪外環状線等の幹線道路網が整備されます。加えて和泉市の道路網の整備については、きめが荒いという指摘を大阪府からもいただいております。その観点からできるだけきめの細かい道路網の整備、都市基盤整備を目指すべく、実施計画を策定いたしたわけであります。

御指摘のように、幹線道路網が整備されます段階におきましては、区画整理なりいろんな手法等を講じ、付加価値の高い財政基盤を確立できる方策も当然必要かと認識いたしております。しかし、何といってもいいますぐその問題のすべてを解決することにはならないと考え、とりあえず、道路網の整備計画をきちんとつくり上げ、加えてそれに整合した町づくりを進めていく、そういうことを関係課を含めまして積極的に取り入れていきたい。そうすることが和泉市発展につながると認識いたしております。その点につきましては、先生の御指摘と一致すると理解

いたしますので、いますぐということでなく、長期的に見ていただきたいという点で御理解を賜りたいと思います。

○ 6番(穴瀬克己君) 長期的にできないから言ってるんです。第二阪和ができてから区画整理を和泉市の部分でやれますか、建物が張り付いてできないでしょう。だから、最初の計画段階から入ってないからです。大変な思いで用地買収をし、新しい道路をつくっても、その波及効果をねらっていない。それだけです。それが5年、10年もたつと道路ぎわだけに家が張り付き、それこそ何の活用もできない状況ができ上がっているじゃありませんか。私は、長期的に見て5年、10年たてばできるなんらいいですよ、しかし、できないじゃないですか。こんな町づくりを今までしてきたんです。

まして、この大きな駅前再開発、中央丘陵、そしてコスモポリス、ラーベン、おまけに庁舎の建て替えと、和泉市の歴史始まって以来の大事業が目白押しにあるわけです。こういう中で21世紀を見通した和泉市の町づくりに關する絵がきちんとかけていない。文章だけです。文句だけです。市長は、道路政策と産業、商工政策を町づくりの中でドッキングさせていく。そのためいま一番大事なことは、都市づくりの根幹である道路網をきちんと整備しなければならないと言っています。当然、その道路計画と同時に波及効果をねらわなければ、5年、10年後になつたら、そんなことはとてもできっこない。用地買収も高くついてできないのは明白なんです。それなのに何らされていない。絵がかかれていない。プランができていない。それでこれだけ大きなプロジェクトを進めていくとなると和泉市はどんな町になるか、不安でならない。もっと基本的に町づくり構想を立て直さなければならない。

今までの総計から実施計画に変わったことは大きく評価したいと思いますが、あくまでも頭の中だけ、言葉だけが飛んでます。絵になってない。だから、具体的に言いました岸和田南海線、阪和東側線にしても道路だけです。でき上がった中央線にしてもそうです。中央線から横に入る道は既存道路だけです。この既存道路も拡張しておりません。そして、その周辺に波及効果が全く及んでいない。このような形で果たして本当に21世紀に向けたきちんとした和泉市の町づくりができるのか。理事は、長期的に見てくれ、と言いますが、そのことが可能な説得力のある絵になつてない。

それに、むだなように思いますけれども、和泉市のこれから30年、50年先のビジョン、マスター・プランをきちんとつくっていかないと、行き当たりばったりで町づくりをしていったら大変なことになります。このことを強く感じるが故に5つの問題をひっかけて言ってるんです。これに対する理事の答弁では納得できない。果たしてあなたが言うような形で10年、20年後に和泉市の町づくりが可能と思いますか。

○ 市長公室理事（稻田順三君） 確かに泉大津市の境界から岸和田南海線までについては既成市街地整備ゾーンということで土地利用構想を持っております。しかし、市全体を見ますと、幹線道路網につきましては、5つのブロックに分けておりますが、その1つは、産業文化エリアであり、スポーツ・レクリューションエリアの開発調整ゾーン、それから、国道170号線から上は保全ゾーンと位置づけております。御指摘の既成市街地ゾーンにつきましては、総合計画におきましても商業なり住宅、工業の振興でもって3駅前の再開発を発展をさせていくというのが今後の計画であります。

御指摘の東側線、岸和田南海線につきましては、市にとっては幹線道路網の整備であることは間違いない、大きなインパクトになろうかと思います。しかし、それに付随した区画整理とか、いろんな手法を取り入れて新しい町づくりをしていくことは大事であると考えております。私が先ほど長期的、と申し上げましたのは、現在、抱えているプロジェクトがたくさんあることは事実であります、その中において既成市街地の整備についてどうあるべきかということについて真剣に議論を進め、マスタープラン的なものをつくっていきたいと理解するものであります。その点につきましては、それでは具体的にいつから、ということにはならないと思いますが、早急に既成市街地の整備に着手していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○ 6番（穴瀬克己君） 特にいまの縦割行政の中では、建設部は建設部で事業を推進して道路整備を、都市整備部は都市整備部で都市計画街路の推進を図っているわけでございますけれども、波及効果をねらった形ではありません。おのとの部局が自分たちに与えられた仕事を全うするのが精いっぱいなんです。そういう形になってます。市長の答弁では、それぞれのセクションが相寄り、連携をとりつつそれらの実施計画の推進に当たってまいる、と言われておりますが、せっかくこれだけの道路をつくりながら、その波及効果をねらっていない。税の増収、財政基盤の強化の問題からいっても、総務部としても放っておけない。道路に面したところだけ家が張り付き、奥は田のままということでは増収につながらない。もっともっと有効な土地利用ができるように考えたらどうか。そういう問題が、各担当課でいっぱい出てくる。

ところが、セクションが違うということで、そういうことがわかりながら放ったらかしにしてきたのが現状なんです。お役所の一番悪い体質でございます。これを改めていかないといけません。今までの村型から国際都市に向かっていく時代の中、それこそ飛行機に乗りおくれないようにしなければいけない。こういう急激な時代変化が到来しております。その意味では、各ポジションが和泉市の総合的な町づくりを推進していくような機構を充実しなければならない。いまの体制では非常に困難だ、このように思うわけであります。特に創造性のあ

る政策や新しい社会システムを取り入れ、旧来の行政体質から新しい体質へ変革していかなければ非常に困難な要素が出てくると思いますので、この点について理事者の御見解を伺いたい。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろ穴瀬議員さんから御指摘をいただきておるところでござります。お説ごもっともでございます。ただ、私どもといたしましては、今までおくれております和泉市の発展につきましては、空港関連を1つの“天の時”ととらえまして、共存共栄できる和泉市にもっていきたい、こういう考え方の中、一番おくれております都市基盤整備、道路あるいは下水道を何とか促進したいという発想から、また、山間部と下わきの細長い地形でありますので、その調和ある発展をどう進めるかという発想の中、中央丘陵開発にも公団方式を導入してまいりました。

その波及効果といたしましては、道路整備、下水道の下からの引き上げ、あるいは年来の懸案でございました河川改修も含めまして、何とかいい町づくりを進めていきたい、そういう中で近畿自動車道を利用してのコスモポリス、ラーバン等の計画も立てているわけでございます。また、駅前再開発につきましても年来の懸案でございました。国府小学校から第二阪和に至る道路の狭あいによる御不便の解消という道路政策ともにらみ合わせまして、駅前再開発に踏み切ってまいりということで、おくれております都市基盤をいかに整備していくかにつきまして、いろんなプロジェクトを導入し解決を図っていくというのが基本的な考え方でございます。

そうした諸問題につきまして各部門が連携し、それを掌握するのが助役であり市長がその調整について責任を持って当たっていく。縦割行政でなくうまく機能する組織をつくり、おくれております都市基盤整備を促進するプロジェクトを実現していきたい。その意味合いでこれらの大事業をすべて70年に焦点を当て何とか英知を尽くし、市民の御協力、議会の御理解をいただきながら実現してまいりたいという考え方で、「追い付き追い越せ」とひた走ってきたのは事実でございます。ただ、こうしたプロジェクトを統轄していく、あるいは21世紀に向けてのシンクタンクをどうしてつくっていくか、その役割は企画室が当たっておりますが、それらの充実を御指摘いただいております。そうした点も十分検討してまいりたい、このように存じております。

いろんな御指摘をいただきましたが、道路周辺の既成市街地の活性化、これからの発展策についても今後、企画室で積極的に対応してまいりたいと思っております。ここ数年、和泉市はおくれを取り戻すため躍起になってまいった事情につきましては、どうか御賢察を賜りたい。これからはそれを軸にして大きく発展策を講じてまいりたい。いろんな御指摘を胸に置き、対応してまいりたいと存じますので、御理解を賜りたいと思います。

○ 6番(穴瀬克己君) そのことはよくわかるわけなんです。しかしながら、市長は常々、新しい町づくりに精力的に取り組んできたことは高く評価しているわけなんです。しかし、新旧のバランスが崩れかけているのが今日の和泉市の実態なんです。その新旧のバランスをどう保っていくためには、都市基盤づくりの道路整備の中で波及効果をねらっていかないとできないと思うんです。中央丘陵が開発され、新しく造成されたところは道路や下水道が整備され、新しい町並みができてまいりますが、旧市街の中はいつまでたっても都市基盤が整備されない。せっかく新しい道路が小田町にできても、阪和線沿いにできても波及効果が出てこない。これが5年、10年たつと手がつけられなくなってしまう。同時進行しなければ生涯に悔いを残します。その意味であえて苦言を申し上げているわけです。

このことが最初からプランに載っておれば、道路整備、用地買収とともに区画整理に入つていけますが、何もできていないのが現実なんです。言葉の上では整合性を保っていく、商業の発展と一緒に道路整備もやっていくと言っていますが、現実の絵になつてない。東側線、岸南線にしても道路事業だけです。これから進んでいく池上下宮線も泉州山手線も全部そうでしょう。本格的な町づくりプランがぜひ必要になってくるわけです。担当部局では、それこそ都市基盤整備のため死にもの狂いでやっていただいてます。用地買収にしても大変なんです。しかし、同時にその波及効果が現れるような施策をつくっていかないと歯抜けのような形になり、最後は大変な形になってしまいます。第二阪和で体験しました。二度とその轍を踏まないようマスタープランづくりに、さらに総合計画を推進する上からも、担当部門を充実しながら新しい町づくりの体制を強化していただきたい、このことを要望しておきます。

市庁舎建設についてありますが、財源問題についての回答がなかったわけです。また、用地等についてはどのように考えているのか。さらに、同時に発表された分室についても、鋭意検討された経過の説明を願いたいと質問しましたが、きっちりした答弁がされませんでしたので、再答弁をお願いいたします。

○ 市長公室理事(稻田順三君) 大変失礼をいたしました。まず、財源問題ですが、この事業につきましては、70年を目途に検討、研究していきたいということでございます。現時点の財源につきましては、約50億円が必要であろうと考えております。それでは、その50億円の財源があるのか、ということですが、その見通しは立っていないということです。ただ、財源がないからといって事業を計画しないのか、となりますと、これだけ市庁舎が狭隘な中、70年という1つの目標を持った庁舎建設を進めていきたいという観点から打ち出した計画でございます。

庁舎の用地問題でございますが、将来的にいろんな御意見もいただけるという状況があると

思いますが、現時点におきましては、やはり既設の現庁舎の場所でやっていく計画でございまして、新しい用地取得は考えておらないということでございます。

それから、5月初めにわれわれが1つのプロジェクトチームをつくって検討を重ねてきましたが、特に窓口の市民課においては月曜日、土曜日は非常に混雑し、来庁市民が座って待てない、あるいは原課においても、市民の方がお見えになってもゆっくり話もできないという現実でございます。また、会議室も少ないので、長期的なプランと同時に当面の対策ということで原口ビルその他を借りられるという中、7年後を目指した長期的な庁舎建設計画と同時に、短期的な対応策として分室計画に踏み切ったところでございます。御理解を賜りたいと思います。

○ 6番（穴瀬克己君） 市長の方から議会対応の悪さについて陳謝があったわけですが、改選後、私たちが何も存じない中で市長から発表がありました。62年の3月議会において、私が一般質問で庁舎問題を取り上げたとき、市長は、「大変狭いなかで御迷惑をかけている。市民の皆さんや職員に辛抱してもらっているが、それよりも市民皆様方の使う学校や社会施設、都市基盤整備に全力を注がなければならぬので、庁舎についてはやりたいのはやまやまだが、しばらく猶予してほしい」という形の答弁がありました。また、狭いことは事実なので何とかしなければならない、という答弁もありました。それが改選後に市庁舎の建て替えという、また、すぐに分室の用意もしております、という発表がありました。これについては、もっと慎重に取り扱っていただきたかったし、当然、市長も慎重に考えてやられたことだとは思います。

ましてや、市民皆さん方の窓口の庁舎の分室ということになりますと、市民に徹底もしなければならないし、市民にいろんな形で御迷惑をかけることになりますので、もっともっと慎重に考えなければならない。議会の委員会にも相談があり、審議されるべきであろうと考えておりましたが、それが唐突に発表されたわけです。これについても50～60億のカネが要るという財源の問題があります。せめて30～40億円のカネがなければ手がつけられない。あと7年間で毎年5億ずつ積み立てても35億円。いまの財政状況の中で5億よけられますか。心配になります。財源問題はまだわからないが建て替えます、という答弁です。これでは市庁舎建設の発表は時期尚早すぎだと思います。

財源問題には確信があって「カネは任しとくなはれ。議員さん、安心しとくなはれ」という腹づもりでしょうが、そんな簡単にはいかんと思う。このことについては、きちんとした計画性を持っていただきたい。これから庁舎建て替えの特別委員会をつくって審議してもらうということになっておりますが、何にもはっきりしていない。財源問題も明らかにされない中でど

りして審議できますか。ある庁舎建設の一定の構想をきちんと打ち出してもらわないと、財源ははっきりしないわ、という形で改選後の忙しいときに打ち出したなどびっくりしました。

62年の答弁でも現在の場所で建て替えという発言もしております。そうなると、この中の職員さんが市民対応をしながらどこに建て替えるのか。そうなると、市民会館取りつぶしというような形を考えざるを得ない。社会教育施設の市民会館を一体どう考えているのか。教育委員会が入って半分つぶしたが、今度は市庁舎で全部つぶしてしまう。それでは、社会教育施設をどうフォローしていくのが、こういう説明も何もない。そんな形で市庁舎建設を打ち出されたことに非常に戸惑いを感じます。もっと議会に発表するまでにきちんとした計画をつくっていただきないと論議にも何もならない。そのことを指摘をしておきます。

それから、中央丘陵のシビックセンターの中身については、中史丘陵の部分だけでなく、周辺も含めた副都心としての機能を備える形の発表がありました。それでは、どのような具体的なものを窓口にしていかなければならないか。その中に区役所的な位置づけも必要になろうかと思います。そういう問題について、特に今まで移動バスの提案もしてきましたし、また、出張所も問題になってきます。こういったものを総括的にシビックセンターにどのような機能として受け皿を考えているのか。さらに、いろいろと懸案になっている問題も含めての検討もされているのか、御答弁を願いたい。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） シビックセンターにつきまして、都市整備部長からお答え申し上げます。

先ほど、担当課長から説明させていただきましたが、基本的には、府中駅前を都心といたしまして、中央丘陵の新しい駅の周辺につきましては、シビックセンターとして副都心と位置づけまして、「二眼レフ構造」と呼んでおりますが、そういう形で今後、整備をしていきたいと考えております。御承知のとおり、従来の団地開発等につきましては、地区センター等がございますが、これはどちらかといえば、団地住民の日常的な生活の利便施設として活用しているのが普通の状態でございます。しかしながら、和泉市のような形で既存集落と新しい町の両方を含めてかなりの駅勢圏になっていく地域でございますし、先ほどから議論になっておりますように広域的な交通の要衝にもなるということで、和泉市の丘陵部あるいは山間部だけでなく、場合によっては他市、例えば岸和田市的一部まで利用するということが出てまいります。そういうことでかなり広域的な拠点としての機能を合わせ持つわけでございます。

個々具体的にどういう施設をどういう形で張り付けるかということは、今後の作業の中で最終的には決まるわけですが、まず、副都心としてどういう形でどういうふうにつくっていくかという基本構想を市の方で確立したい、こういうことで今回、補正予算をお願いした次第でご

ざいます。先生が御指摘の出張所問題とか、特に最近、いろんなアミューズメントあるいはカルチャー的な要素もございますが、そういうものも含めて基本構想を立て、市内部あるいは議会の委員会等を通じて御議論をいただきたい、かように思っております。

- 6番(穴瀬克己君) 相手のあることでございます。公団との関係も出てこようかと思います。特に生きた活力のある町づくりという形の中、綾長の市でありますので、山間部との調和のとれた発展、市民サービスの対応可能な体制づくりをしていただきたい。いま、問題になっております出張所や市民窓口の移動バス運行問題とか、議会内部でも御意見が出てきておりますので、そういう面も十分に踏まえた上でシビック構想を打ち立てていただきたい。また、良好な町づくりの上からも住民の意見を十分尊重し、シビック構想に取り入れていただきたいことを要望しております。

最後になりましたが、ごみの収集でございますが、和泉市では、個別収集とステーション方式という2つの形を織り混ぜた運営がされておるのが実態でございます。泉南8市では、個別収集に一本化した形が多くなってきております。まして、美化問題等から考えましても、個別収集が一番望ましいのではなかろうかと思います。以前から問題になっておりますけれども、以前の答弁では、将来に向けては個別収集という方向性も打ち出されております。ステーション方式では、40日から30日に変えたという、まだ、それを堅持しながら、という感じがしますが、直営方式の再検討に入っているやにも聞き及んでおります。近い将来、それが全部分別収集に変わらぬのかどうか、その辺についての御見解を願いたいと思います。

- 市民生活部次長(岸田秀仁君) 私どもは、直営で行っている分につきましては、労使関係の内容も検討し合意に達した中では、個別収集、粗大ごみ、不燃焼物の収集も検討してまいりたい、かように思っております。

- 6番(穴瀬克己君) それは、それで結構だと思います。そこで直営という形になりますと、そこで働く職員さんとのことも考えないことにはならない。十分な協議の上でなければ、全部下請けというわけにはまいらないと思います。方向性としては、個別収集になりますと全部直営でやらないということになるわけですね。そういう方向で進んでいるということですね。

最後に、汲み取りの件でございますが、条例では「おおむね月2回」となっております。「おおむね月2回」ということは、月2回取っても料金は月に1回ということでございます。ところが、「おおむね月2回」取ってもろうたら、臨時料金を徴収しているという実態があります。これについては「おおむね月2回」は、月1回という見解でございまして、多いときは月2回という見解がございます。この条例を見て感じるのは、「おおむね月2回」ということは、月に1回のときもあり2回のときもある。しかし、月の料金は同じだということですか。それに

対して市は助成をしているわけですね。月2回取って臨時料金を取るのは条例違反ですね。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） お答えいたします。

私どもの「おおむね月2回」ということの見解でございますが、遅くともいままで業者には、20日までに収集できるよう指導しております。17~18日のローテーションを組んでおる中、雨とか災害があった場合の余裕も含め、遅くとも20日という内容を踏まえて行政指導を行っております。ただし、便槽については多種多様でございます。というのは、最近の無臭トイレとか簡易水洗については、1回コップ一杯の水で排出が可能となっているにもかかわらずコップ2杯も5杯も流される家庭があり、その便槽が15日あるいは20日持たないというところがあります。私どもも多量に排出される場合、臨時料金を徴収しているように聞いております。それが違反と言われると、家庭によっていろんな事情がございます。というのは、嬉しいこと、悲しいことがあっても小人数であるならば、「おおむね月2回」の中での収集で多分可能であろうという解釈をしておりますので、多量の排出ということで御理解していただきたいと思います。

○ 6番（穴瀬克己君） 月2回汲み取ってもううて2回目に臨時料金を徴収するということなんです。条例では、「おおむね月2回」収集と書いてある。だから、月2回収集してもううても、月1回のおカネでいいじゃないかということです。月3回目というたら条例から外れますがね。ところが、市の指導は20日というんなら1ヶ月は40日なんですか。1ヶ月は30日です。そうすると、「おおむね月2回」という業者指導は、15日という形にならなければならない。ところが、20日と指導しているところに問題がある、違いますか。この条例がおかしかったら改正しなさい。こんなあいまいな月2回という形でやるから問題が生じているんです。条例どおりやらせるのがあなた方担当者の仕事でしょう。それにもかかわらず、臨時料金を取っているのがさも当たり前のような解釈をしているところに問題がある。

この条例で月2回ということを決めたときには、行政的な問題もあったろうと思います。料金制定の中で2ヶ月に3回ぐらい取りに行く。そのぐらいのローテーションでうまくいくのではないかということであったと思います。ところが、当然回数も増えてくるとローテーションも変わり、料金の内容も変わってまいりましょう。その面では、あまりにもずさんな形で条例化しているわけです。この条例の解釈でいけば、月2回取ってもううてもいけるとなってくる。市の指導は、20日に1回のサイクルということです。ところが、業者はそうは解釈していない。月1回だと解釈しています。だから、2回になれば全部臨時料金を徴収しております。

前回の答弁でも20日に1回のサイクルと答弁したが、条例を見せると、初めて「おおむね月2回」という答弁に変えた。そういう感覚がまだずっと続いている。これはひとつきちんと

整備をしなければならない。こんな形で条例が勝手に一人歩きをしてもらっては困ります。「おおむね月2回」というが、市の助成のもとで料金の面で月1回というきちんとした形で運用されるのならばこのままで結構ですがね。この点についてはどうですか。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 御指摘の条例規定につきましては、私どもも今後、十分検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 6番（穴瀬克己君） これは公然と条例違反をして臨時料金を徴収しているから申し上げているんです。一部の業者だけならまだしも、ほとんどのところで行われており、この条例規定がきちんと解釈されていない。本来のいきさつから料金制定の折にこういうニュアンスで残しているんなら、きちんとした形で条例を改正しなければならないと思います。こういう基本的なことをあいまいにしておくと、すべてのこととに相通じてまいりますので、早急に正常な運用を図っていただきたい。早急に検討していただくことを要望しておきます。

以上です。

○ 議長（田中昭一君） 次に、5番・並河道雄君。

（5番・並河道雄君登壇）

○ 5番（並河道雄君） 5番・並河です。通告順に従いまして、質問の要旨を述べたいと思います。

最初に、職員の採用試験について。限られた職員数で行政需要に効率よく対応していくのは当然のことですが、いまや市民にとって公務員は高嶺の花であり、それだけ公平な採用試験が行われなければならないわけですが、2、3点お聞きをしたい。

1点目に、年齢等の採用条件を変更した理由。また、事前に総務委員会等議会に説明がなかったのは議会軽視ではないか。2点目に、採用人数等については何か基準を決めているのかどうか。3点目に、受験者の点数については、要求があれば公開することになっているが、この点はどうか。

次に、開発指導について。本市は府下有数の広大な面積を抱え、開発も盛んに行われておりますが、開発に伴う住民の不満も募っているのは否めない事実ですので、次の点をお聞きをしたい。

1点目に、就学区域等については、開発指導の中で業者に説明がなされているのかどうか。2点目に、公園用地ということで業者が広告を出しながら放置されているところがあるが、これはどういうことか。3点目に、幸墓地周辺の住民は、今回の土砂崩れで開発そのものに不安を持っているが、事前に危険な状況等を察知できなかったのかどうか。

最後に、福祉施設について。1点目には、在宅介護についてですが、施設中心から日本人の

よき伝統である家族が一緒に住むという立場から在宅介護の充実が叫ばれておりますが、「愛の一聲運動」である牛乳やヤクルト等の配布はどうなったのか。また、デーサービス等についても合わせて説明を願いたい。また、身障者に対するヘルパーの充実、就職に対する不安解消に何らかの解決策を考えているのかどうか、お伺いをしたい。

次に、おもちゃ図書館について。鶴山台地域を中心に開設され、相談を受けた一人として、子供があれほどまで喜ぶ姿を見て嬉しく思いましたし、充実もしていかなくてはならないと考えました。そこで、何らかの形で市もバックアップをすべきだと考えますが、この点のお考えをお聞きをしたい。

以上、答弁のいかんによりまして再質問の権利を留保して趣旨説明を終わります。

- 議長（田中昭一君） それでは、理事者の答弁は休憩後にお願いをいたしまして、ここで、暫時休憩をいたします。

（午後2時32分休憩）

---

（午後3時00分再開）

- 議長（田中昭一君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。  
並河議員の質問に対する答弁を願います。
- 市長公室次長（鹿島賛昌君） 人事課の鹿島からお答えいたします。  
まず、第1点目の年齢等採用条件の変更理由でございますが、本市の採用試験におきましては、御承知のとおり、従前は、受験資格を1人1回に限定して行ってまいりましたが、今回、一定の受験資格の緩和を行った理由といたしましては、1つには、広く門戸を開放し、人材を確保するという観点から、学歴による制限をなくすることが雇用機会の促進並びに地公法の平等取り扱いの原則から望ましいこと。2つ目には、国家公務員や大阪府の職員採用あるいは府下各市におきましても、学歴による受験資格の制限は廃止の方向にあり、大阪府の助言もこれに沿ったものでございました。これらの理由から、今回、一般事務職につきまして学歴条項を廃止しました関係上、人事管理上の配意から年齢幅も緩和し、その幅につきましては、府下各市の状況を勘案し設定したものでございます。

また、事前に総務委員会等議会に説明がなかったのは議会軽視ではないか、という点でございますが、御指摘のように、本市が長年にわたり受験資格は1人1回という基本方針を変更した場合、議会に対して説明を行うのが信義とは存じますが、何分にも職員採用方針の決定時期が、今回、議会の改選という事情もあり、御説明のいとまがなかつたため、従前どおり、広報による市民周知に先がけ、8月29日に議会事務局へ概要書の配付をお願いしたところでござ

います。この点、まことに申しわけなく存じておるところでございます。何分事情御賢察の上  
よろしく御理解を賜りたく存じます。

次に、第2点目の採用人員等についてでございますが、何か基準を決めているか、という点  
でございますが、採用人員につきましては、定年による退職等により生じた欠員の補充、新規  
の施策による業務増あるいは法令基準の充足など総合的に勘案いたしまして、条例定数の範囲  
内にとどめるよう、毎年度、採用人員の検討を行っているところでございます。

第3点目の受験者の点数について要求があれば公開することになっているがどうか、との点  
につきましては、従来から受験者本人から本人の点数の開示請求があれば、これを本人に対して  
開示しているものでございます。したがいまして、第三者からの公開請求があった場合には、  
個人のプライバシーを不当に侵害することになると考えますので、請求には応じない方針でござ  
ります。

なお、過去において開示請求は1件もございません。

以上でございます。

○ 議長(田中昭一君) 次。

○ 管理部次長(白樺通有君) 開発指導についての御質問の中で第1点目に就学区域について  
業者に説明がなされているのか、という御質問がございましたので、教育委員会総務課から御  
答弁を申し上げます。

開発指導の中で計画戸数が100戸を越える開発につきましては、教育委員会にも事前協議  
が回ってまいります。その中で教育委員会における開発業者との事前協議につきましては、義務  
教育施設の対応についての協議でありまして、その際、合わせて就学区域、すなわち通学す  
る学校についても、業者に対しまして御説明を行っているところでございます。

なお、100戸未満の開発につきましても、業者の方が教育委員会総務課の方に就学区域は  
どこだ、ということでお越しの場合、また、申請前であっても開発についての御質問があった  
場合には、その開発地域を聞いた上、就学区域、すなわち通学する学校等を御説明いたしてお  
るのが現状でございます。

○ 議長(田中昭一君) 次。

○ 都市整備部次長(松林 保君) 開発指導の2点目の公園につきまして、公園課松林より御  
説明を申し上げます。

先生の御質問の個所は、小野町地内と思われます。当公園予定地を含む開発申請は、昭和  
56年10月に府の許可がおりました。開発面積2,851m<sup>2</sup>で住宅戸数14戸であり、開発指  
導要綱による住宅戸数15戸以下であるため、公園用地につきましては、金納で協議が成立し

ておりました。その後、光明池水路側にありますのり面を取り入れ開発区域の拡大がなされ、昭和58年7月に開発変更申請があり、開発面積3,334m<sup>2</sup>、住宅戸数28戸となったため、公園用地も金納から公園用地として184m<sup>2</sup>を確保したものですございます。その後、開発業者による住宅建築も4カ年をかけて行うような状態되었습니다。

しかし、遅くとも最終61年度には、公園周辺並びに都計法による帰属が完了しているというのが開発申請の基本であります。それにもかかわらず、本公園予定地が両方ともできていないことは、周辺住民の方々に対して御不自由、御迷惑をおかけしているところでございます。本件につきましては、早急に地権等の調査並びに開発業者との現地立ち会いを行い、公園整備計画を立てさせるとともに、都計法による帰属手続の処理を行うよう強く指導いたしますので、いましばらくのお時間を賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 開発指導の3点目の幸・王子共同墓地崩壊による災害の発生につきまして、環境衛生課岸田よりお答えさせていただきます。

まず、事前察知についてですが、今回の崩壊は、全く予想していなかった不慮の事故と考えております。墓地の工事につきましては、昭和50年に幸・王子共同墓地管理委員会が発足してからは、墓石の建立については管理委員会に届け出が必要であり、ある程度は把握ができるありますが、それ以前に建立されたものについては把握できません。崩壊した部分につきましては、災害応急対策ということで市において崩れた土砂を除いております。今後の崩壊現場の整備につきましては、現在、進められております幸・王子共同墓地整備事業と合わせて国、府の補助金の導入を図り、早期に整備してまいりたいと考えております。

以上です。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 福祉課長（金谷宗守君） 第3点目の福祉施策の充実について、福祉課長金谷からお答えいたします。

まず、第1点目の在宅介護でございますが、以前、「愛の一聲運動」で牛乳、乳酸菌飲料を配布することを通じてやってはどうか、という御提言をいただいた件でございますが、この制度は、府の独自事業でございます1人暮らし老人の安否の確認の必要性を認識し、現在までの検討を進めてきたところでございます。

ところが、これによく似た制度といたしまして、このほど、緊急通報装置貸与という事業が、国の補助事業の一環として制度化されました。具体的に申し上げますと、例えば1人暮らしの老人がいらっしゃいまして、この方が急に何かの事故で倒れられ電話のところにさえ行けない

という場合、連絡の方法がございません。そこで、1人暮らしの老人の方々に首掛け式のペンダントをお渡ししておいて、そのペンダントのボタンを押すと、あらかじめ登録してある連絡先に自動的に電話がかかる。一定時間呼び出しても連絡先の相手の方がお留守の場合、次の人に電話がかかるということで、何人かの相手先を予定しておき、だれそれさんが倒れた、というメッセージを繰り返しテープで伝える。その連絡先は近親者あるいは民生委員、また、消防署になるかわかりませんが、そのいざれかに緊急の電話連絡が入るという制度でございます。

したがいまして、先ほどの「愛の一聲運動」というのは、結局、本人の安否を確認するということが目的でございまして、結果的に同じことでございますので、この2つの制度を含めどの方法がいいか、ただいま検討中でございます。先ほども申し上げましたように、いずれにしても、その必要性は十分認識いたしておりますので、近い将来、何らかの方向で実現いたしく努めてまいりたいと考えております。

次に、デーサービスでございますが、これは在宅老人の社会的な孤立感の解消とか、あるいは心身機能の維持向上、家族の負担軽減等を図るために、日常動作訓練あるいは健康チェック、給食、入浴サービスなどを行うものでございますけれども、これについても先ほどの件と同様、必要性は十分認識いたしております。現在、本市では行っておりませんが、市内にございます府立の特別養護老人ホーム「光明荘」等で実施できるよう、今後とも関係者と協議を重ねてまいりたいと存じております。

次に、身体障害者に対するホームヘルパーの派遣につきましては、従来から派遣要件を満たす者に対して十分対応いたしております。現在、身体障害者家庭への派遣件数としては、6件、6世帯でございます。今後ともニーズの動向に応じて適切に対処してまいりたいと存じます。

○ 議長(田中昭一君) 次。

○ 総合福祉会館館長(松尾 守君) 御質問の最後の部分の就職に対する不安解消に何らかの解消策を考えているか、という御質問に対しまして、福祉会館松尾からお答えを申し上げます。

福祉会館における身体障害者の雇用相談窓口の設置でございますが、これにつきましては、労働基準法や職業安定法の規定によりまして、会館では、就職のあっせんは行えないことになっておりまして、専門の方あるいは選任の相談員を置いておりませんが、できれば私どもにおいて何らかの御相談に対応できるよう努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長(田中昭一君) 次。

○ 福祉課長(金谷宗守君) 次に、おもちゃの図書館の関係でございます。先般、地元鶴山台

地域を中心いたしまして、鶴山台のおもちゃの図書館というのが開設されました。これにつきましては、その校区のボランティアの方々によって運営されるということで、その決意と努力に対して心から敬意を表するものでございます。

その内容を関係者から多少お聞きをいたしておりますけれども、おもちゃの図書館に備えられたおもちゃというのは、障害児のためのものでございまして、安全性とか障害児の方の発達に役立つものという考え方で設置をされているわけでございますが、そのおもちゃのほとんどが輸入物であります。国産では、安全性などの面でよくない、また、かなり高くつくということもありまして、その経費の調達に苦しんでいるということを聞き及んでおります。

そこで、そういうことも踏まえ、先ほど先生の御意見も何らかのバックアップを、ということでございますが、昨年度は、おもちゃの図書館グループに対して、和泉市福祉基金の運用益で設置しております和泉市地域福祉活動助成金というボランティアグループに対する助成制度でございますが、その制度を適用いたしまして、同制度によります上限額10万円を助成いたしましたところでございます。本年度も申請があってその要件に該当すれば、該当するとは思いますが、その上限いっぱいの同額10万円を助成いたしたいと考えております。

なお、おもちゃの図書館の実績が積み重ねられますと、市の地域活動助成金ではなく、大阪府の福祉基金による同種の補助金がございます。その方が額も大きいので、その制度の活用についても私どもで研究をし、受けられるものなら受けしていくようグループに対して助言、援助していきたいと考えております。

以上でございます。

- 5番（並河道雄君） 職員採用のことですが、改選前なので議会に報告ができなかったということで、8月29日にその内容を配付をしたという御答弁なんですが、それでは再質問として、採用人数等の検討は、いつごろからされておったのか、御答弁を願いたいと思います。
- 市長公室次長（鹿島賢昌君） 職員採用の日程でございますが、大体、7月末日で来年度の退職予定者をつかむことになっております。それらをつかみまして、8月20日から末日にかけまして職種や人員、受験資格、申し込み受け付け期間等の採用方針を決定するわけでございます。そして、9月号の広報に間に合わせるよう、いわゆる9月1日には公開するわけでございます。したがいまして、7月、8月20日から末日までの作業を経まして、議会事務局へ採用試験の概要配付依頼を、今回は8月29日に行ったという日程で進めましたので、よろしくお願いしたいと思います。
- 5番（並河道雄君） なぜこういうことを聞くかと言いますと、非常に少ない採用人員の中、たくさんの方が受験されます。はっきり言って、今まで議会で職員採用について、他の議員

さんからも質問が出ておりました。人数や採用試験の点数の公開などで答弁もいただいております。いい人材を採用し、効率的な人数でよき行政サービスをやっていくのが基本的な目標で当然なんですが、そこには、いろんな問題がからんでまいります。また将来、同和対策事業が終わった後の余剰人員対策もいまから考えなくてはならないでしょうし、将来、民間委託等の問題もからんでくるでしょう。また、本市は決算委員会等で指摘をしておりますが、経常収支比率の中で人件費の比率が高いなど、諸条件を勘案して採用人員等を決定していくのが人事の一番大事な仕事でございます。

そういう総合的な事務の分析や調査を行った上で採用人員を決めるのが人事の一番大きな仕事なんですが、その中で年齢制限の幅も広げ、広く門戸を開くということで条件がよくなっていますので、議員としても何も批判する内容ではないんですが、今まで1回しか受験機会がなかったのが、今回からは2回になったということは、ある面では公平性を欠くわけです。そういう面も含め、議会の総務委員会等に諮っていただきたい。先ほど、穴瀬議員からも議会軽視ということがありました、ともすれば、行政サイドで決め事故承諾の形になってしまい。今回も確かに8月29日に事務局から袋に入れて議員に配られましたが、袋の中身を見なかつたらわからない。そういうことで議会軽視と言ひております。職員採用については、市民の一番身近な問題ですのでもっと慎重にしていただきたい。

それから、点数の公開については、いろいろわざが議会や市民の間から出でておりますが、例えば私が受験し点数を見せてくれ、と言うたら、点数を言うてくれるわけですか。

○ 市長公室次長（鹿島賢昌君） 先ほどお答えいたしましたように、本人から開示の請求がございましたら、点数のみお答えしたいと考えております。

○ 5番（並河道雄君） それでは、解決になってないと思う。私自身よくできた、80点ぐらいじゃないか、通っているんじゃないのか、と思っても、他の人と比較できないと意味がない。今回の採用試験では、どんな基準で何人採ったとか、比較せんとわからない。マラソンでも自分が速く走れたと思っても、相手がおって初めて負けたとかわかるんです。その辺は、情報公開の制度からいってもはっきりすべきだと思います。名前を発表しても不合格の人を発表するんじゃない、合格者の名前を出すのであればいいんじゃないですか。職員さんも名札を付けて仕事をしているぐらいですからね。

○ 市長公室次長（鹿島賢昌君） これについては、いろいろ議論があるところであります。全国的に見ても私の知る限りでは、原則として公開していないのがほとんどであります。これらの理由につきましては、これは資格試験でなく競争を目的とした試験ですので、あまり公開しても意味がないということであると理解しております。大阪府の方を調べてみましても、情報

公開制度の条例がございますが、この採用試験については外しております。公開しているところがあるかどうかについて、私どもも随分探したわけですが、埼玉県では、順位のみを本人に知らせているという実態でございます。今後、ひとつ御指摘も含めまして研究してまいりたいと考えますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○ 5番（並河道雄君） 研究も要らんやないか。私はもっときてるんやないか、はっきり言うてくるんですよ。それで、私も議員になった当初か、何年か前に一般質問で取り上げました。そのとき一步前進ということで公開するとなりましたが、自分の点数しか言うてもらえないんでは納得しない人もいますよ。聞きに来た人は1人もいない、ということですが、人事へ来て自分の点数は何点か、合格してると思うが教えてくれ、という厚かましいことまでなかなかちゅうちょして聞きに来れませんよ。地方公務員は市民の公僕や、と言いうけどね。議員を通じても同じことで、受験者に見せてあげて、あんたの点数はこうや、と開示せんと納得しないんと違いますか。資格試験と違うし、問題も府下統一やと言いますけど、国家試験並みにマークシートの方法か何かでばさっと点数が出、番号でも出るような全く公平な試験にできませんか。その辺について、具体的な端的な質問で悪いけど、いろいろ聞いてくるからね。

○ 市長公室次長（鹿島賢昌君） 非常に難しい問題だと思います。私ども考え方といたしましては、情報公開にも触れるところでございますが、情報公開と申しますのは、原則としてすべての情報を公開するのが建前であろうかと存じます。しかし、個人情報をみだりに第三者に提供することは、それに勝る公益性がない以上は、個人のプライバシーを侵害することにもなると考えられますので、本人から開示の請求があった場合、本人のみにお知らせしてきましたし、今後もしていくという答えを持ってこの議会に臨ませていただいたわけでございます。

○ 5番（並河道雄君） できるか、できないかは別にして、こういう提案はどうですか。採用試験問題は本市独自でつくってもええわけですが、マークシート方式で受験番号1番から何番までは合格と番号でやればプライバシーの侵害にもならないし、一步前進と考えられるが、その点どうですか。いまの制度だと、作文はよかったです、他の問題はあかんかった、というように採点の段階で採点者の主観が入るが、マークシート方式やと何点から何点までは合格やと発表したらええ。

情報公開も私はすべきやと思ひますし、前の議会でも情報公開の条例をつくれ、と言いましたが、本市はまだ検討の段階に入ってない、ということでした。今回は、一般質問で取り上げてないが、給料まで公開しようかという時代でしょう。合格者だけでも番号でやればいい。何らかの形で受験者を納得せなあかん。公務員になりたい人はものすごい数ですよ。今回も門戸が広がれば、いろんな形で点数が接近してくるでしょうから、採用条件もより難しくなる。その

辺も含めて意見を出しているんです。できるかどうか、どうですか。

- 市長公室理事（神藤恒治君） 市長公室神藤からお答えをいたします。

先ほど来、いろいろ御指摘、御質問をいただいているわけでございますけれども、特に点数の公開と申しますか、別の表現では、行政上の機密事項ということになりますと、その定義が非常に難しいわけでございます。一般には、それを所管する官公庁の判断によるということにもなっております。具体的な例としましては、試験問題とか、直接採用とは関係ございませんが入札価格あるいは勤務成績の評定書あるいは職員の履歴書、経歴、人事評価というものは、一般的な機密事項の定説になってございます。

御指摘の点数についておっしゃる点はよくわかりますし、われわれとしても気持ちの上では公開することに抵抗はないわけでございますが、例えば市町村の場合、同じような年代で同じ中学校、同じ高等学校を卒業された方が大量に受験されるような場合、受験番号であっても、だれそれが何番という意識をお互いにし合っております。そういう面を考え合わせますと、一律的に公開することは、プライバシーの侵害という観点から非常に問題があろうかと考えております。

先ほどから次長からいろいろ申し上げましたが、全国的あるいは府下の事例あるいは上級官庁の行政指導も受けながら、現段階では、議員さんの御趣旨を全面的に受け入れた形で公開するということには、ちょっと困難性があろうかと思います。したがいまして、先ほどもお答え申し上げましたように、本人さんが、本人の点数について開示を求められた場合に限りお知らせする、こういうことで御理解を賜りたいと存じます。

- 5番（並河道雄君） それが理解でけへんね。公開するといふんやから、本人が納得して帰れるような意味の公開やと思うてました。ところが、本人の点数だけ言うて帰すとなると、自分よりも優秀な人間が何人いるかわからない。名前が秘密やと言うんなら番号でええやないか。具体的に300人受験して一般行政職初級で6人採用するとしなさい。学科試験は、成績順に少し多い目に10人採るとしなさいよ。そこで、1番は何点、3番は何点と入れて10人の一次合格者の番号が出たら、あんたは300人中260番やった、申しわけおまへん、と言うてやれば納得するでしょう。それができないというのはおかしいやないか。それこそ人権侵害やないか。あなたの点数はこれだけやが、あなたの上は何人かわからまへん、という方が人権侵害や。そんな無責任な採用試験はあらへん。国家試験でも点数がちゃんと出ますよ。官報に出す場合もありますよ。できないことはないと思いますけどね。

- 市長公室理事（神藤恒治君） 御趣旨はよくわかりますが、やはりプライバシーあるいは行政運営上非常に困難性があろうかと存じます。もう一度検討してみないと、現段階ではそし

た面の研究もしておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

- 5番(並河道雄君) この問題につきましては、僕も質問もしてきましたし、他の議員さんもいろいろ指摘をしてきた中で点数は公開するとなりました。それによっていろんなうわさが出ますが、議員としても、そんなことは絶対ないんや、と言うているわけやから、それを解消できる説得力あるものを出してもらわんとあかん。あんたは何点ですから不合格です、と言われても、他の人の点数がわからへんのんやからね。名前を明らかにするのも秘密事項やと言う。名前があかんなら番号で発表すればええ。だれが何番やて覚えてませんよ、300人も400人もおるのにね。議長、この問題についてはどうしても納得できませんので平行線になりますが、検討すると言うが、そんな難しいことはないんやからね。そのために一般質問をやってるんやからね。

- 助役(坂口禮之助君) 私からお答えいたします。

試験点数の公開問題についていろいろ御指摘をいただき、先ほどから担当次長あるいは理事からお答えをいたしておりますが、われわれの観点からいたしまして、先生がおっしゃっておられますように、だれそれが何点、5番が何点という形の公開は、プライバシーの侵害にかかる問題であるという見解を持っております。したがいまして、そうした公開は、はっきり申し上げてやる意思はございません。ただ、私なら私が受けて点数を聞きに行けば、あなたは何点だ、というお答えしかできないということでやっております。それでは、何点の人が通っているのか、となりますと、80点以上は合格です、というぐらいのことは申し上げていいかと思いますが、80点以上は5番あるいは何番というところまでは申し上げられません。プライバシーの侵害にかかる問題であるという認識を持っております。

この認識が間違つておるという御批判はあるかもしれません。しかし、少なくとも、現在行っております各市の状況あるいは国家公務員の試験についても、点数の公開は恐らくしていないと思います。あるいはまた、学校の入学試験等についても、一般的に300点満点の中で230点までは合格点であったということはあっても、それ以上個々の受験者に対する内容の公開はいたしてございません。これは逆に公開された場合、その人たちの個人の関係からいければ、例えば受験番号1番の人が30点かどうかということが、本人が聞きに行ってないのに公開されることは、プライバシーの侵害に当たるという見解を持っております。

その意味合いから、今後、こうした考え方方が本当に間違つておるのかどうか、いわゆる情報公開ということがやかましく言われておりますが、そのような個人の秘密に属するような公開は一定の制限があると理解しておりますので、こうしたことが個人のプライバシーあるいは個人の人権の侵害にならないという見解が統一的に行われるということになれば、また、その時

点では考え方を変えるかもしれません、現在は、そういう考え方でありますので、先生がおっしゃっておられます御趣旨に沿うような公開はちょっとできかねますので、御了承を賜りたいと存じます。

- 5番(並河道雄君) いろいろ平行線をたどっておりまして、いま、助役さんの御答弁をいたしましたが、合格者の番号や点数が知らされても、ええことを知らされるんやから別に人権侵害にはなれへん。不合格者が何点で低い点数やったと知られるのは問題ですがね。おまけに番号だと名前はわかりませんしね。番号まで覚えているのは知り合いの人ぐらいですからね。通ってれば、別に知られても問題にはならないと思います。広報でも出せばいいわけですね。情報公開の趣旨からいければ番号で発表すればいいとか、いろんな方法があると思います。

この点では、合格点数ぐらいは発表すると言うんですから、ある面では、本人が自分の点数を知らされれば、合格点数からはかなり離れているからだめだな、と納得して帰る場合もあると思いますので、一応、しぶしぶながら了解ということで終わっておきます。今後、この点については、もう少し不合格になったのは仕方がないと納得できるような、ある面では、公平性というべきものを確保できるようにしていただきたい。年齢幅も広げ、受験機会も2回にして門戸を開放したと言われますが、わしらのときは1回しか受けられなかった、ということで解釈すれば公平ではないわけです。また、このような大事なことは議会にも諮り、急拠、7月に集まって決めるんじゃなく、定年退職者が出で欠員が何名出るということは予測されていますので、少し早い目に検討委員会等も設けて採用人数も決定し、議会に出していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

開発についてですが、100戸以上については教育委員会が指導して義務教育の就学区域を決めるが、100戸未満についてはしないということです。ところが、100戸未満の開発の方が多いわけです。100戸以上となれば、大きなマンションなどの開発ですからね。建て売り業者などの場合は20～30戸が多い。前にも言いましたように、15戸、20戸が集まって60戸ぐらいになつたが、集会所もなくて困っているということでいろんな問題が出ております。就学区域についても、1例を申し上げますと、飛び地等について過去、教育委員会に何回も話に行きましたが、泉大津の小学校から当然、泉大津の中学校へ行けるものと思っていたが、突然、あなたは和泉市の中学校へ行きなさい、という通知がきたケースもあって、住民の不満が募っているわけです。

そういう中、教育委員会では、開発指導についてきちんと業者に対して指導していないのか、ということで一般質問でも取り上げましたが、どうも100戸未満の場合は、あまりされていないようです。業者が勝手に、あなたのところは泉大津の中学校へ行けますよ、と言っています。

ところが、教育委員会からある日突然、あんたは和泉市の中学校や、という通知が来て不満が出てきております。挙げくの果ては、どうしても泉大津の中学校へ行く場合は住民票を移さなかんという問題が出てきておりますので、100戸未満については、今後、検討課題としてそういう問題が起こらないように考えていただきたい。この辺、教育委員会の答弁をいただきたいと思います。

- 都市整備課長（田中武郎君） 先生が御指摘の開発指導段階での就学区域の問題が出ておりますので、都市整備課の田中がお答えいたします。

先ほど、教育委員会の方から御答弁をしておりますが、100戸が1つのベースになっておりますが、極端な話、10～20戸の開発の場合でも、その都度、就学区域について教育委員会の指導を求めるようにと開発業者に指導をしております。

- 5番（並河道雄君） 指導はしているんでしょうが、業者が泉大津の中学校へ行けをような広告を出したんか知りませんが、住んでいる人は、当然、その広告を信じて入居するわけです。だから、市の責任でないかもしれません、泉大津市へ住民票を移してアパートを借り、そのおカネまで負担してやっているという話も聞いております。業者が出しているんか、本人が苦労したのかわかりませんが、そういう問題が出てきております。

これらの点について、いろいろ地元住民から相談があって泉大津の教育委員会へも行きましたが、ぶっちゃけた話、和泉市がよければ、泉大津の教育委員会としてもそこだけなら受け入れてもええが、周辺の開発が進んできた場合に困るとかの答弁なんです。いずれにしても、われわれが納得できない問題が山積しております。これは一応、置いときますが、今後の問題として100戸未満の開発についてもきちんと指導していただきたい。

特に学校によって同和の差別問題とかで誤解を受ける場合もありますからね。この人たちはそうやなく、小学校の友だちと一緒に中学校へ行けないという問題から出てきておりますので、100戸未満の開発に対する就学区域等の指導についてもきちんと業者と話をし、住民に御迷惑をかけないよう指導していただきたい。最後に、その決意のほどをお聞かせいただいて、この件については終わりたいと思います。

- 都市整備課長（田中武郎君） 先ほど答弁させていただきましたとおり、飛び地も含め、具体的に泉大津の豊中あたりの周辺などで難しい場所があるようになります。先ほどのお話のとおり、開発業者に教育委員会の指導を求めるようにうちから指導しております。今後とも一層の徹底を図るよう、関係部局とも調整の上対応してまいりたいと思いますので、御了解のほどをお願いいたします。

- 5番（並河道雄君） この点については、直接担当課の職員に聞いてみたんですが、学校の

問題までは話をしていない、ということですので、今後の問題としてきちんとお願ひしたいと思います。

それから、公園問題ですが、はっきり言って公園になるべき用地が約2年間、放置されておりまして何に使うかわからなかった。土地が空いているので、駐車場などに勝手に使ってたりされている。ところが、業者は児童公園ということで売り出したが放ったらかし。調べてみたら公園用地やったということで過去、いろんな話し合いをしてきてここまできました。何とか公園用地に整備するという御答弁をいただきましたが、開発負担金もいただいていることですので、放っとくのは問題です。早急に子供たちが砂遊びができるような公園にしていただきたい。この件につきましては、答弁をいただいておりますので、納得しております。

それから、墓地の問題ですが、これについては穴瀬議員からも議案審議でしたか、決算委員会やったかわかりませんが、過去、いろいろ質問があって一定の答弁もいただいたようにも思っています。その後、地元住民から具体的に不満が出てきましたので、当該担当職員や岸田次長等も現場に入って対応していただいているように聞いておりますが、具体的に解決はされておりません。いま、建築課の見積もりとかの段階に入っているようですので、早急に地元の補償というか、そういう問題に対応するということですので、そのようにお願ひをしたいと思います。

それから、事前の不安解消というか、住民はそこだけと違ってかなり周辺で開発が進んでおりますので、また、大雨が降れば、と住民は不安を持っております。その辺の解決策として杭打ちをしてやるとか、どうですか。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） これからも2期、3期の工事を国・府の補助をもらって計画を立てております。その中で対象になるならば、鋭意努力して工事を着工していきたい、かように思っております。今まで臨時の措置は恐らくしていなかつたと思っております。
- 5番（並河道雄君） いろいろ答弁をいただいておりますが、不慮の災害といえば災害ですが、あれぐらいの雨はこれからも降る可能性もあります。周辺の住民も不安を持っておりますので、その辺も含めて何らかの対応策を講じていただきたいと思います。

福祉関係でございますが、在宅介護等については、過去の議会でも移動入浴車とか、在宅介護ではありませんが、高齢化社会の到来に対応して老人大学問題なども意を汲んでいただき、予算化していただきました。先ほど答弁がありましたとおり、独居老人についてはたくさん問題点があります。「愛の一声運動」も事故防止のための提案ですが、一步前進したペンダント式の通報装置が補助金に乗っていけるようですので、早急にやっていただきたいわけです。時期的にはいつごろから考えておられますか。

- 福祉事務所次長（原 美助君） 本件については課長からもお答えをいたしておりますが、これを実施するとなると、民生委員とか親戚の方々あるいは官庁関係ですと警察、消防署等広域的な対策も講じなければならないということでございますので、いましばらく時間をお借りいたしまして鋭意研究をしてまいりたい、かように考えますのでよろしくお願ひをいたします。
- 5番（並河道雄君） 私の解釈が間違っているかもしれません、消防署とか言ってますが、身内の方に電話が入って連絡がとれるんやろう。
- 23番（原 重樹君） 連絡先がお1人だと、その方が留守の場合もありますので、少なくとも、連絡先は2、3カ所は用意しなければなりません。そうなりますと、民生委員さんとか、そのほかのいろんな方の御協力も願わなければなりませんので、そういうことも含めまして、いま直ちにというわけにはまいらない、かなり時間もかかるというふうに思います。
- 5番（並河道雄君） いつもの答弁や。何も明日からしてくれとは言ひてない。来年度予算に向けてやるとか言ひんなら別ですがね。この問題はずっと言い続けてきたんです。中川所長さんもおられます、私が新人のときから言ひます。牛乳を配布せよ、と言うたら、牛乳がきらいな人もいる、それではヤクルトにしたらどうか、など笑い話みたいなことでいままでできています。そこで、ペンダント式のええのがあるということですので、早急にやってほしい、とお願いをしているんです。1人暮らしの老人がだれでも知らん間に亡くなつたというような事故を未然に防止するために言ひてるんです。それを民生委員さんに頼むとか、関係官庁に言わないとあかんとかでは納得できません。府の補助金の問題とかなら別ですが、そんな答弁はおかしいよ。
- 福祉事務所次長（原 美助君） 一応、こういうような制度があるということで御提案申し上げておりますので、積極的にやるという建前で申し上げておりますので、その点、御了解を願いたいと思います。
- 5番（並河道雄君） それでは、来年度の予算要望としてうちの党から出しますので、嬉しいお答えをいただけるようにということで終わっておきます。
- それから、おもちゃ図書館についてですが、これは地元の竹内議員さんと一緒にになってやらせていただきましたが、周辺の信太には勝部議員さんや優秀な議員さんもおられますので、力を合わせておもちゃ図書館の発展に努力していきたいと思います。補助金も当初は10万円ですが、府の補助制度に乗れば30万円ということですが、輸入おもちゃで非常におカネがかかります。ここに議員さんにも見てほしい、ということで説明書も出ていますが、障害者や精薄の子供がおもちゃを通して自閉症を回復し、お母さん方も一緒に集まって楽しく過ごし、生きていて本当に幸せやな、と思えるような施設にしていきたい。

これは図書館という名前が付いていますが、25年前にスウェーデンのある母親がつくったそうです。日本では350番目、府下では11番目ですが、泉州地域では和泉市の鶴山台が初めての開館ということで、地元の幼稚園の先生方、福祉関係の担当者がボランティアで進めておりまして、開館のときには、和泉市からも福祉の課長さんも来ていただきました。いろんな形でこれからバックアップしようということでございますのでひとつ御理解をいただき、市の方でも予算面でも何とか援助してやってほしいということを要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○ 議長(田中昭一君) 次に、21番・勝部津喜枝君。

(21番・勝部津喜枝君登壇)

○ 21番(勝部津喜枝君) 21番・勝部でございます。質問の趣旨説明を述べさせていただきます。

まず第1に、舞町焼却場問題についてあります。現在、泉北環境施設組合におきましては、新炉建設事業が進められております。本件につきましては、もとより組合事業として泉北環境施設組合議会で論議されてきたものでありますが、事業開始に当たり関係地元住民への説明会等が開かれておりますが、種々の意見、要望が出されていると聞いております。私は組合運営とはいえ、焼却場が設置されている場所が和泉市であるということから、市長が今回の新炉建設に関して出されている地元住民、町会等の要望、意見を尊重して組合に反映させるよう努力されることを強く望むものであります。

以上の観点から質問をいたします。

まず第1点、御協力お願いのちらしとともに説明会の開催状況を御説明いただきたいと思います。第2点、現焼却場のごみ処理についての基本計画をお持ちでしょうか、あればお示し願いたいと思います。第3点、当初、焼却場がつくられたころから30年余が経過し、時代の流れとともに住宅開発が進んでおります。処理場があることを承知で入居したといえばそれまでですが、旧来の舞町、上代町を始め周辺住民の日常生活での環境問題は種々の苦痛がござります。通り一遍のデータを示して御理解を、といつてもなかなか納得が得られないものであります。そこで、これまで周辺住民の苦情処理、環境調査の実施状況を御報告いただきたいと思います。第4点、分別収集等を含め、ごみ問題についての3市の関係者会議はどの程度持たれているのでしょうか。また、その中で出された意見や問題点はどのように取り扱われているのでしょうか、御報告をいただきたいと思います。

次に、信太・鶴山台地域の町づくりについてでございます。鶴山台団地の入居が始まりましてすでに10数年が経過しております。旧信太地域を含めまして、JR阪和線北信太駅前を中心

心として、当地の住民から暮らしの上からも、地元商工業の振興の上からもさまざまな要求、要望が出されています。これら住民の意見の根底になっているものには、いま、本市が進めている中央丘陵開発、府中駅前再開発等大プロジェクトが華々しく市民にアピールされればされるほど、同じ和泉市民として不公平感、取り残されている町の住民としての意識が高まり、一定、市政に対する不信感、不満が強まってきてはいるのではないかと思います。

現在、法が義務づけている基本構想策定は、その背景として当時、新全総の決定、新都市計画法の施行、広域市町村圏計画の実施などがあり、地域開発を中央直結にさせることをねらったものであると考えます。1969年9月12日付で基本構想の策定要領について、という自治省行政局長の通知が出されております。その内容を見ますと、国、都道府県等の当該市町村を包括する広域的な地域社会の振興整備に関する計画がある場合、これに適合するよう配慮することを強調しております。結局、市町村が自由な発想で独自な計画がつくられるものではなく、国や都道府県の下請け計画を綴り合わせることになっていると思われます。本市におきましては、空港関連に大きく影響したものであると考えます。私は、本市の進めている町づくりについて、こうしたいわばハード面とともに、いわゆるソフト面の人々の暮らしと身近な施策の充実こそ、いま求められる町づくりではないかと思います。

大変前書きが長くなりましたが、以下、具体的な質問に入ります。

第1点、現在、鶴山台太之坊池におきまして住宅建設が相当に具体化されてきていると聞き及んでおります。本市として把握されている現状を御報告ください。第2点、先般より社会教育審議会の答申によりましても、当信太・鶴山台地域に社会教育施設の欠けていることが明確に指摘されるとともに、その必要性が緊急を要するものであることが示されております。本市実施計画におきましても、この点について明確に示されておりませんが、その後の検討はいかがなっているものでしょうか、お尋ねいたしたいと思います。第3点、現在、北信太駅前につきましては、利用客の数を含めましても、また、本市最大の団地を抱える玄関口といたしまでも、駅前再開発などという大事業でなくとも、改善されなければならない点がたくさんあると考えております。JR等を含めまして、この北信太駅前改善問題について本市としては、どこを窓口として当たられているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

自席からの再質問の権利を留保して趣旨説明といたします。よろしくお願ひをいたします。

○ 議長(田中昭一君) 理事者答弁。

○ 市民生活部次長(岸田秀仁君) 燐境衛生課岸田よりお答えさせていただきます。

まず第1点、舞町の焼却場につきまして地元説明会を何回開催したか、ということについては、非常に申しわけございませんが、私どもは把握しておりません。私どもが把握している内

容については、舞町、上町、上代町等の町会に対しては、何回かの説明会をされたよう聞いております。

それから、ごみの推計等でございますが、ごみの推計につきましては、私どもは、現在の焼却場の処理能力日量150トンの処理能力を持っている炉が3基、450トンの処理が可能であります。今回の新炉建設については、昭和39年に建設された老朽化の進んでいる1号炉に代わる新炉を建設するものでございます。完成いたしました後も日量450トンの能力でございます。将来的なごみ発生量に対する処理場の能力でございますが、泉北環境整備施設組合で策定いたしました一般廃棄物処理基本計画によりますと、昭和75年度における3市のごみ発生量が年間12万4,700トン、日量約42トンと見込んでおります。したがいまして、季節的な変動等が多少ございましても、処理可能な設備であると考えております。

それから、環境状況についても非常に申しわけございませんが、私どもはそういう点について、はっきりした内容の報告を受けておりませんので、調査いたしましてお答えさせていただきます。

それから、分別収集について、どのくらい3市で打ち合わせをやっているか、ということでおざいますけれども、最低年2回は、分別収集についての担当者会議をやっております。

以上です。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 都市整備課長（田中武郎君） 大きな2点目の北信太・鶴山台地域の町づくりについての第1点目、太之坊池の埋め立て計画と今後の公団の事業計画についての御質問につきまして、都市整備課長田中がお答えいたします。

所在地につきましては、和泉市鶴山台三丁目、敷地面積1万1,873.83m<sup>2</sup>でございます。事業計画といつしましては、都市計画決定、都市計画事業決定は昭和43年12月、事業年度は昭和46年から昭和50年度。計画概要につきましては、当初、太之坊池、次郎池、南々堂の池という3つの池が住宅地として計画され、都市計画決定されたものでございますが、太之坊池のみ現在、未整備でございます。

太之坊池の用地買収の経過でございますが、地元水利組合と水利権者との間で昭和49年に同意書が交わされ、現在に至っております。ただ、地区外の農耕地の水の確保のため、当時、3つの池のうち次郎池、南々堂の池2カ所を埋め立てをし、信太中学校の横に1カ所井戸を掘ることとし、太之坊池をしばらく残すこととなつておきましたが、地区外の農耕地が減少したため、昭和63年2月、住宅公団より埋め立て計画が提出され、現在、各原課と調整中でございますので、よろしくお願いをいたします。

以上、経過の概要でございます。

- 議長（田中昭一君） 次。

- 市民生活部理事（中上好美君） 先ほど岸田次長からお答えいたしました御質問の件につきまして、市民生活部理事中上より1点だけ追加、補足してお答えいたしたいと思います。

周辺住民から出されておりますいろんな問題点につきましては、それぞれの町会から市長あてにもいろんな陳情とか要望が出されておりますし、また、それに対して泉北環境からお答えした内容もいただいておりますので、細かいところまではわかりませんけれども、概括的な内容で私どもも理解をしております。

以上でございます。

- 議長（田中昭一君） 次。

- 市長公室理事（稻田順三君） それでは、端的な社会教育施設が実施計画に反映されているかどうか、また、北信太駅前再開発問題についてでありますか、和泉市全体を含めまして、御指摘のように新旧のアンバランスあるいは不公平感、不満の問題についての御指摘がございます。先ほどからも御議論になっておりますが、和泉市全体の町づくりの基本計画について、まずもって御報告申し上げたいと考えるわけであります。

御存知のように大阪の復権をかけまして関西国際空港を中心として24時間機能する国際都市づくりが、68年春開港を目指していま、着々と建設計画が進められております。このような時期に大規模プロジェクトが持つインパクトを本市の町づくりに活用したいということで取り組んでいることは事実でございます。御指摘の信太・鶴山台地域におきましても、いわゆる社会教育施設を含めた公共施設整備につきましては、立ちおくれているという御指摘でございます。しかし、このエリアだけでなく、和泉市全体の市域にわたって言えることではなかろうかと考えるわけであります。そういう意味から考えましても、新旧の調和のとれた町づくりを進めることは、非常に重要な課題であると認識するところであります。

しかしながら、近隣各市に比べ都市基盤の根幹をなす道路整備が最も重要な課題であるということで取り組んでおるわけであります。まず、実施計画にもうたっておりますように、都市基盤整備に力点を置いた整備を進めておるのは事実でありますけれども、先生が御指摘の点も十分理解するところであります。今後、社会教育施設の整備、また、北信太駅前問題も含めて調査、研究を重ねてまいりたいと思いますので、その点、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

- 21番（勝部津喜枝君） 舞町の問題につきましては、関係している議員さんもたくさんおられるところでございます。また、出されている要望も各町、各地域の住民によってさまざま

あると聞いておりますが、どれ1つをとってどうということは思っておりません。とりわけ、組合運営でされているということで、本市の池田市長さんが組合任せにするのではなく、構成市の1つとしての和泉市として、和泉市民の立場に立って積極的に乗り出していただきたいと強く要望するわけです。

出されている要望の1つに環境問題に対して大きな不満がございます。また、今回の新しい計画に対する事業内容が全く不明確であるということもございます。その意味から1つは、事業計画、環境影響調査等を含めた資料の公表を行うこと。合わせて11月初めに着工と聞いておりますが、関係地元住民や町会等の納得がいくまではこうした事業の着工を強行しないよう、和泉市長として泉北環境施設組合に対して明快に文書でもって要望することをぜひお願ひしておきたいと思いますが、この点について、市長さんから明快な御答弁をいただきたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 勝部議員さんの御質問の事柄は、3市の住民生活の中から出てまいりますごみ処理は、本市の第二事業所の舞町で行ってまいりました。し尿は泉大津、下水は一部高石と3市それぞれ分担をしておるわけでございます。炉の老朽化が進むと、周辺の住民に御迷惑をかけてまいります。こういうことから古い炉を廃止して新しく炉を建設することによって公害を少なくしていく、こういうのが、今回の1号炉に代わる新炉建設の基本的な泉北環境としての考え方であるわけであります。その意味合いからして、今まで周辺住民に御迷惑をかけてきたことを少しでも新炉建設に取り組むことによって緩和をしていく、こういうことで周辺の住民、自治会の方々にお願いをしておりますのが、御指摘の実態であるわけであります。

ただ、議員さんの御指摘はわかるとしても、周辺の方々については、近所だけにごみの焼却に伴ういろんな問題が発生しているやないか、という御不満、また、泉北環境は3市の事業でございますので、泉北環境にも寄せられ、あるいは地元市ということで和泉市にも寄せられるということでございます。その意味からいたしまして、事柄は、泉北環境の3市の住民生活に欠くことのできないごみ処理でございますので、非常に大事な問題でございますが、周辺地域の方々が和泉市民であるということもよくわかりますので、いろいろ御要望が寄せられておることについても、泉北環境と地元市という立場で住民の関係の事柄については御協議をしているのが現状の姿であります。

決して3市の事柄だから和泉市は関知しないという態度は持っておりません。地元市の市民の問題ということで今までからいろいろな御陳情もお聞きをしておりますし、今後もそうした意味での協議を泉北環境の中で重ねてまいりたい。そして、円滑に新炉の着工ができ、少しでもごみ処理が円滑にできますよう、また、周辺地域の方々の御迷惑を少しでも解消できるよ

うな願いどおりの事柄に持っていきたい。これが私ども、とりわけ担当しております課長初め職員の願いであります。

本市においても一定の協議をしております。泉北環境においても協議をしておりますし、今後ともしてまいりたい、このように考えております。したがいまして、できるだけ円滑に周辺地域の皆様方の御理解を賜りつつ工事に着手をしていくことを地元市としては願っております。ただ、泉北環境は3市の構成であります。文書云々といふことでなく、3市長が集まる場もございます。そういう中、住民の立場、地元市長の立場からいろいろ話をし、3市のお互いの理解を深めるよう努力をしてまいりたい、のことだけは申し上げておきたいと思います。

- 21番（勝部津喜枝君） いろいろと御答弁をいただきましたが、端的に申し上げまして、文書で出すかどうかは別として、地元関係町会、住民が納得する地元合意が形成できるまでは工事を着手しない、という立場を和泉市長として泉北環境の中で貫いていただけるかどうか、その点だけを明快にお答え願いたいと思います。
  - 市長（池田忠雄君） これは3市の住民生活にとって基本的な1日もゆるがせてできないごみ処理の基本的な問題であります。その公害を少なくするための新炉の入れ替えであるわけであります。ただ、いろんな御意見があることは承知をしております。地元市長としてはそうした市民の意向も受け、また、ごみ処理の必要性といふ泉北環境の持つ毎日欠かすことのできない問題でございますので、その観点の上に立って、私なりに泉北環境整備施設組合の円滑な運営を強く主張してまいりたい、このように存じております。
  - 21番（勝部津喜枝君） 円滑な運営をする必要があればこそ、いたずらに住民感情をエスカレートさせないためにも、工事の着工を強行するようなことはさせないという立場で明確にお示し願えることはできないでしょうか。
  - 市長（池田忠雄君） 議員さんの御指摘は、私も地元市長としては同感であります。ただ、3市の立場というものがございます。そして、ごみ処理の円滑な運営という1つの時期的な問題も当然セットされているわけでございます。いま、言えることは、円滑に工事着手ができるよう、御理解を精いっぱい賜っていくという時期については、地元市長として努力してまいりたい、のことだけを申し上げておきます。
  - 21番（勝部津喜枝君） そういう立場で要求していただくということをお約束いただいたというふうにこの場で受けとめておきます。
- 第2点の鶴山台の町づくり問題であります。一つは、太之坊池の問題ですが、この住宅建設は何戸つくられる予定になっておるんですか。
- 都市整備課長（田中武郎君） 先ほど、ちょっと答弁が漏れておりまして申しわけございま

せん。63年2月に住宅公団からの説明があった中身は、本年度中に地元の方々と調整をとりながら、埋め立ての事業のみをやりたいということでございます。先ほど申し上げました各課の調整は、どこをどれぐらい埋め立てをするか、工事用車両の運行とかでございまして、住宅建設の具体的な話はまだできておりません。それが済んでからおおむね64年度後半ぐらいから住宅建設計画の御相談に入るわけとして、現時点の進捗状況はその程度でございます。

○ 21番(勝部津喜枝君) 今後、この埋め立ての諸条件の整備を含め、本市は住宅公団と対等平等の立場で住みよい町づくりの点から意見を述べ、要望も受け入れている体制づくりに取り組んでいただけたと理解してよろしいでしょうか。

○ 都市整備課長(田中武郎君) 先ほど、お話をいたしましたように、その当時は、住宅計画として計画決定を打ったという経過がございますので、御指摘のように現時点では両者が対等ということは非常に問題があるように思います。公団から現時点では埋め立てのみという話でございますので、市からどれだけの意見が見えるか、非常に問題があると思います。いまのところ、住宅公団との調整は、埋め立てのみということで御理解をお願いいたします。

○ 21番(勝部津喜枝君) 大変細々とした声になってきております。何とも心細い限りですが、選挙が終わってどの議員さんも住民の皆さんからいろいろと公約や要望が寄せられていると思います。ここにも鶴山台の1住民から要望が来ております。「主人の異動に伴つていろんなところで住居してまいりましたが、和泉市へ参りまして行政の乏しいのに驚いております。福祉や文化向上のための施策が全くないという感じを持っております」とかの中でいろんなことが書かれております。

1970年代、この鶴山台の入居が始まった当時は、「ポストの数など保育所を」というのが大きな住民要望でしたが、今日、住民の家族構成、子供たちの状況等を含めまして、入居されている方々の要望も大きく変わってきております。合わせて先ほどから申し上げておりますように、今日の町づくりの状況は、大きく分けて2つあると思います。身近な施策の充実ということで、まず、人々が暮らしていく上の町づくりという観点が本市には大きく欠けていると思います。子育て、女性の社会進出、さらには、共稼ぎの御家庭が楽しく暮らしていける町づくりの観点からの施策が大きく欠落しているのではないかと思います。

その意味からいたしましても、この1人の方の投書にも現れておりるように、鶴山台地域は、和泉市にとって最初の大規模開発の団地でございますが、図書館やプールを含め身近なところでの施策はほとんどないと言っていい状態です。これを放置しておいたのでは、いま、和泉市が進めようとしております大プロジェクトに対する市民の不満や不信感が大きく募っていくと思います。

いわゆる町づくりにおける二極分化が大きく進んでくるのではないかと思います。そのためにも先ほど、稻田室長が今後、調和のとれた整備を進めていく、と言われておりましたけれども、果たしてそれが可能かどうか非常に疑問に思ひわけです。その点、単に検討していくというだけでなく、現実に社会教育審議会の答申でも、鶴山台地域における社会教育施設の整備は緊急を要する、と指摘をしているわけですから、この点についての再度の真剣な取り組み、具体的な検討を進めていくという点での御答弁をお願いしたいということです。

合わせまして、北信太駅前の問題でございますが、これも今回の選挙でたくさんの方々から出された要望ですか、大勢の乗降客が利用する駅にしては非常に狭うございます。お勧めの方に傘を持ってきた人たちが待てるように、せめてひさしをもう少し伸ばしてほしい、というさやかな願いが出されてございます。何も駅前再開発という大事業でなくても、市民の願いを実現していくべきではないかと思います。

私は、早速ＪＲ府中駅の駅長さんにこうした要望を伝えに行きましたが、地元市と関係を持ちながら実現していきたい、こういうお答えをいただいております。その意味におきましても、こうした問題についての窓口はどこになっているのか、ということを先ほどお尋ねしたわけです。その点を再度お尋ねしておきたいと思います。

○ 市長公室理事（稻田順三君） 具体的な答弁ということでございますが、確かに御指摘のように、社会教育施設を含め不足していることは十分認識しております。しかし、例えば槇尾山の青年の家建て替え問題とか、来春にはコミュニティ体育館等もできるわけでございまして、徐々ながら整備が進んでいることも事実でございます。社会教育審議会の答申も見ております。その上に立って今後、関係課と十分調整を図りながら、より具体的な措置の方法を検討してまいりたいと考えております。いま直ちにこの地域にこういう施設を、ということについては非常に問題があろうかと思います。新旧の調和のとれた町づくりは非常に大事だと認識しておりますので、一定の時間をお借りして検討を進めてまいりたいと考えております。

○ 市長（池田忠雄君） 現在、ＪＲ対策の窓口は特に設定はしておりません。ただ、その問題、問題によっては、それぞれのセクションが担当しております。例えば駅前再開発に関する中の府中駅前のいろんな問題については都市整備部、自転車置き場は産業部というように、それが以前の国鉄と折衝を重ねてきた経過がございます。いまの北信太駅のひさしの改善等の問題については特にどの窓口ということではなく、窓口が決まっていない問題については、私のお膝元の市長公室で対応してまいりたいと考えております。

○ 21番（勝部津喜枝君） 最終の締めくくりとして、それでは市長公室の方に行かせていただきますので、早急に改善方に取り組んでいただくようよろしくお願いをいたします。

太之坊池の住宅問題につきましてはまだ云々できることではございませんが、現状は、自転車置き場、駐車場問題等を含めまして御存知のとおりでございます。私は、もっと和泉市が主体性、自主性を持ち、大きな声で地元住民、鶴山台住民、信太地域を含めた良好な町づくりの観点から、都市整備公団に対してはっきり意見を述べられるべきだと思います。そのことが、和泉市民の立場に立って市政を進めていく理事者の姿勢ではないかと思います。その点を強く要望して私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（田中昭一君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これにて御意議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

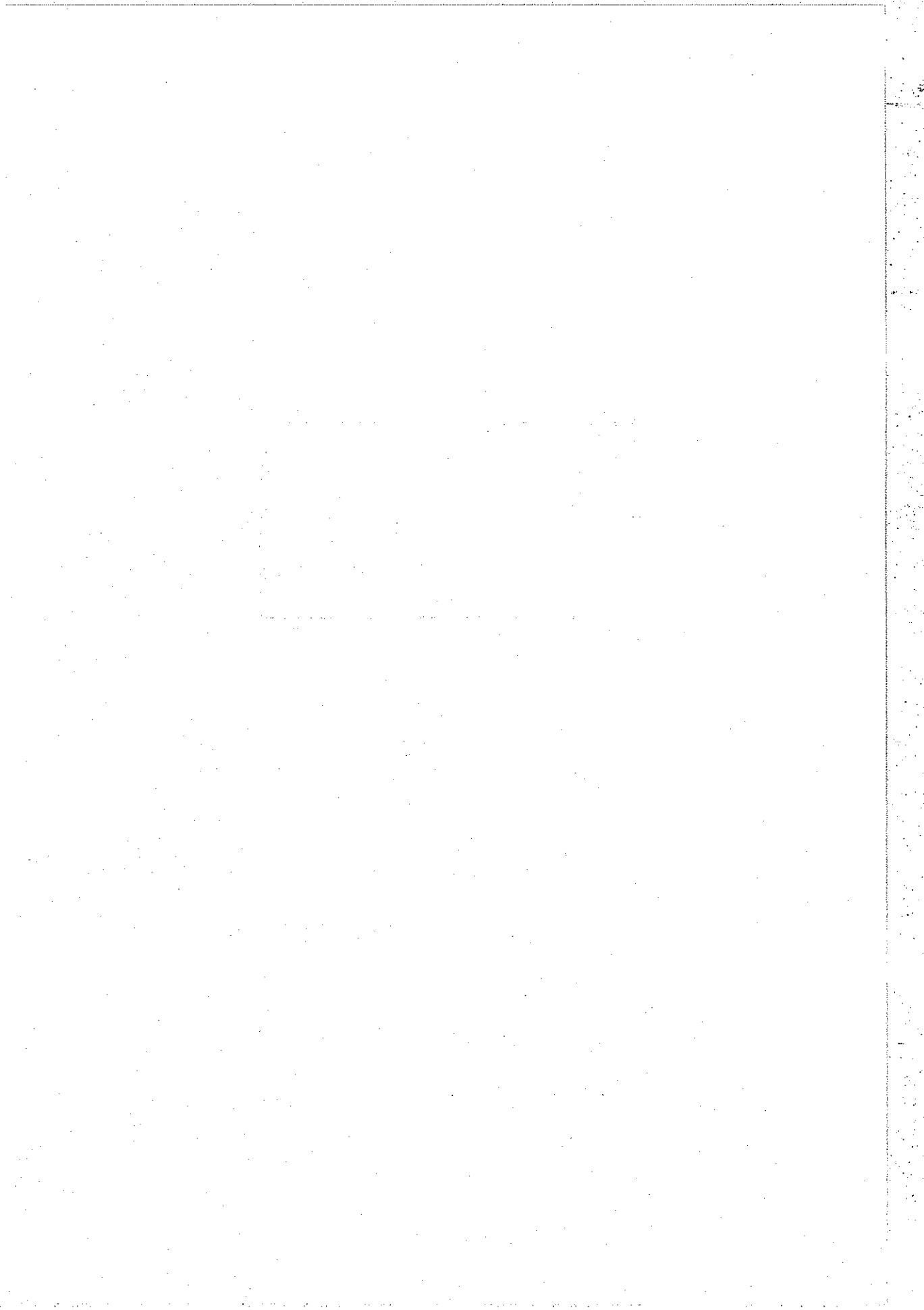
御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

（午後4時40分散会）

---

第 4 田



昭和63年10月14日前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場にて招集した。

出席議員(26名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	17番	池辺秀夫君
3番	藤原正通君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	早乙女実君
9番	讃岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
11番	仁井明君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助役	長	池田忠雄	総務部	次長	森利治
役員	坂口禮之助	総務部	次長	奥村富彦	
役員	中塚白文	財政課	長	阪豊光	
市長公室長	杉本弘一	同和部	長	堀宏行	
市長公室理事	逢野一郎	対策部	長	向井洋	
市長公室理事	神藤恒治	理政部	事長	中川鐵也	
市長公室理事	隆琦大治	福祉部	所長	中原助也	
市長公室理事	稻田順我	福祉部	次長	中原美助	
市長公室理事	鹿島賢三	市民生活部	長	中原和義	
市長公室次長	稲井和充	市民生活部	長	上田好美	
秘書課長	井阪和充	市民生活部	次長	上田秀仁	
企画課長	今村堅太郎	市民生活部	長	岸坂平之	
総務部長	橋本昭夫	市民生活部	次長	池辺修吉	
総務部理事	大塚孝之	産業部	長	松村堯	

産業部	事業部	理長	富淳一	消防科	本部次長	高武喜	広士夫	男
産業部	事業部	次長	行信介	消防科担当	事務局長	一ノ瀬貞	延寿由	久之有達
産業部	事業部	次長	磯隆琢	土地開発担当	事務局長	明中	喜博通	男
建設部	建設部	部長	赤浅	土地開発担当	事務局次長	堀西	通欣吉	稔郎雄
建設部	建設部	次長	山谷	土地開発担当	事務局次長	逢白	嘉平	嘉平
都市整備部	都市整備部	部長	萩高	教育委員長	事務局次長	重木生	継道	継道
都市整備部	都市整備部	次長	三松	教育委員長	事務局次長	竹佐明	文喜意	文喜意
改良事業部	改良事業部	部長	富笠	教育委員長	事務局次長	北藤高	正意	正意
改良事業部	改良事業部	次長	大田	教育委員長	事務局次長	農庄吉	三忠	三忠
水道事業部	水道事業部	部長	由岩	教育委員長	事務局次長	森信田	清陽義	清陽義
水道事業部	水道事業部	次長	岸仲	選舉管理委員會事務局長	事務局長	口田	種忠	種忠
病院	病院	長	竹林	監查委員長	事務局長	吉田	一小	一小
病院事務局	病院事務局	長	藤原	監查委員長	事務局長	森	清	清
病院事務局	病院事務局	次長	藤原	農業委員會事務局長	事務局長	信	三	三
消防防	消防防	長	谷上	農業委員會事務局長	事務局長	田	忠行	忠行

※備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

○ 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

○ 和泉市囁託速記士 中野満男

○ 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局	長	北河	野原	敦	雄
次主係	幹長	大佐	中谷	茂	隆保
主係	査員	井之上	井之上	光	一一宏
		田村	村	隆	

○ 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和63年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月14日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

(午前10時00分開議)

- 議長(田中昭一君) 大変長らくお待たせをいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ連日御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。
- それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。
- ただいま出席されている議員さんは20名でございます。欠席届け出のある議員さんはございません。藤原副議長さん、森議員さん、坂口議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、20名でございます。

- 議長(田中昭一君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより会議を開きます。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。25番・天堀 博君。

(25番・天堀 博君登壇)

- 25番(天堀 博君) 25番・天堀です。通告に従いまして趣旨の説明を行います。

まず、大きな1番目、市役所出張所設置についてであります。

和泉市は、市域が85.4平方km(山間部を含む)という広大な面積であることと、西北から東南にかけての長方形の地形であり、市役所が西端にあることなどから、従前より市役所出張所の要求が大変強く、私も一般質問その他におきまして、幾度となくこれの実施を要求してきたところであります。その必要性については、いま改めて申し上げるまでもないと思いますので省かせていただきますが、今回の市会議員の選挙の中でも1つの大きな争点になったわけであります。

そこで、当初予算におきまして、窓口事務研究費が100万円計上されておりますが、現在までの上半期の調査、そして、予算執行状況等について、まず、第1点目にお聞かせ願いたいと思います。市役所出張所問題の2点目は、われわれは、そのような状況の中で早急に実施に

移すべきだと主張してきたわけですが、今回の調査研究でその時期や見通しはどのようになるのかということです。3点目は、一部で言わせております巡回バスによる移動市役所なるものについての考え方があればお聞かせ願いたいと思います。4点目は、出張所と合わせましてJR各駅あるいはまた泉北高速鉄道光明池駅での取次所、これは時間的には、通常、現在行っています南松尾農協、横山農協、さらには鶴山台等での市民課窓口事務取次所と性格は多少異なりますが、こういうものについても、通勤の人たちの便宜を図るという意味で考えられないかということです。

以上、市役所出張所問題については4点、お聞かせを願いたいと思います。

次は、ゴルフ場問題についてであります。今年(1988年)10月1日号の阪南報知新聞によれば、「和泉市にもゴルフ場、65年オープンを目指す」ということで「大阪府は自然保護のため事実上ゴルフ場の新設申請を門前払いしてきたが、法令や基準などを満たせば許可することになり、その第1号として、関西新空港に近い和泉丘陵に計画しているゴルフ場の許可が内定した。和泉丘陵に計画しているのは、日本ゴルフ振興会社の関西空港ゴルフクラブ。若桜町、大野町など5町にまたがる山林、農地計119haに18ホールコースをつくる」ということであります。さらに「地権者の約9割からすでに土地買収の同意を取り付け、年内にも全体の同意を得て府に対し正式に開発許可申請をし、65年から66年にかけてオープンを予定している」というものであります。

私どもの調査でもおおむねそのとおりだと思いますが、この点についてまず第1点目は、間違いがないかどうか、確認をしたいと思います。そして、ここまで進んできている計画でありますので、このゴルフ場がここに書かれているように65年から66年にオープンをするものと仮定をし、以下、何点かについてお聞かせを願いたいと思います。

まず、ゴルフ場で使用される毒性の強い農薬等による問題であります。大気汚染や河川、地下水、さらには、農作物などに対する影響について。2点目は、ゴルフ場建設中及びオープン以後の交通量の増加があるわけですが、周辺住民への安全の問題と生活への影響であります。次は、山林の樹木が果たしてきた保水能力の減少が起きるわけですが、これによる鉄砲水などの心配がないかどうか。次は、葛城山系の動植物に与える影響についてどうかということであります。こういうことに対しまして市当局は、長期的な視野に立った科学的な検討を加え、問題点に対する万全な対策が確立されるべきだと考えるわけであります。そういう点で許可そのものは大阪府でありますが、地元市として直接市民、住民にかかわる問題としていかように考え、管理監督、指導等も含めてどう考えておられるのか、この点についてお聞かせを願いたいと思います。

以上が、大きな2点目のゴルフ場問題についてあります。

次は、大きな3点目の図書館問題についてあります。

「いつでも、どこでも手が届くところ、身近なところに図書館を」というのが多くの住民の要求でもありますし、和泉市の文化的水準を高めていく上でも重要なことです。そこで、現在の図書館以外にぜひとも各地域に図書館の設置を願いたいわけですが、まず第1点目は、その必要性についてどのように考えておられ、年次計画等を含めて計画を持っておられるかどうかの点についてお聞かせを願いたいと思います。

次に、現在、公民館というふうな名の付くものが和泉市内に2カ所ほど、あるいは他の公共的な施設も市内にございますが、そういうところに図書館を併設していく、あるいは建物そのものを十分活用していくことも含めて考えていないものかどうか、その点についてお示しを願いたいと思います。

3点目は、大変具体的なことがあります。現在の図書館の開館時間は、平日が午前10時30分から午後6時までですが、日曜日は午前10時30分開館、午後1時で閉館をしてしまいます。これは土曜日が平日の形でオープンをし、月曜日が休館ということでのローテーションなどからこうなっていると思うわけですが、利用者にとっては、平日の時間の延長はもちろんですが、特に日曜日の午後1時閉館ということでは、せっかく日曜日に親子連れて出かけるにしても、早朝から出かけなければなりません。日常、関係の皆さんのが巡回バスを含めていろいろ御努力、御苦労されているわけですが、これらの時間の延長等について改善ができないものかどうか、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

図書館問題については、以上の3点あります。

大きな4点目の光明台元道路付帯地についてあります。光明台一丁目49番地の土地については、前回の議会でも質問をいたしましたが、その後売却をされたと聞いておりますが、その経過等についてお聞かせ願いたいと思います。内容としては、大変変則的な地形でありましたので、どのように分割し売却されたのか。また、1m<sup>2</sup>当たりの坪単価で幾らになり、どのような基準で割り出したのか。さらに、売却の相手あるいは処分方法等についてもお聞かせ願いたいと思います。

以上の大きな4点について質問をいたします。御答弁の結果によりまして自席から再質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

○ 議長（田中昭一君） 理事者答弁。

○ 市長公室理事（稻田順三君） それでは、稻田から1点目と2点目について御報告させていただきたいと思います。

まず、第1点目の出張所の件ですが、上半期の予算の執行状況はどうか、ということです。本年5月12日、本市の地域性に応じた窓口事務のあり方について調査研究を行うため、主な窓口事務を担当しております課長等8名によりまして、窓口事務改善研究委員会を設置したところであります。本委員会の活動といたしましては、先進都市の出張所等の状況を調査研究するため、本年7月に東京都内の3市、8月には大阪府下の3市について行政視察を行ったところであります。

東京都内の3市の視察目的は、主として移動窓口についてであります。移動窓口につきましては、バス等によりまして市内を定期的に巡回し、証明書等の受け付け、交付を行うものであります。東京都内の3市のうちの1市は、バスにファクシミリを搭載し住民票等を即時に交付しております東村山市。また、ファクシミリは搭載しておりませんが、他に出張所2カ所、取次所8カ所を設置しております小平市。残る1市は、過去、移動窓口を実施しておりましたが現在は廃止、出張所4カ所を設置しております三鷹市の3市でございます。

次に、大阪府下の3市につきましては、出張所の業務内容について視察を行いました。まず、隣接市であり、また、地形的にも本市と似通っております岸和田市の視察を行いました。岸和田市では5カ所の出張所を設置、また、ファクシミリにより住民票等の即時交付を行っております。次に、22カ所の出張所を設置し、電算機のオンラインシステムにより即時交付を行っている堺市。そして、人口が本市とほぼ同程度であります柏原市についても視察をいたしました。柏原市は2カ所の出張所と8カ所の連絡所を設置しており、出張所では電算機のオンラインシステムにより、また、連絡所ではファクシミリを設置、対応しております。

以上、6市の先進都市を視察しましたが、本市の地域性に適応した窓口事務あり方について鋭意検討を重ねているところであります。

また、東村山市につきましては、巡回バスを視察いたしました。バス1台で1日4カ所、市内8カ所の停車場を週2回のサイクルで巡回。面積は本市の約4分の1であります。

いずれにいたしましても、巡回バスの実施時期とかJR客観あるいは泉北高速鉄道光明池駅での取次所の問題につきましては、現在、窓口事務研究委員会において東京都や大阪府下の行政視察を行ったりリポート等を取りまとめている状況であります。今後、窓口事務研究委員会で十分案を練り、トップとの調整を図りながら結論を出していきたいということでありますので、現時点において、JRの関係を含め巡回バス等の実施時期を明確にせよ、ということでもあります。その段階にまで至っていないのが実態であります。よろしく御理解を賜りたいと思います。

次に、ゴルフ場の関係でありますが、現在、若狭町にゴルフ場開発計画をいたしております。そのとおりであります。

まず、御質問の事項にお答えする前に、ゴルフ場の開発目的、また、和泉市の都市計画との適合性について若干、御報告を申し上げたいと思うわけであります。

まず、ゴルフ場を開発する目的といたしましては、本市の経済基盤は近年、地場産業や農林業の弱体化が進み、産業構造の調整が大きな課題となっていることは御案内のとおりであります。特に市域の南部は、主としてみかん栽培を中心とする農林業に依存してきたところであります。近年の不況によりみかん園の放置もかなり見受けられる状況であり、新しい雇用の場の創出が特に望まれるところであります。このため本ゴルフ場建設を地域開発の1つと掲げております。本開発による地元雇用は約100人程度と考えているところであります。直接雇用の場として重要な役割を果たし得るものと考えるところであります。また、本開発によります固定資産税等の収入増も見込まれ、本市財政状況の向上の一助にもなると確信するものであります。

次に、総合計画との適合性であります。本開発区域は開発調整ゾーンに位置し、農業振興を初めレクリエーション及び産業文化機能やスポーツ・レクリエーション機能の調整を図っていくゾーンとしてその整備方針が定められているところであります。そのようなことからこの調整区域につきましては、コスモポリス計画やラーベンライフリゾート構想と同様、本ゴルフ場開発計画は、土地利用上妥当なものであると考えるところであります。このような観点から本市としては、若槻地区のゴルフ場開発計画を認めることとした次第であります。

次に、今回の御質問の内容でありますが、まず、ゴルフ場で使用される毒性の強い農薬による大気汚染、河川や地下水、さらに、農産物への影響等についての御指摘ですが、現在、御承知のように大阪府では環境部局で構成いたしますゴルフ場環境問題検討会を設置、府下におけるゴルフ場で使用される農薬等の規制措置について検討を急いでいるところであります。

具体的に申し上げますと、ゴルフ場への農薬散布につきましては、農薬取締法等に基づく使用制限や、安全で適正に使用することによりまして環境汚染防止に努め、農薬等の保管あるいは処分については、毒物及び劇物取締法による廃棄基準を守り適正に行うといった指導基準が近々、新たに設けられると聞き及んでいるところであります。いずれにしても、国、府の指導基準を遵守し、指導を仰ぎながら地元にゴルフ場に対する農薬散布によって悪い影響が出るとのないよう、関係課ともども厳しく開発指導を行って万全を期してまいりたいと考えているところであります。

また、ゴルフ場建設中及びオープン後の交通量の増加が、周辺住民への安全と生活に影響を与えないよう、開発指導の段階で指導してまいりたく考えているところであります。

なお、本ゴルフ場への1日の来場者数は最大250人程度、1時間当たりピーク時の車の通

行量は約70台と予想しており、沿道への影響は少ないと考えているところであります。

また、本開発による樹木や山林の保水能力の減少による鉄砲水などの恐れについてありますが、雨水排水計画につきましては、現況流域界を変更しないことを原則に下流水路及び河川に影響のないよう貯水池、水路等を設置させ、対処しようとするものであります。

なお、雑排水汚水につきましては単独の汚水処理施設を設置させ、水質基準を満たし、区域内の芝生の散水に利用するよう指導したいと考えるところであります。

最後になりましたが、葛城山系の動植物に与える影響の問題でございますが、貴重な動植物については、大阪府の緑の環境整備室の指導のもと、春秋の2回の現況調査を実施されたところであります。特に貴重な動植物については該当しないようあります。しかし、開発に当たりましては、動植物の棲息環境に及ぼす影響を最小限にとどめるよう指導していきたいと考える次第であります。

以上、ゴルフ場開発に関しましては、本市にとりましても地元にとりましても有益な開発と考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 社会教育部次長（北野喜平君） 図書館の問題につきまして、図書館長の北野からお答えさせていただきます。

まず、第1点目の図書館の複数設置についてでありますか、御案内のとおり、現在、図書館という固定館は1館のみでございます。図書館から遠隔の市域に居住する市民皆様には、移動図書館ということで市内各地に計43カ所の駐車基地を設定し、常時2台の自動車文庫を巡回させ、図書館活動に努めているところであります。しかし、それで十分満足をいただいているとは考えておりません。3週間に1回の巡回であり、かつ滞在時間も1時間ないし3時間、また、バスの積載図書数も3,000冊ないし4,000冊といりのでは、御不満があって当然かと思います。したがいまして、将来的には、一定数の分館あるいは分室の設置が必要であろうかと考えております。当面の問題といたしましては、中央丘陵内にせひとも分館を設置いただくべく要望しているところでございます。

2点目の公民館その他公的施設との複合設置についてでありますか、図書館施設は必ずしも単独設置である必要はございません。むしろコミュニティー施設あるいは行政施設との複合設置である方が、利用者の立場からは望ましいのではなかろうかと考えております。つきましては、本市の地理的条件、交通利便、人口分布その他図書館としての適正規模等々を勘案の上、今後十分検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の会館時間の延長についてでありますか、先生御指摘の趣旨はごもつともと存

じます。ただ、それを実現するにつきましては、職員の勤務体制の変化とか職員の増員が必要となり、その他人件費、物件費等予算に係る問題もございます。本件についても、今後の検討課題とさせていただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

- 議長(田中昭一君) 次。
- 総務部長(橋本昭夫君) 第4点目の光明台元道路付帯地につきまして、総務部長からお答え申し上げます。さきの第2回定例会の一般質問で御答弁申し上げました経過もございますが、改めまして御報告を申し上げたいと思います。

御承知のとおり本土地の立地条件は、市道に沿った旧のり面でございます。その形状は、斜面を埋め立てた関係上、道路に沿って122mの細長い三日月状の土地でございます。奥行は最大28mでございますが、中央部に17mの大きなへこみがあり、なおかつ奥行が10m未満の3カ所のへたと申しますか、それが全体の約3分の1あるという不整形な土地でございますので、去る8月、行政財産として不用になりましたとして総務部に移管を受け、その処分につきましては、前回に御答弁申し上げました基本的な方針に沿って処分をいたした次第でございます。

1つは、大阪府並びに顧問弁護士あるいは関係部局と協議をいたしました結果、道路に沿って整形な土地、1区画約180m<sup>2</sup>の宅地3区画については、公共事業の円滑な促進を図るために代替用地として確保し、残余の土地につきましては、これはいろいろ接道する地主に対する民法上の補償等もございますので、約5mの外周の道路を確保いたしまして、その道路用地を含め処分いたしました。

なお、処分の方法でございますが、当然、不動産鑑定士による鑑定評価をいただき、それとともに9月2日に財産評価審査委員会の御開催を願い、その御答申を得、先ほど申し上げましたように、隣接地主の接道の権利を担保するということから9月4日、隣接地主でございます大阪府松原市西大塚一丁目9-25 株式会社岡三興業代表取締役岡谷裕氏に売却をいたした次第であります。

なお、単価でございますが、鑑定評価並びに財産評価審査委員会の答申をもとにいたしまして、それを上回る額、平方メートル当たり9万3,170円(坪当たり30万8,000円)で随意契約に基づき処分したわけでございますので御報告申し上げます。

なお、再々にわたりまして予算委員会並びに一般質問で御指摘を受け、まことに恐縮しております。今後、所管委員会等を通じまして意思の疎通を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

- 25番(天堀 博君) まず、市役所出張所問題から入っていきたいと思います。現在まで

の上半期における調査状況等について御報告をいただきましたが、合わせてその後の問題として、J.R各駅の問題あるいは巡回バス等についてもお答えをいただきましたので、それらを総合した形で再質問をさせていただきたいと思います。

いろいろ調査されたわけですが、特に大阪府下の3市、お隣の岸和田市については私も以前から例に出し、地形的にも似通った状況であるのになぜ和泉市で実施できないのか、という点でも追及をしてきたところあります。さらに、和泉市と地形的には少し違いますが、柏原市については、出張所2カ所、連絡所3カ所については、それぞれ電算機のオンラインとファクシミリを設置して行っているということあります。それから、東京都下の東村山市、三鷹市、小平市も調査されたということでございますが、特に三鷹市ではすでに巡回バスを廃止、出張所に切り替えているということあります。原則的には、出張所あるいは取次所、連絡所を設置していくことが基本であり、その中でやむを得ないというか経済的な措置として、巡回バス等の利用もあるということであろうと思います。

同時に地形とか面積その他も十分に考慮しなければならないと思うんです。巡回バスも出張所ができるまでの経過的な期間は、市民の利便を図っていく点では1つの方法だと思います。

しかし、かなりきめ細かく綿密に回らなかったら何ら効果はないと思います。私も東村山市の実情についていろいろ調査をし、和泉市との状況なり実態と合致するのかどうかという点で少し研究もしましたので、理事者の考え方も含め今後の検討課題としていただきたいと思います。

1つは、これは東村山市だけの問題ではないんですが、東村山市がたまたま巡回バスを使っていることと、地形的にもかなり和泉市と違う点もありますが(図面を示す)、面積は16平方km余、ちょうど4キロ四方というわけです。御承知のようにこれが和泉市(図面を示す)ですが、西北から東南にかけて細長い地形として、市街地部分が16平方キロです。

東村山市の「働く市役所取扱事務実施要綱」を見ますと、月曜日と木曜日、火曜日と金曜日、水曜日と土曜日というぐあいに巡回バスが回っております。回っている地域を見ますと、どの曜日も同じですが9時から10時、10時半から11時半のそれぞれ1時間、午後も同じような形です。月曜日と木曜日に回るのは9時~10時が富士見町一丁目の農協前、それから10時半~11時半は富士見町二丁目の「万寿園」というところなんです。火曜日と金曜日は、午前9時から10時が萩山町一丁目の「第二児童遊園」、10時半から11時半は萩山町四丁目の「第一児童遊園」ときめ細かく回っております。この地域は、東村山市でもかなり交通の便が悪いといわれておりますので、和泉市に当てはめますと、バスが走っていない弥生町一丁目、本屋さんができている近くに9時~10時、10時半から11時半は三井東庄の社宅のあるところ辺へ行くという距離感覚だろうと思うんです。

取り扱い業務は、動く市役所事務取扱の範囲ということでは、住民票とかの市民課の窓口業務、健康保険、国民年金の関係、都営住宅の申し込み用紙の配布、飼い犬の問題、都民税、固定資産税その他の納税関係、上下水道の使用料及び保育料などの納入等、かなり広範囲に扱っておられるのが実態だそうです。

そういう状況からいたしまして、和泉市で最も必要とされているのは、やはり市民課窓口業務、特に住民票や印鑑証明、戸籍謄抄本、年金の現況届等が中心となっていると思います。和泉市でも山間地域や光明台、鶴山台の住民がいちいち市役所まで来るのは大変な状況だと思います。そこで、市役所市民課の窓口業務の関係などの取り扱い業務の関係でどうかという点を具体的にお聞かせ願いたいと思います。

今まで御説明させていただいたのは、他の議員さんにも実態を御理解いただきためですが、よく引き合いに出されます東村山市の「働く市役所」が取り扱っております件数の中で市民課関係の件数はどの程度の割合か、それから市民課全体で取り扱っている種々の件数のうち、動く市役所で取り扱っている件数はどれくらいか、かなり多般にわたって「働く市役所」でやっているようですので、それについてお聞かせ願いたいと思うわけであります。

その点で和泉市の実態の中でどういうふうにやっていくか。私は、「働く市役所」を否定するものでは決してありません。こういうふうにきめ細かくやられるならばいいとは思いますが、果たして和泉市の実態に合うかどうか、お聞かせ願いたい。また、きめ細かくやろうとすれば、和泉市では何台ぐらいのバスが必要になるか。調査結果に基づいて試算もされるだろうとは思いますが、その点もお聞かせ願いたい。

それから、結論を先に言うときます、駅等の取次所その他については強く要望しておきます。今回の調査研究の中にせひとも入れていただきたい。それ以上に充実した体制がとられれば必要はないでしょうが、そうでなければ、今後、中央丘陵に鉄道の延伸もされる中、そこにシビックセンターに出張所ができるいくんですが、その窓口がオープンしている時間等の関係も出てきますので、その点も合わせてお聞かせ願いたいと思います。

- 市長公室理事（稻田順三君） それでは、東村山市の「働く市役所」の特に市民課関係の取り扱い件数につきまして御報告申し上げます。

まず、62年度の「働く市役所」の取り扱い件数は2万598件でございます。そのうち市民課関係の交付事務の取り扱い件数は5,317件、25.8%でございます。その内容でございますが、住民票関係は3,255件、15.8%、戸籍関係439件、2.1%、印鑑証明が1,623件、7.9%でございます。

最後に、バスが何台要るか、という端的な御質問でございますが、先ほども申し上げました

ように、やはり和泉市の窓口関係のいろんな業務に精通した専門家の方々が8名入っていただき研究していただいている中から、例えばバスが何台要るか、という結果も出てこようかと思います。これは業務量だけでなく、地形的な要素等もあるうかと思います。そういうことも含め今後、より専門的に研究していきたいと考えております。

なお、JR駅の関係につきましては御意見ということで承っておきますが、その点も参考にしながら研究委員会で検討をさせていただきたいと思います。

○ 25番(天堀 博君) 「動く市役所」の取り扱い件数の中での市民課関係が25.8%ということですが、もう1点は、市民課取り扱い業務の中での「動く市役所」の割合はどれくらいですか。

○ 市長公室理事(稻田順三君) 6,061件、4.5%でございます。

○ 25番(天堀 博君) パーセンテージとしては4.5%でも、市民課業務そのものが非常に大きいですから、年間6,061件という数字になるわけです。「動く市役所」の中での市民課関係は25.8%、約4分の1ということですが、私どもの調査でも、それ以外にも納税関係の業務もかなり多いようです。実際には5,317件というぐらい市民課関係でやっておりますので、「動く市役所」で市民がそれだけ利便を図られているわけですね。いろいろ聞きますと、最近はかなり定着しているようですし、皆さんも喜んでおられるようです。

和泉市でもやる限りは、こういうぐらいにきめ細かくやっていただきたい。バスが何台要るか、については今後、研究していくということですが、私も別に試算したわけではありませんが、和泉市でやろうとすれば、面積的なことから考えて3台では少ない、最低4~5台は要るんじゃないかと思います。光明台で言いますと、9時から10時までは一丁目に行き、次に三丁目へ回るという状況でいけば、2台や3台ではとても間に合わない。皆さんに便利になって定着していくとなれば、かなりの経費がかかるだろうと思います。その点も今後の研究の中ではかなり考慮していくかないと、結論的には、うっかりしたら経費の割に本当に市民が便利になるかどうか、中途半端なものになりはしないかと思います。その点では、取次所や出張所の充実と合わせて検討する余地があるのではないかと思います。

それから、駅等についても、特に最近は共働きの人たちが多いですから、通勤者の利便を十分に考えていただきたい。選挙中にいろんな話を聞いた中で笑い話みたいな、本当は笑えないんですが、光明台の人が光明池駅の近くにある堺市の出張所に住民票をもらいに行ったということです。これは何気なく行ってしまうかもわかりません。しかし、もちろん「あなたは和泉市民ですから、和泉市役所へ行ってもらわないといけません」と言われたわけです。それぐらい和泉市は便利が悪いわけです。その点で駅での取り扱いも含めて考えていただくことをお願

いしておきます。

次に、ゴルフ場問題であります。特にゴルフ場の誘致が地域の振興という点でかなり強調され、それを前提にいろいろ言われました。きょうは、その点で論議をするつもりはありませんので、何も室長の言われたことに私が賛同したわけではありませんので、念を押しておきます。

4点の問題点を出させていただきましたが、特に私は、この農薬問題については大阪府でいろいろやられており、関係各課で厳しく監視していきたいということですが、これは特に重要な問題であります。ゴルフ場には農薬取締法が適用されず、使い放題です。参考までに皆さんに言っておいた方がいいと思いますが、特によく使われている薬としては、芝生の色を出す「マラカイトグリーン」は、奇形の動植物が生まれたりする猛毒が含まれた危険な農薬です。それから、「キャブタン」という発ガン性の疑いのあるもの、また、「2・4D」という除草剤もダイオキシンを含んでおりますが、こういう危険な薬が取締法に關係なくどんどん使われております。

また、ゴルフ場で働いている作業員やキャディーさんは、手が荒れたり皮膚が荒れたり、目が痛いとか、くらむとか、盛んに障害を訴えられております。先ほど、100名の雇用が発生すると言われましたが、関西空港ゴルフクラブで直接雇用されるかとなると、このゴルフ場の形態からいってそうじゃないと思う。ほとんどが下請けなんです。そのようなゴルフ場が池にもたくさんあります。特にキャディーさんについても直接の雇用じゃないところが多くなっております。特に作業員などは全部下請けのところが多い。その点で新しい雇用が生まれても、健康管理の問題で地元の和泉市民に影響が出てくるわけです。

大阪府でいろいろ取り組んでいるということですが、地元市としても放っておけない問題なんです。先ほどの答弁では、監視、監督、指導していくということですが、今後、実際の段階ではどうなっていくか。いまは企画で担当しておりますが、後は全部原課にいってしまう。だから、弱くなって縦割行政の中では、とてもじゃないが手に負えなくなってしまう。企画はどんどん呼び込むが、喉元を過ぎれば原課へ移ってしまい、企画は全く関係がなくなってしまう。現実に農薬がどうの、河川がどうのという問題が発生した場合、それは交通公害課へいくんでしょう。その場合、こう言っては失礼だが、今までたびたび例があるので言いますが、交通公害課でそれだけの体制と権限を持っているか、持っていない。だから昨日、原議員が質問したように泉州山手線や近道などで大きな問題になってきているんです。その点では、企画がどこまで責任を負うのか、確認しておきたい。

- 市長公室理事（稻田順三君） このゴルフ場開発問題につきましては、大阪府におきまして

も大規模開発検討部会もしくは大阪土地利用調整協議会をクリアしておりますので、間もなく開発許可がおりるだろうと考えております。前段、農業問題が発生いたしまして、専門的に検討しているということあります。市の組織からいきますと、確かに御指摘のように現在の開発許可を取る段階ではわれわれが担当いたしますが、今後、より専門的な河川改修や防災対策等の問題が出てきた場合、それらは当然、原課の担当になると思われます。しかし、総合的な日本ゴルフ振興との調整につきましては、私どもが関係課ともども窓口になって対応していくことがあります。ただ、専門的、技術的な問題につきましてはわれわれはそのノウハウがないということですので関係課ともども調整いたしまして、当然、われわれが窓口になって対応していきたいと考えております。

- 25番(天堀 博君) いつもそんなことで逃げられてしまう。とにかく企画は、呼び込むときはどんどん呼び込むが、「尻食観音」で原課へ任せてしまう。“回状”を回して済ましてしまう。担当課も実際に個々の問題についてどういう意見を言い、どう対処したか知りませんが、先ほど、あなたがおっしゃった前段のことが前提にありますから、しぶしぶながらか、不安があるのか知りませんがハンコを押してくるんです。そして、それが実際の問題になってくると困るわけです。その場合、企画は専門的なことやからと責任を取らない。行政の縦割からそのことはわからんことはない。「いつまでも企画が責任を取れるか」ということは、ある程度はわからんことはないが、いつまでもそんなことを言われたら、市民の側に立てばほんまにいかれこれなんです。特に今まで近道もそうですが、中央丘陵や空港のインパクトやと鳴り入りでやってきたが、ここで公害問題が発生したとき、地元市として住民の立場に立って市長や企画がどこまで責任をとるのか、その点を追及しているわけです。

- 市長公室理事(稻田順三君) 先ほど申し上げましたように、われわれが当然、開発の許可段階から携わってまいりましたが、今後、個々の問題が発生するであろうと考えております。われわれだけでカバーしきれない部分があるのは事実であります。ゴルフ場開発に際しても当然、関係課ともタイアップする中で、われわれが前面に出でていって対応していきたいと考えております。

- 25番(天堀 博君) 今までそう言ひてきていますが、私は実際問題として、何も企画に全部責任をとれとは言ひません。これは市長に答弁してもらうべきですが、市長に答弁してもらうと長くなるので要りませんが、関係の各課で手に負えん問題が出てきているでしょう。近道でもそうでしょう。例えばトンネルにしてくれ、と言うてきているが、できない。いまの基準をクリアできるということをいきそなうな気配で危険なんですが、その後でもし公害が起つたときどうするか。地元市がなぜもっとしっかりやらなかつたのか、となるでしょう。

要は、住民の立場に立つかどうかですわ。その辺の心構えを聞いてるんです。

呼び込むのは理事者の方針で呼び込むんですから、われわれと意見が違うてもよろしいわな。しかし、後の問題として公害が起こってきたとき、大阪府のゴルフ場の環境基準で農薬の使用はこれぐらいまではええ、と決めたら、和泉市はどうにもならないということで済まされるのか、それでは済まんですよ。奇形の魚が生まれるかどうかは別にして、環境汚染というのはバット出てくるのではなく、じわじわくるのが一番怖いんです。その場合、極端に言えば地元市の責任者としてどうするか。極端に言えば、その辺の責任を取れるのかということです。

○ 市長公室理事（稻田順三君） 何回もの御指摘でございますが、われわれといたしましては、開発許可段階から携わってまいりましたので、今後とも良好なゴルフ場づくりのため、また、市民の皆さんに御迷惑をかけないよう、当然、われわれが窓口になって対応していきたい。その中では、原課の意見を聞くこともあるでしょうが、われわれが責任をもって対応していきたいと考えております。

○ 25番（天堀 博君） 今までからある程度はしようがないが、しかと言うておきます。とにかく、事後の問題は市長の責任ですよ。市長は行政の長として呼び込みの先頭に立っているですから、事後の責任もどらないかんことだけははっきりしているわけです。この点を忘れることなく、肝に銘じておいてもらわんと困る。企画の室長だけが責任をとるということではない。市長に責任をとってもらわんといかん。その点で心配されることばかり申し上げましたが、ぜひ長期的な視野に立った科学的な検討が必要なんです。その点では、大阪府や国の基準をクリアしているからええということではなく、そんな追随した形ではあかんということを意見として言うておき、この問題は終わります。

次は、図書館問題ですが、突然言い出した問題ではなく、以前から複数の図書館ということは要望もしてきたわけです。いまの館長さんになってからは初めてかもしれません、せひととも実現を図っていただきたいわけです。もちろん、上にも上げていただきたい。確かに図書館といつても簡単にできないことはわかりますが、決していまある図書館だけで済むということではないということをよく考えていただきたい。

それから、1つ前向きで言われたのは、単独の図書館施設でなく、いろんな市の行政施設に複合的に設けていくことは、市民の利便や図書環境としても非常にええと言われました。ただ、これは中途半端に終わる危険があります。図書室みたいなものになっては巡回バスよりも悪い。やはり市の図書館行政としては、分室というよりも本当は図書館そのものを建てていく、あるいはその施設が図書館としての役割を果たしていくようにしなければなりません。

例えば北松尾に公民館がありますが、あれは現在、何に使ってますか。せっかくあいう建

物があるので公民館活動は非常に乏しい。あの建物を公民館活動を充実していくのが本筋ですが、これは図書館の館長さんには関係ないが、あれを図書館にしていたら市民の皆さんが出まっていますよ。これは仮の話ですが、そこでいろんな文化的な活動が盛んになったり、公民館活動そのものも活発になるかもしれません。

それから、企画が光明池にコミュニティ体育馆をつくるというので大いに期待をしていましたが、改めて図面を見せてもらうと、体育馆はりっぱですが、コミュニティーとなるとそんな大層なものじゃありませんがな。トレーニング室、指導員室、役員室、トイレなどは当たり前としても、研修室が $85.86\text{m}^2$ (26坪)、会議室 $93.42\text{m}^2$ (28.3坪)の2室か付くだけの話ですがな。それだけでもできないよりはましと言えばそれまでですがね。

市長、「コミュニティ体育馆というりっぱなものができるんや」とえらうことばかり言うてもあきませんぜ。私も恥ずかしながらあまり知らなんだので、選挙中に「コミュニティ体育馆という複合的なりっぱな施設ができる。非常によろしいでっせ」と言いつたが、選挙が終わって図面をもらって見たら恥ずかしい話ですがな。もちろん、公式競技もできてよろしいが、コミュニティと名が付く限りは、もう少し実質が伴うものにしてほしい。

堺市が議会で議決しましたが、ああいう施設ができたら図書館もつくっていくということです。鴨谷や梅もすべてニュータウン事業の終結で大阪府からもろうたものですが、光明台や周辺の住民がどれだけ行っていますか。やはり文化水準を高める施設を求めているんです。館長も巡回バスでは十分ではないと言うとおられます。正直言ってあまり読みたい本がないという声も聞きます。また冊数もしますよ。ないよりはましですが、やはりきちんとした図書館を光明台や鶴山台などの遠隔地には、教育長もかなり関係があると思いますが、ぜひとも年次計画を建ててやっていかないとあきませんよ。

和泉市の文化水準が非常に低いことは市算も御承知やと思うんです。市長も一生懸命に努力していると言っておられますが、「仏つくって魂入れず」ではあかん。本当に和泉市の文化水準を高めるためにもっとおカネを使いなさいな。そのためには各地に身近なところに図書館をつくっていくことが大切です。こんな建物ができるときは利用してね。しかし、この規模では図書館は無理かもしれませんが、これは後の質問と連動しますので、この問題は終わっておきますが、図書館の建設については、ぜひ年次計画を立てて進めていくいただくよう強く要望しておきます。

それから、平日が午後6時までですから、日曜日は5時ぐらいまでというんならしようがないが、午後1時に終わるというのはあんまりですわ。人間也要るというのは当然ですので、これは図書館だけで解決できる問題ではありませんが、理事者がそういう立場に立って人件費や

物件費を増やせば決して不可能な問題やないと思います。これは強く要望して宿題にしておきたいと思います。答弁は要りません。

4番目の道路付帯地についてですが、この質問要旨を出したとき、いろいろ原課から説明をしてくれましたが、私が思っていた点と非常に違う点が1つあります。というのは、接道に5mほど程度残して、後は公共事業の代替地にすると聞いておったんですが、実際には、片方は道路ですから、変形の地形のところに長方形で精一杯の枠を組み、そこへ接道5mほど残すという方式を採った。周囲の変形の部分は全部道路として売った。道路も買ってくれたんやからありがたいという面もあるかもしれません、残った分は500m<sup>2</sup>余あるでしょう、180m<sup>2</sup>の宅地を3区画取るというのですからね。

そこで、私はなぜそこまで隣接地主に譲歩しなければならなかつたかと思うんです。しかも、隣接の権利を担保するということから随意契約をされている。坪30分8,000円、鑑定価格よりやや割り増しだと言われておりますが、これを一般競争入札にすればもう少し値が出たかもしれません。ただ、真中にあれだけ残されて一般競争入札にしたら、隣接との関係でこぼこの土地ですから売るのは難しかつたかもしれません、その辺は、私自身も以前からよからぬ経過も含めていろいろ耳にしていますので、そこで編み出した苦肉の策やなとは思いますが、なぜそこまで譲らないかんかったのかという点は置いときますが、問題のある土地だということです。

ただ、残った500m<sup>2</sup>の公共用地の代替地にするという土地については、多少先ほどの問題と運動するんですが、周囲に何ができるのかは知りませんが、できるものによって宅地で売れるかどうか。工場は建てられないと思いますが、いろんな問題が出てくるのと違いますか。和泉市の土地を売ってるわけでしょう。だから、水道や下水、ごみその他一切のものを和泉市でかぶるとなると、総務の方はちゃんとやっているんでしょうが、一応確認しておきたい。

それから、残った土地は公共用地の代替地にすることですが、代替地にすることなく、公共用地として光明台に残していくなさいよ。現在、光明台で残っているのは、公園などはいろいろありますが、たしか北小学校前の保育園用地と老人集会所の用地ぐらいじゃないですか。もしかすると、保育園用地にしてしまいかねない状況ですが、先ほどの図書館にしても出張所をつくるにしても土地がない。前回の議会で光明台の人たちが土地を買ったり賃貸契約を結ぶとき、極端に言えば、何百分の1かしらんが、その部分のおカネを払っている勘定になるから光明台の住民の財産として残せ、と言うなら、それは市民全体の財産やから売って市民全体で使うと言われた。特に、道路付帯地として市に移管され売った土地ですので、そのおカネは何か光明台住民の役に立てる、あるいは残った土地は、光明台住民のために確保していく必要が

あるのではなかろうかと思います。

以上の2点について、確認してお聞きしたい。

- 総務部長（橋本昭夫君） 処分に当たりましては、例えば下水道につきましては、これは公共下水道との接続の問題もございます。あるいは今回の処分している用途地域は第一種住専でございます。したがって、現在、私どもが聞いておりますのは、隣接の堺地域を含めてスポーツ施設、具体的にはゴルフ練習場と聞いております。しかしながら、市街化区域は和泉市域だけですので、そこで発生する汚水については、現行法上では同意せざるを得ないということを含めまして、建設なり関係各課と協議してまいりたいと思います。

また、御提言がございますように、確かに光明台に新たに社会教育施設等を含めまして何らかの市の施設をつくる場合、改めて公団から土地を買わなければならないという二重投資は避けるべきであろうと、一般的には私も思います。したがって、公共事業の代替地としてリザーブしておき、関係各部局から一定の政策的な提言がございましたら、それを合わせて総合的な判断で対処していきたいと考えております。

- 25番（天堀 博君） 第1点目の発生する下水やごみ等については、このゴルフ練習場の建物について、これは極端な話ですが、洗面所やトイレその他が堺市側にあっても、建物そのものが和泉市に関係しているから和泉市で処理してくれ、と言われたら応じるということですね。建物に境界を付けるわけではありませんからね。

- 建設部理事（山崎琢磨君） 建設部から御回答申し上げます。

和泉市の区域のみの下水を取るものでございまして、堺市で発生する下水を一切取るものではありません。

- 25番（天堀 博君） これはきちんと聞いておかないとぐあい悪い。間違いないですね、念を押しておきます。

- 建設部理事（山崎琢磨君） 厳密に申し上げますと、施設がまたがっている場合については、別途、協議をさせてもらいますが、それ以外で敷地が一体であるという分について、施設が堺市の分というものについては、本市で取るものではございません。ただ、堺市の区域でございますので、堺市から協議があるという場合の話はまた別途でございますので、その点は念のため申し上げておきます。

- 25番（天堀 博君） 私は、この件だけでなく、他の問題にまで波及していくから言うてるんです。光明台の北側は全部堺市との境界なんです。だから、この件ではっきりしておかないと、これから後にまた問題が発生てくるから言うてるんです。施設が一体の、と言われますが、どうもその辺があいまいなんですね。施設が一体のものであっても、極端に言えば、ト

イレが堺市の部分にあれば和泉市で取らないのか、あるいは堺市と協議があればその限りでないと言うのんやったら取るのか。そこは、堺市へ持っていくとしたら相当遠いところまで引っ張っていかないと下水の処理はできませんよ。その辺はどうですか。

○ 建設部理事（山崎琢磨君） うちの区域以外は、すべて堺市の公共下水道の区域でございます。したがって、堺市の方から取ってくれという、本市を一時通過して泉北の処理区にいくわけですが、そういうふうにしてくれ、というお願いがあれば別です。もちろん、調整区域ですので、そういう話があるかどうかは仮定の問題ですが、実際は、市街化区域で下水道処理区域というのは、本市の区域だけでございます。ですから、あくまでも取るのはうちの区域だけの汚水でして、よその区域の水を取るということは一切ございません。

○ 25番（天堀 博君） 僕が承知している関係からすれば、以前、水道についても、光明台に隣接する部分から給水をしてほしい、という申し入れがあったが、水道は給水をしていないということですね。今回は、和泉市の道路付帯地が普通財産に切り替えてますからね。ここは第一種住専の地域として光明台の一角になってるわけでしょう。その部分に片足を乗せているから、協議がされれば、と言われておりますが、今後の問題も含めて基本的な考えをここでしっかり持っていかなかったらあかんと言うてるんです。

ごみもそうですよ。例えばゴルフの打ち放しとなれば、ジュースの空き缶やら紙コップなどが出てくるでしょうが、それらの処理は和泉市がするんですか。その辺のことまできっちり詰めて総務の方で確認をして財産処分したのかどうかです。実際には、どちらの側が打ち放し場になるか知りませんが、施設が一体のものとして片足を乗せているのですから、和泉市で取ってくれ、と言われたら取るのかどうか。給水やごみその他一切の公共的な問題も含めてきちんと判断したのかどうか。そのほか、周辺地域の開発の問題もありますね。南海バスが買ってある土地もあるでしょう。また、以前に大きな問題になった病院の件にしても、かなり厳しく規制をかけたわけでしょう。1カ所で風穴が空いたら、業者は絶対にいろんな手を使ってきて大変なことになりますよ。だから、行政全体を考えて私は心配してあげてるんです。その辺はどうですか。

○ 総務部長（橋本昭夫君） 具体的な問題が発生すると思いますが、当然、堺市とは行政協定等いろんな手続も考えていかなければならぬと思います。例えばごみにしても当然、堺市側で発生したごみは堺市が処理する、あるいは給水問題なども含め十分に協議の上、和泉市に不利益にならないよう対処していきたいと思います。

○ 25番（天堀 博君） その辺が非常にあいまいなんですね。このごみは和泉市側で発生したもの、あれは堺市側で発生したごみや、とごみに印を付けるんですか。下水にしてもそうで

す。トイレが仮に堺市側にあっても、パイプでこっちへ引っ張ってあれば和泉市にもかかってきますよ。協議を申し入れられたら断れませんよ。しかも、光明台の下水は堺市にお世話になってしまいますからね。その辺まできちんととして総務部が財産処分の時点で関係各課と協議してきちんと確認をし、市長も決裁して売ったのかどうか、もう1回念を押しておきます。

もう1つは、残った財産処分については、総務部長も市が何かつくる場合、また公団から土地を買ってせないかんという二重投資はやめるべき、と言われていますが、この土地の利用については、光明台住民の皆さん方も含めて考えていくべきだと思います。市当局が社会教育施設や文化施設を建設していく場合の貴重な財産として残すべきやと思います。当分の間、一定のめどがつくまで売却の対象にしないという確認をしていただきたい。あのゴルフ練習場の隣に家なんか建てられませんぜ。3区画の宅地と言いますが、建てても買う者はいませんよ。だから、公共的なものに使いなさいな。当面はゲートボール場にしたらどうですか。売れへんかったら、今度は、こちらから買ってくれ、と頼みに行くんですか。売らんとはっきり言うてください。

以上2点。

- 総務部長（橋本昭夫君） 再度の御質問でございますが、開発許可につきましては大阪府を通じて堺市、関連して和泉市となるわけですが、いろいろ御指摘の点がございますので、関係部局で再度、詰めの協議をいたしたいと思います。

それから、先ほど申し上げましたように、本市の政策としてリザーブした用地につきましては、総合的な見地で考えていきたい。直ちにゲートボール場に利用するということでなく、関係部局とも十分協議の上考えていきたいと思います。

- 25番（天堀 博君） 1点目は、関係部局と十分協議をして詰めていきたい、ということですが、きちんと結論を出してほしい。次の議会でまたやるか、あるいは私自身が建設水道委員会の委員長をしておりますので、委員会の協議会でもはっきりさせたいと思います。この点は宿題にしておきます。市長、風穴が空いたらえらいことやから、これは市のためと言つてゐるんです。こんなことで苦しんでいる例が方々にあるんです。私はその実態を知つてますからね。

2点目も宿題にしておきますが、十分にトップでも協議をしていただきたい。これも再度聞きますから、その辺の結論が出ないかもしれません、そういう方向にすべきだと思います。ゴルフ練習場の隣というよりも軒先みたいな格好の宅地なんて実際問題売れません。この土地は遊ばさなければならぬ結果になりますから、もっと公共的なものに使うという方向で考えた方が和泉市のため、あるいは光明台の住民の利益になるのではなかろうかと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○ 議長(田中昭一君) 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力によりまして予定より早く終了できましたことを厚く御礼を申し上げます。

お詫びいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

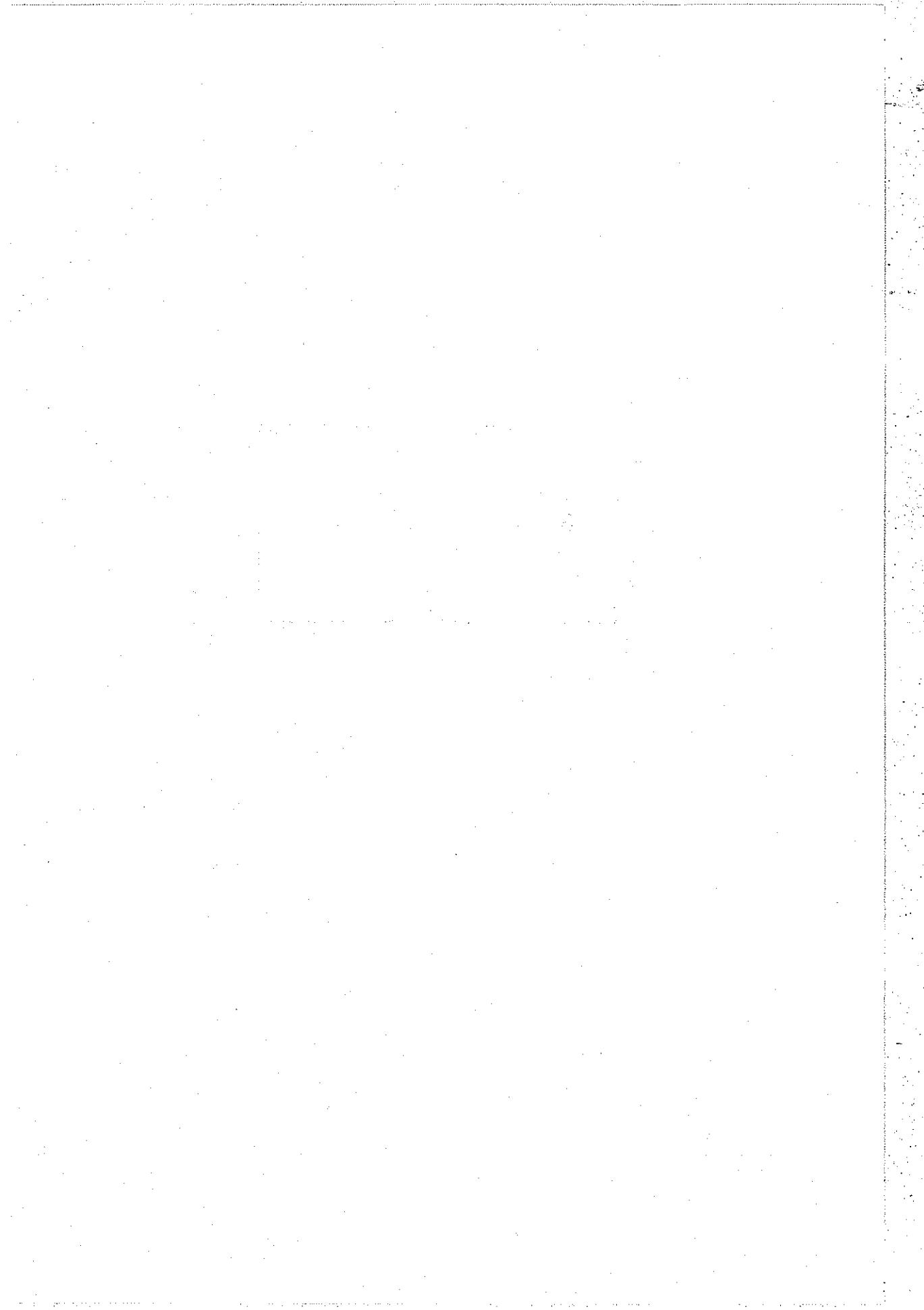
なお、過日の会派代表者会議で御了承を賜っておりますので、明日より16日までは休会とし、17日より議案審議を繰り上げて行いますので、定刻御参集くださるようお願いをいたします。長時間、御苦労さんでございました。

(午前11時30分散会)

---



最 終 日



昭和63年10月17日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	17番	池辺秀夫君
3番	藤原正通君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	早乙女実樹君
9番	讚岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
11番	仁井明君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助役	長	池田忠雄	総務部	次長	長	森利彦
役員	坂口禮之助	総務部	次長	長	奥豊宏	
入役	中塚白文	財政部	次長	長	阪堺向	
市長	杉本弘文	同和部	長	長	井川洋也	
市長	逢野一郎	対策部	長	長	市長福	
市長	神藤恒治	理事部	長	長	中原鐵助	
市長	隆琦大我	福祉部	長	長	中原美和	
市長	稻田順三	事務部	長	長	上田生仁	
市長	鹿島賢昌	市民生活部	長	長	中岸好義	
秘書課長	井阪和充	市民生活部	次長	長	坂田秀次	
企画課長	今村堅太郎	市民生活部	次長	長	池邊吉之	
総務部長	橋本昭夫	市民生活部	次長	長	松村堯	
総務部理事	大塚孝之	産業部	長	長		

産業部	理長	富淳一	消防科長	男廣士夫
産業部	次長	行信介	消防科次長	喜喜寿由
産業部	次長	高赤	消防科担当事務局長	喜壽由
建設部	長	三井	消防科担当事務局次長	坂辻明
建設部	長	浅崎	消防科担当事務局次長	中堀明
都市整備部	長	山谷	消防科担当事務局次長	内川西
都市整備部	長	萩原	消防科担当事務局次長	川野逢白
都市整備部	長	橋本	消防科担当事務局次長	野村重木
改良事業部	長	橋井	消防科担当事務局次長	田中生竹
改良事業部	長	林	消防科担当事務局次長	田原坂佐
水道事業部	長	松富	消防科担当事務局次長	野木明北
水道事業部	長	笠田	消防科担当事務局次長	橋藤高農
水道事業部	長	木宅	消防科担当事務局次長	端司吉
病院事務局	長	中井	消防科担当事務局次長	田口森
病院事務局	長	岸本	消防科担当事務局次長	庄吉
病院事務局	長	仲竹	消防科担当事務局次長	田口清
消防科	長	藤林	消防科担当事務局次長	三陽忠
		原原	消防科担当事務局次長	種行
		谷上	消防科担当事務局次長	
		角谷	消防科担当事務局次長	
		泰夫	消防科担当事務局次長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北河幹	敦茂	雄隆
次長	大佐	中谷	保一
主査	井之上	井之上	茂光
主査	田村	田村	隆宏

○  
本日の議事日程は次のとおりである。

## 昭和63年和泉市議会第3回定期会議事日程

(10月17日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第20号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和63年3月分)	P 1
2	監査報告 第21号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和63年3月分)	P 11
3	監査報告 第22号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和63年3月分)	P 17
4	監査報告 第23号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和62年度昭和63年4月分)	P 22
5	監査報告 第24号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和63年4月分)	P 32
6	監査報告 第25号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和63年4月分)	P 42
7	監査報告 第26号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和63年4月分)	P 48
8	監査報告 第27号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和62年度昭和63年5月分)	P 53
9	監査報告 第28号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和63年5月分)	P 63
10	監査報告 第29号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和63年5月分)	P 73
11	監査報告 第30号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和63年5月分)	P 79
12	監査報告 第31号	定期監査(昭和63年度第1次分)結果報告	P 84
13	認定 第1号	昭和62年度和泉市水道事業会計決算認定について	P 1
14	認定 第2号	昭和62年度和泉市病院事業会計決算認定について	P 3
15	議会議案 第10号	決算審査特別委員会設置について	別紙
16	議会議案 第11号	決算審査特別委員会委員の選任について	別紙
17	報告 第20号	専決処分の報告について (交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P 4
18	報告 第21号	専決処分の報告について(市道石尾納花線における車輌破損事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P 7
19	議案 第36号	財産処分について(土地の売却)	P 10
20	議案 第37号	工事請負契約締結について (和泉市公共下水道室堂20-2号線管布設工事)	P 13
21	議案 第38号	工事請負契約締結について (和泉市公共下水道府中第一幹線管布設工事)	P 17
22	議案 第39号	昭和63年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	P 21
23	議案 第40号	昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	P 42
24	議案 第41号	監査委員の選任について	P 48
25	議案 第42号	公平委員会委員の選任について	P 50
26	議案 第43号	教育委員会委員の選任について	P 52
27	諮詢問 第1号	人件擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めるについて	P 55

(午前10時00分開議)

○ 議長(田中昭一君) 大変長らくお待たせをいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ多数御出席くださいまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

○ 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは24名でございます。欠席届け出のある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、24名でございます。

○ 議長(田中昭一君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより会議を開きます。

○ 議長(田中昭一君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

---

○ 議長(田中昭一君) それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1より第12までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は表題のみ朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

#### 監査報告第20号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和63年3月分収入役税の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年6月30日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和63年6月30日

2. 検査の対象 昭和63年3月分の出納状況

### 3. 検査の結果

3月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） その前にお願いいたします。

まことに恐れ入りますが、お手元に御配付申し上げております正誤表のとおり議案書の御訂正方をお願い申し上げます。

それでは、朗読いたします。

### 監査報告第21号

#### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和63年3月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年6月30日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

#### 記

1. 検査実施日 昭和63年6月30日

2. 検査の対象 昭和63年3月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

### 監査報告第22号

#### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和63年3月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年6月30日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和63年6月30日
2. 検査の対象 昭和63年3月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。  
なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第23号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和62年度昭和63年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年7月28日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和63年7月28日
2. 検査の対象 昭和62年度昭和63年4月分の出納状況
3. 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。  
なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第24号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和63年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年7月28日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和63年7月28日
2. 検査の対象 昭和63年4月分の出納状況
3. 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第25号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和63年4月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年7月28日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和63年7月28日
2. 検査の対象 昭和63年4月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 26 号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 63 年 4 月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 63 年 7 月 28 日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和 63 年 7 月 28 日
2. 検査の対象 昭和 63 年 4 月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 4 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、4 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 27 号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 62 年度昭和 63 年 5 月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 63 年 8 月 24 日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和 63 年 8 月 24 日
2. 検査の対象 昭和 62 年度昭和 63 年 5 月分の出納状況
3. 検査の結果

5 月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、5 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 28号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和63年5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年8月24日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和63年8月24日
2. 検査の対象 昭和63年5月分の出納状況
3. 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸張簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 29号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和63年5月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年8月24日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和63年8月24日
2. 検査の対象 昭和63年5月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 30 号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の第 1 項の規定により、昭和 63 年 5 月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 8 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 63 年 8 月 24 日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和 63 年 8 月 24 日

2. 検査の対象 昭和 63 年 5 月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 5 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、5 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 31 号

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 3 項の規定に基づく昭和 63 年度定期監査（第 1 次分）別記要領により執行した。

その結果を同条第 8 項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和 63 年 7 月 30 日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第 20 号より第 31 号までの報告を終わります。

○

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第 13 「昭和 62 年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

認定第1号

昭和62年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第80条第4項の規定により、昭和62年度和泉市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和63年10月8日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長(田中昭一君) 提案理由の説明を願います。
- 水道部理事(岩井益一君) お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました認定第1号「昭和62年度和泉市水道事業会計決算」について、御説明を申し上げます。別冊でございます。

初めに、15ページの事業報告から当年度の経営状況について総括して申し上げます。

収益的収支勘定における給水収益は概して堅調に伸び、対前年度比で5.1%の增收と相なりました。一方、費用面では、資本費を初めその他の諸経費や受水費の恒常的な増加は経営圧迫要因となり、経常収支は、依然として赤字基調の厳しい状態にあります。幸い、円高差益等による動力費の低減効果と相まって徹底した企業努力により、単年度収支は3,425万円の純損失にとどまり、前年度よりの繰越利益剰余金でもって、おかげをもちまして収支均衡を達成することができました。

また、資本収支勘定では、水道施設等整備事業として、唐国加圧ポンプ場の設備工事を初め、配水管整備事業や配水管更生事業など各施設の改良投資を積極的に行なった結果、資金不足が生じた額1億5,774万円は、全額過年度分損益勘定留保資金をもって補填いたしました。

次に、給水の状況について申し上げますと、給水人口の順調な増加と好天候に恵まれ、給水量は対前年度比5.3%増と順調に推移いたしました。また、有収率についても、92.4%と高水準を維持いたしております。

それでは、最初に戻りまして1ページを御覧いただきたいと存じます。

収益的収支勘定について収入より申し上げますと、第1款 水道事業収益最終予算額19億7,460万8,000円に対し決算額19億8,992万579円となり、予算額に比べ1,531万2,579円の収入増と相なっております。

決算額の内訳でございますが、第1項 営業収益では、給水収益及び受託工事収益外で1,8億2,017万9,485円、第2項 営業外収益では、加入金外で1億6,973万7,754円、第3項 特別利益では、過年度損益修正益が3,340円と相なっております。

一方、2ページの支出でございますが、第1款 水道事業費用最終予算額20億3,791万1,000円に対し決算額は20億2,417万3,365円で、不用額は1,373万7,635円と相なっております。不用額発生の主な理由といたしましては、委託料、材料費を初めその他需要費の節減によるものでございます。

決算額の内容といたしましては、第1項 営業費用では、水づくりから料金回収までの費用として17億3,451万3,064円、第2項 営業外費用では、企業債の支払利息2億8,910万8,629円、第3項 特別損失では、過年度損益修正損となっており、第4項 予備費につきましては、全額不用となっております。

次に、3ページの基本的収入及び支出について申し上げます。

収入面では、第1款 資本的収入最終予算額3億9,401万円に対し決算額は3億9,449万円であります。

内訳といたしましては、第1項 企業債では、決算額1億9,200万円は、予算どおり収入いたしております。第2項 工事負担金については、決算額1億9,499万円で、予算額に比べ49万円の収入増と相なっております。第3項では、一般会計からの消火栓新設に伴う負担金であり、予算どおり収入され、第4項 固定資産売却代金はございませんでした。

次に、4ページを御高覧いただきたいと存じます。支出につきましては、第1款 資本的支出最終予算額5億5,616万5,000円に対し決算額5億5,223万3,779円で、不用額は393万1,221円でございます。

決算額の内訳といたしましては、第1項 建設改良費決算額4億1,055万6,881円で、その内容といたしましては、環境改善整備事業に基づく配水管整備事業を初め、赤水対策の配水管更生事業や水道施設等整備事業の浄水施設整備工事を行ったほか、開発に伴う配水管布設工事その他量水器及び固定資産購入のための営業設備費と相なっております。ここで、393万1,119円の不用額が生じている理由といたしましては、人件費及び量水器等の購入の減によるものでございます。

なお、工事概要につきましては、19ページ以降に記載いたしておりますので、御参照賜りたいと存じます。

また、第2項 企業債償還金につきましては、決算額1億4,167万6,898円と相なっております。

なお、財政収支状況につきましては 10 ページで御覧のとおり、昭和 62 年度末未処分利益剰余金が 156 万 5,439 円と相なり、翌年度に繰越利益剰余金として繰り越すものでございます。

以上が、前回提出させていただきました決算報告書の概要でございます。

なお、損益計算書のほか決算付属書類として 16 ページ以下に各明細書を添付いたしておりますので、これらを御参考賜りまして、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。いずれ後で設置されます決算審査特別委員会に付託になり審議されると思いますので、総括的な面で少しお聞きをしたいと思います。

まず最初に、決算書 15 ページの水道事業報告書で述べられておりますように、依然として経常収支は赤字基調で厳しい状態にある、と書かれております。当年度で一応、収益的収支がほぼ均衡を保たれたというのは、前年度からの剰余金の繰り越しがあったため、ということです。そこで、今後の見通しもかなり厳しいと思うんです。

公営企業会計決算審査意見書でも、62 年度の給水原価が 138 万 69 銭に対し、供給単価、いわゆる販売単価が 120 円 92 銭、1 トン売れば 17 円 77 銭の赤字が出るという状態です。ただし、給水量が増えても受水費が増えるだけで、設備費や人件費は変わらないので、その点では、水をたくさん売れば給水原価は下がってくるわけです。水道事業は、天候その他に左右される典型的な“水商売”といわれる理由がその辺にあると思います。その点での今後の見通しなりについて 1 点、お聞かせを願いたいと思います。

63 年度の当初予算でも収支均衡でなく、赤字の予算が立てられております。やむを得ない事情があると思いますが、その点について、当面、水道料金の値上げはしないと以前から水道当局から言われてありますので、今後、受水原価、いわゆる府営水道等の上昇も見込まれると思いますし、特に消費税が国会で大きな問題になっておりますので、こういうからみもかなり影響が出てくると思います。そういう状況のもと、今後の料金体系の見通しについても聞いておきたいと思います。

それから、減価償却費が 2 億 3,172 万 5,000 円ということで収益的収支の方から取られておりますが、これはいわゆる資本的収支の中の資金不足分として過年度損益勘定留保資金ということで使われていると思うんですが、その辺の額について。それから、素人でわからないんですが、先ほど説明になりましたが、10 ページの昭和 62 年度の水道事業剰余金処分計算書で翌年度繰越利益剰余金と出ておりますが、これがいま申し上げた資本的収支のところに捕填されているおカネと同じ種類のものかどうか、あるいはそういうものの残額になるのかどう

か。そうでないならばその残額、いわゆる過年度分損益勘定留保資金はどういうふうになつて  
いるのか、それらの点をお聞かせ願いたい。

以上です。

- 議長（田中昭一君） 理事者答弁。
- 水道部理事（岩井益一君） それでは、ただいま料金改定にからめて今後の水道事業の経営  
見通しはどうか、といふ端的な御質問でございますので、私の方から御答弁させていただきます。

御指摘のとおり、経常収支は赤字基調でございまして、経常収支比率は98.2%ということ  
でございます。また、これを裏づけるごとく、給水原価と供給単価、これは有収水量1トン当  
たりのコストと供給単価ですが、1トン売るごとに17円77銭の赤字が出るということでござ  
います。これは料金が100%を割っておるという数字を裏づけているわけでございます。

そこで、今後の経営見通しでございますが、63年度前半は天候不順で水需要の伸びが見込  
まれず、単年度赤字が予想されるところでございましたが、私どもは、できるだけ経営努力に  
よりまして、赤字幅を抑制してまいりたいと考えるわけでございます。

また、料金の関係でございますが、こういった事情を勘案いたしまして、台所事情は非常に  
厳しいところでございますが、先ほども御指摘がございましたように、水道事業は天候事情に  
左右されるところが大きいという特色を持っておるわけでございまして、単純計算で財政見通  
しを立てられないという悩みがございます。こうした中、今後、府営水道等の受水料金の値上  
げとか、あるいは消費税は現在、国会審議中でどうなるか推移がわかりませんが、大きな社会  
経済変動の要因が起り、水道事業を支えられなくなるという大変な事態になった場合には、  
料金改定をお願いせざるを得ないのではないかと考えておるわけでございます。しかし、現状  
におきましては、そういうことがない限り、できるだけ企業努力をしていく中で現行の料金水  
準を維持してまいりたい、このように考えておりますので、何とぞ御理解を賜りたいと存じま  
す。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 総務課長（城前伊佐雄君） ただいま御質問をいただきました減価償却費につきまして、水  
道部総務課長城前よりお答えさせていただきます。

減価償却費につきましては、公営企業法の会計原則に基づきまして、土地を除いた固定資産  
の価値減耗分につきまして、その資産の耐用年数に応じ、水道の給水原価等から費用化いたし  
まして償却をしているものでございます。この資金につきましては、本年度についても2億  
3,172万4,648円となっておるものでございます。この減価償却の損益勘定から費用化し

た分につきましては、損益勘定留保資金といたしまして別途、積み立てをいたしまして、後のそれぞれ固定資産の減耗分の取り替えあるいは更新に充てておるところでございます。したがいまして、先ほどの御質問がございました 10 ページの剩余金とは別個でございます。

10 ページの剩余金につきましては、それぞれ損益計算の収入及び支出から費用を差し引いたものでございまして、これらにつきましては、損益勘定の繰越金、いわゆる昨年、用地を売却いたしました残額の利益剰余金といたしまして 3,400 万円を繰り越したものの中から差し引きいたしまして、本年度 3,400 万円の赤字が出ておりますが、それを引いた残額 156 万円でございまして、それとは別個でございます。したがいまして、減価償却費につきましては、現在、約 6 億円の積立金を持っておるわけでございまして、これらにつきましては、資産の更新などに充てていくということでございます。よろしくお願ひいたします。

- 25 番（天堀 博君） それぐらい結構なんですが、確認をしておきたいんですが、最後の過年度分損益勘定留保資金が現在、6 億円あるという解釈でいいのかどうか。また、この 6 億円という額は、62 年度の決算時点での額なのか、それとも、現時点での額なのか、その点の確認をしておきたい。

それから、意見も含めて申し上げますが、中身を見ますと、かなり人件費の減額を行って内部努力をされております。ただ、本年度は退職者であった関係でかなりおカネが出ておりますが、長期的には、相当人間を減らしていくっておりますが、単に機械化されるという面ばかりでなく、一方で職員さんのオーバーワークとかの問題も出てこようかと思いますので、その点での考え方も合わせてお聞きをして終わっておきたいと思います。

- 総務課長（城前伊佐雄君） 先ほどの減価償却でございますが、62 年度末で減価償却を含めた内部留保資金は、6 億 6,556 万 5,000 円が資金余裕としてあるわけでございます。

それから、人件費の問題でございますが、昨年度は 3 名の退職者がございましたので、退職給与積立金からさらに 900 万円を取り崩し、3 名で約 4,500 万円の退職給与金を支出をしてございます。そういうことで人件費につきましては、61 年度から見ましら横ばいという形になっておりますが、職員は 3 名減っております。確かに先生がおっしゃいますように、人間が減ってサービスが低下しているのではないか、という御懸念もありうかと思いますが、機械化等を行ってサービス低下をせずに人件費を減らしていくということで企業努力をしてございますので、御理解賜りたいと思います。

- 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件は、その内容からして十分御審議を願いたいと思いますので、後刻、議会議案として上程される決算審査特別委員会を設置し付託の上、閉会中の御審査をお願いい

をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

---

○ 議長(田中昭一君) 次に、日程第14「昭和62年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

#### 認定第2号

##### 昭和62年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、昭和62年度和泉市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和63年10月3日提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長(田中昭一君) 提案理由の説明を願います。

○ 病院事務局長(藤原光夫君) お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました認定第2号「昭和62年度和泉市病院事業会計決算認定について」、その概要を御説明申し上げます。まず、別冊決算書14ページをお願いいたします。

本年度は、地域の基幹病院として診察の充実を図るため、大動脈内バルーンポンプ、負荷心電図装置等の機器を新設し患者サービスに努めました。

昭和62年度における当院の利用状況は、入院患者年間延べ10万3,268人、1日平均282.2人、外来患者年間延べ22万791人、1日平均740.9人であります、前年度と比較いたしますと、入院で年間566人、外来で7,973人それぞれ増加いたしました。

次に、本会計の決算状況を御説明申し上げます。決算書2ページでございます。

収益的収入及び支出でございます。収入第1款 病院事業収益予算額43億9,650万7,000円に対し決算額は43億7,646万1,116円。

第1項 医業収益は、予算額41億2,410万円に対し決算額は41億737万6,804円。前年度と比較いたしますと、5,041万4,450円、1.2%の増加となっております。第2項 医業外収益は、予算額2億7,240万7,000円に対し決算額は2億6,908万4,312円、

前年度と比較いたしますと、275万673円、1%の増でございます。

次に、支出でございます。第1款 病院事業費用は、予算額45億2,388万8,000円に対し決算額は43億8,381万7,597円と相なりました。

項目別では、第1項 医業費用、予算額42億9,368万8,000円に対し決算額は41億7,749万8,725円、前年度と比較いたしますと、5,246万5,181円、1.3%の伸びとなっております。これは費用において減少ができましたものの、給与改定等により給与費が増加したためであります。第2項 医業外費用でございますが、予算額2億2,990万円に対し決算額は2億632万8,872円、前年度と比較いたしますと、2,284万9,827円、1.0%の減少でございます。これは一時借入金の支払利息の減少によるものでございます。第3項 予備費の予算額80万円は不執行でございます。

なお、事業運転資金に充てるため、一般会計から8,250万円を借り入れいたしました。

以上の結果、医業収支で7,011万6,921円の欠損と相なりましたが、医業外収支では6,276万4,440円の利益を計上することができ、医業、医業外を差し引いた経常収支は、7,35万6,481円の欠損にとどめることができました。しかし、前年度末未処理欠損金29億6,216万7,356円を合わせた昭和62年度末未処理欠損金は29億6,952万3,837円に達し、すべて昭和63年度へ繰り越さざるを得ない状況となっております。しかし、病院運営に直接影響する不良債務額は前年度より1億7,380万5,905円減少し、本年度末の不良債務額は6億5,708万8,213円と相なったものでございます。

続きまして、決算書4ページの資本的収入及び支出でございます。

まず、収入第1款 資本的収入につきましては、予算額11億472万円に対し決算額は11億472万280円でございます。

項目別では、第1項 出資金は、一般会計からの出資金でございまして、予算額7,014万3,000円に対し決算額も予算どおり収入いたしました。第2項 他会計長期借入金は、一般会計からの借入金でございまして、予算額9億6,750万円に対し決算額も同額収入いたしました。第3項の企業債は、医療機器購入資金に充てるため、大蔵省資金運用部から借り入れいたしました政府債の収入でございまして、予算額、決算額とも6,000万円収入いたしました。第4項 有価証券償還受入金は、昭和52年度新館建設時に投資した電話債券の満期償還により受け入れを行ったものでございまして、予算額707万7,000円に対し決算額は707万7,280円収入いたしました。

続きまして、支出第1款 資本的支出でございます。予算額11億472万円に対し決算額は11億471万8,323円でございます。

項目別に申し上げますと、第1項 建設改良費予算額6,923万3,000円に対し決算額は6,923万2,136円でございます。この内訳は、看護婦宿舎還付金償還金及び機械、備品購入費でございます。第2項 企業債償還金は、予算額1億258万7,000円に対し決算額1億258万6,187円、全額企業債元金償還金でございます。第3項 他会計長期借入金返還金、予算額9億3,290万円、決算額も9億3,290万円でございます。これは全額一般会計からの長期借入金償還金でございます。

以上、まことに簡単でございますが、昭和62年度病院事業の決算の概要でございます。病院運営は、国の医療費抑制策等により事のほか厳しい状況下にあります。今後ともより一層診療機能の充実、財政健全化の促進に努め、地域の基幹病院として期待に沿えるよう努力を傾注する所存でございます。

なお、決算書15ページ以下に決算付属書類、参考資料等を添付いたしておりますので御参照の上、よろしく御審議、原案どおり認定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。先ほどの水道と同様、決算特別委員会に付託になると思いますので、細かい点や専門的な点は除きまして、少しお聞きをしておきたいと思います。

和泉市の公立病院だけではありませんが、現在の医療情勢のもとで厳しい経営実態だと思います。その中で良質の公的医療サービスを提供していくためには大変な努力が必要かと思います。そこで、意見書の41ページの「むすび」で意見が出されております。いま、局長も最後に述べられましたように非常に厳しい中、この事業運営の実態を国、府に強く要望せられ、財源確保を図る、と出ておりますが、この要望している内容とどういう状況になっているのかという辺についてお聞かせ願いたい。

それから、一般会計から繰り入れをされておりますが、繰り入れの額なり根拠についての考え方があると思いますのが、その点についても明確にお示しを願いたい。

以上です。

- 議長（田中昭一君） 理事者答弁。
- 病院事務局次長（谷上 徹君） 病院事務局谷上からお答えさせていただきます。

まず、第1点目の国、府に対する要望でございますが、御案内のとおり、過去、数次にわたりまして診療報酬の引き上げが行われましたが、同時に大幅な薬価基準の引き下げも行われております。そういう中、病院経営は非常に厳しいものとなっておりますので、国、府に対していろいろな財政援助を求めるべく、現在、公立病院で組織しております大阪府自治体病院開設

者協議会並びに大阪府公立病院協議会、また、その上部団体でございます全国自治体病院開設者協議会並びに全国公立病院協議会等におきまして要望事項をまとめ、毎年、府並びに国に対し要望をいたしているところでございます。

その内容でございますが、府に対する要望といたしましては、公立病院設置市町村に対する振興補助金の増額、また、財政調整資金の貸付利率の引き下げ等を要望いたしております。また、国に対しては、特殊診療部門に対する運営費補助金の対象枠の拡大と補助基準額の引き上げ、地方交付税における増額、それから、社会保険診療報酬等につきまして、自治体病院の経営実態を正しく反映するは正策を講じるよう要望するとともに、中央社会保険医療協議会にわれわれ自治体病院の代表を参加させるよう強く要望いたしております。

次に、一般会計からの繰入金でございますが、一般会計繰入金につきましては、病院に対しまして、国の方で繰り入れの基準というものが示されております。しかし、それだけでは病院経営が非常に苦しゅうございますので、和泉市の方といろいろ協議をいたしまして、現在、企業債の元利償還金並びに病院の方の借地料、さらに、病院経営に対する特別の補助ということで、市の方から病院会計へ繰り入れを行っておるものでございます。

以上でございます。

○ 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件についても十分御審議を願うため、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審査をお願いいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

---

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第15「決算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議会議案第10号

##### 決算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和63年10月17日

和泉市議会議長 田 中 昭 一

記

1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和 62 年度和泉市水道・病院事業会計決算

3. 委員会の構成

本委員会は委員 13 名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

○ 議長（田中昭一君） 本件は、昭和 62 年度和泉市水道事業会計決算並びに病院事業会計決算を認定するに当たり、慎重に御審議を願うため本特別委員会を設置するものであります。

お諮りいたします。本特別委員会を設置するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第 10 号は原案どおり可決されました。

---

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第 16 「決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第 11 号

決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第 4 条第 1 項の規定により選任する。

昭和 63 年 10 月 17 日

和泉市議会議長 田 中 昭 一

記

決算審査特別委員会委員（13名）

○ 議長（田中昭一君） お諮りいたします。本特別委員会委員の選任につきましては、さきの議員総会において選出いたいただいておりますので、委員の氏名を局長をして報告させます。

（市議会事務局長報告）

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。順不同、敬称は略させていただきます。  
決算審査特別委員会委員に池辺秀夫、柳瀬美樹、天堀 博、竹内修一、松尾孝明、出原平男、穴瀬克己、奥村圭一郎、並河道雄、原 重樹、讚岐一太郎、須藤洋之進、友田博文。

以上、13名でございます。

○ 議長（田中昭一君） お諮りいたします。ただいま局長報告のとおり選任するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第11号は報告どおり選任することに決します。委員の皆さんには大変御苦労でございますが、よろしく審査のほどお願ひいたします。

---

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第17「専決処分の報告について」（交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 報告第20号

##### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

昭和63年10月3日提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。

○ 市民生活部長（麻生和義君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第20号「専決処分の報告について」、その内容を御説明申し上げたいと存じます。

損害賠償及び和解の相手方は、和泉市室堂町841 辻礪油株式会社で、損害賠償の額は6万795円でございます。

本件は、昨年12月22日(火)午前11時ごろ、市内春木川町21番地先の府道父鬼和氣線路上におきまして発生したものでございます。保険年金課職員が、同番地の中塚製材所へ公用車を運転して国民年金の説明に行き、その帰路、同製材所の敷地から府道父鬼和氣線へ右折しようとしたところ、府道枚方富田林泉佐野線を和歌山方面へ右折してきた相手方の車と接触いたしまして、相手側の車両に損傷を与えたものでございます。事故現場付近は見通しが悪く、保険年金課職員が相手側車両を発見し、直ちに急ブレーキをかけましたが間に合わず、接触したものでございます。その後、辻氏と示談の結果、車両の修理費といたしまして6万795円を支払うことで和解をいたしました。

なお、これに要する修理費につきましては、全国市有物件災害共済会より保険金をいただき、去る7月25日に専決処分をさせていただいた次第でございます。

なお、事故防止につきましては、日頃より十分注意をいたしておりますが、なお一層安全運転に努めるよう徹底いたしたいと存ずる次第であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○ 議長(田中昭一君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第20号を終わります。

---

○ 議長(田中昭一君) 次に、日程第18「専決処分の報告について」(市道石尾納花線における車両破損事故に係る損害賠償の額の決定と和解)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

#### 報告第21号

##### 専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

昭和63年10月3日提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長(田中昭一君) 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長(浅井隆介君) お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました報

告第2-1号「専決処分の報告について」、その内容を御説明申し上げます。

本件は、市道石尾納花線における車両破損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分についてでございます。

まず、事故の概要でございますが、昭和63年5月13日午後1時20分ごろ、住所 和泉市青葉台417番地の9 原田千恵子さんが、市道石尾納花線の和泉市万町1067番地先、住友電装の前あたりでございますが、そこを自家用自動車で通行中、道路側溝上に敷設されているグレーチングがずれていたため、車のタイヤがその上に乗ったときに当該グレーチングがはね上がり、ホイール等を破損したものです。

次に、損害賠償額の内容でございますが、総額5万4,500円を支払ったもので、その内訳は、車両修理費として全額を支払ったものでございます。この賠償金のうち4万4,500円は、道路賠償責任保険よりてん補するものでございます。

なお、この事故現場のグレーチングにつきましては、5月14日に機材を取り替えて復旧を終わっております。今後は一層道路管理に努力し、事故防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたくお願いを申し上げまして、報告の説明を終わらせていただきます。

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 5番（並河道雄君） 意見だけ言うとります。

議会ごとに始終、交通事故とか補償とかが出てきますが、これはグレーチングがはね上がって損傷を与え5万4,500円支払った。そのうち道路賠償責任保険から4万4,500円が補填されるとなってますが、あと1万円は市の税金から出すわけですから大事にしていただきたいということと、何らか保険が認められなかった過失の原因もあると思います。昼間のことですので、運転手側にも多少の注意の怠りもあったかと思いますが、損害賠償の議案が始終出ていますので、今後、こういうことがないようにしていただきたい。意見だけ言りとります。

○ 議長（田中昭一君） 答弁。

○ 建設部長（浅井隆介君） 確かに道路上におきます事故が起こっておりますが、われわれは常に定期的に道路課職員、特に管理担当の職員が道路のパトロールを行っておりますが、250kmを超える路線について100%やることは至難のわざでございますが、さらに、建設部職員全員が仕事または帰路におきましても、一丸となって道路の損傷の発見に努めおります。今回、このような事故がありまして、まことに申しわけなく思っております。

今回につきましては、側溝にグレーチングを敷いてございまして市道から分離する場所でございまして、現在、ほとんどの個所はボルト止めで連結させてございますので、はね上がる

ことはないと思います。この個所につきましては、たまたま石等が下に入って不均衡になっているところに恐らく車輪が斜めに入り、そのショックではね上がったかと思います。今後は、このような事故のないよう、グレーティングを敷いてあるところにつきましては、溶接とか、ボルト止めを施して事故のないよう努めてまいりたい。今後は、もう少し定期的な点検を強化して検査等を進めてまいり、事故を皆無にするということは至難でございますが、それに向って努力をしていきたい、かように考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 他に。
- 7番（赤阪和見君） 参考までにお聞かせ願いたいんですが、これは東海電装さんの入り口だと思うんですが、そうではないんでしょうか。
- 議長（田中昭一君） 答弁。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷よりお答えいたします。  
おっしゃいますように、ちょうど東海電装さんの入り口部分に当たるところでございます。
- 7番（赤阪和見君） そしたら、どれぐらいグレーティングがはね上がったのか定かではないんですが、あそこは、重量物が頻繁に入れるするところですよね。そして、片方は市道ではなく、住友電装の敷地へ入るところですね。ということは、あのグレーティングの目的は、この占用させている部分だと思うんですが、そういう点での責任の範囲はどうなるのか。この件だけではなく、いろんなところがあると思うんです。本当に市の責任なのか、市が道路を広く使うためて設置したのか、それとも、向こうがあくまでも車の出入りのために使っているのか、その点で市の責任の範囲が非常にあいまいだと思うんですが、その点の確認だけ。
- 建設部次長（谷 俊雄君） この市道石尾納花線は非常に狭小な道路でございます。ちょうど東海電装さんの進入路に当たるわけで、当初、進入路としての必要性からグレーティングを暗渠したと思います。ただ、道路の現況から判断いたしますと、道路の敷地の中に用水路とかの水路の関係で設置されております。したがいまして、道路としての機能上必要だということで、道路課の方で管理しておるわけでございます。
- 7番（赤阪和見君） 市がやったの。
- 建設部次長（谷 俊雄君） はい。
- 7番（赤阪和見君） それでは、確認だけですから、それでよしとしましょう。しかし、あの道路は道路が狭い中にもかかわらず、いま、中央丘陵がらみで工事用の車両が入っている現況だと思います。そして、池田下焼津線も当初からりっぱな道路できたんですが、最近の雨で道路面が亀の甲のようにはりはりに割れ、単車等が非常に通行しにくいという苦情も聞いております。中央丘陵がらみで大きな問題があの周辺で起こっております。そういう点での道路整

備について、この件にひっかけてどうかと思いますが、この際、その点で道路整備を強く要望しておきます。

○ 議長(田中昭一君) 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第21号を終わります。

○ 議長(田中昭一君) 次に、日程第19「財産処分について」(土地の売却)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

### 議案第36号

#### 財産処分について

次の土地を売却するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和63年10月3日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 1. 土地の所在、種別、数量

和歌山県西牟婁郡白浜町字宇名賀占	382番地1	宅地	44.75m <sup>2</sup>
和歌山県西牟婁郡白浜町字宇名賀占	3570番地1	山林	7,100.00m <sup>2</sup>
和歌山県西牟婁郡白浜町字姥ヶ谷	続3571番地	山林	29.00m <sup>2</sup>
和歌山県西牟婁郡白浜町字姥ヶ谷	372番地	原野	79.00m <sup>2</sup>
和歌山県西牟婁郡白浜町字白浜	410番地2	宅地	50.46m <sup>2</sup>
和歌山県西牟婁郡白浜町字白浜	412番地1	宅地	118.00m <sup>2</sup>
和歌山県西牟婁郡白浜町字白浜	414番地	宅地	135.00m <sup>2</sup>
和歌山県西牟婁郡白浜町字白浜	415番地	宅地	304.00m <sup>2</sup>
和歌山県西牟婁郡白浜町字白浜	428番地	宅地	300.00m <sup>2</sup>
和歌山県西牟婁郡白浜町字白浜	416番地1	ため池	23.00m <sup>2</sup>
和歌山県西牟婁郡白浜町字白浜	416番地2	堤	19.00m <sup>2</sup>
和歌山県西牟婁郡白浜町字白浜	3608番地	山林	4,563.00m <sup>2</sup>
和歌山県西牟婁郡白浜町字田尻浜	3566番地1	山林	198.00m <sup>2</sup>
	計		12,963.21m <sup>2</sup>

2. 売却の方法

随意契約

3. 売却の相手方

泉佐野市市場東二丁目992番地3

株式会社 木戸商事

代表取締役 木戸光治

4. 売却予定価格

100,000,000円

○ 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部長（橋本昭夫君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第36号「財産処分について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。御説明に先立ちまして本議案の表示に誤りがあり、一部訂正がござりますのでよろしくお願ひを申し上げます。議案書11ページの下から5行目、売却の相手方の住所が「泉佐野市市場東二丁目992番地3」を「泉佐野市市場東二丁目992番地3」の誤りでございます。今後は、このような誤りを生じないよう十分に精査いたしますので、お許しをいただきますようおわびを申し上げます。

本物件は、昭和61年11月20日付をもちまして、教育と文化の振興に資するよう久保惣株式会社より御寄付を受けました和歌山県白浜町に所在する市有地でございまして、場所は、JR紀勢線白浜駅の北西6km、白浜町の北端に位置しております。今般、売却先の相手方と売却について合意に達しましたので、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、御提案を申し上げた次第でございます。

処分財産の内容でございますが、本物件は、議案書10ページに表示いたしておりますとおり、和歌山県西牟婁郡白浜町字宇名賀占382番地1 宅地44.75m<sup>2</sup>外1筆、同白浜町字姥ヶ谷統3571番地 山林29m<sup>2</sup>外1筆、同白浜町字白浜410番地2 宅地50.46m<sup>2</sup>外7筆、同白浜町字田尻浜3566番地1 山林198m<sup>2</sup>でございまして、合計13筆、面積1万2,963.21m<sup>2</sup>でございます。

なお、地目は宅地とありますが、地方公共団体に寄付する際には農地では受理できないため、法務局で宅地に変更いたしたものでございまして、現況は、耕作をしない不耕作の田であります。

売却の方法及び相手方でございますが、当該市有地を処分すべく昭和63年2月20日付で一般競争入札に付しましたが、参加者がなく不執行に終わりました。その理由として、当該土

地は第一種風致地区に指定されており、土地利用に係る現状変更が20%以内であり、かつ全体の地形が斜面であると推定されます。再度、昭和63年3月31日付をもって4社により指名競争入札に付しましたが落札者がなく、不調に終わったわけでございますが、指名競争入札者の最高入札者と種々交渉し、昭和63年8月4日付をもって合意に達しましたので、地方自治法第234条第2項及び施行余第167条の2第1項第6号の規定により、随意契約で泉佐野市市場東二丁目992番地3 株式会社木戸商事 代表取締役 木戸 光治氏に売却しようとするものでございます。

次に、売却予定価格でございますが、1m<sup>2</sup>当たり7,214円、総額1億円となってございます。

以上、簡単でございますが、内容の御説明にかえさせていただきます。よろしく御審議の上、御可決、御決定いただきますようお願ひいたします。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。一定の経過につきましてはいま述べられましたが、2回指名競争入札を行ったが、2回とも不調に終わったということで最高の落札者との間で協議を行ったという、その方が木戸商事さんということですね。当該土地の状況が第一種風致地区ということでなかなか落札者がいなかったという状況のもとでのことありますので、一定の随意契約もやむを得ないと思います。これは久保惣さんから教育文化の振興に資するよう、という指定寄附でありますので、処分後の資金の使途は具体的に考えておられるのか、ひとつ確認をしておきたい。

それから、今回の財産処分の件との関連ですが、先般の一般質問の財産処分の件で聞き漏らしがありましたので同時に聞きをしておきたいんですが、光明台の例の元の道路付帯地の処分では、いわゆる道路部分まで5mの接道をつくり、その部分までを売却している状況ですが、今後、残った500m余の土地につきましては、元の道路に隣接していた土地ということで、その周辺の方が、公道の希望なりを出されるということはないのかどうか、あるいはそういうものが出てきたときどう対処するのか。残った500mにも接道を付けるのか。その点の確認だけをお願いしたいと思います。

- 議長（田中昭一君） 理事者答弁。
- 財政課長（阪 豊光君） 第1点目のこの土地処分に伴う資金の使途でございますが、62年度事業といたしまして、第4回定例会におきまして、青年の家の建て替え補正といたしまして充当させていただいたところでございます。その事業につきましては、63年度に着手しているところでございますが、現在、御議決をいただきました繰越事業として建設しているところ

ろでございます。その点については、寄付者の趣旨を十分尊重しながら運営を行っているところでございますので、御理解をお願いいたします。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 総務部長（橋本昭夫君） 第2点の件でございますが、さきに申し上げましたように、接道の権利はすべて担保したわけでございます。残っております536mについても、そういう接道の権利を担保するために外周道路を確保しておりますので、今後ともそういう接道の権利を主張する根拠もございませんし、それによってすべて解決済みであるということは売却先にも申し上げております。

○ 25番（天堀 博君） 売却先に言ってあるということですが、この件は会議録にも載りますのでね。特別な書面での約束はしていませんね。5mの接道を担保しましたが、そのものも相手先に売ってますので、その点でちょっと心配している状況なんです。書面による特別な申し合わせなり協議はしておりませんか。

○ 総務部長（橋本昭夫君） 書面による項目はございませんが、先ほど申し上げましたように、一定の民法上の解決もすべて済んでおりますので、二度と主張することはないと確信しております。

○ 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第36号は原案どおり可決された。

---

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第20「工事請負契約締結について」（和泉市公共下水道室堂20-2号線管布設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

### 議案第37号

#### 工事請負契約締結について

和泉市公共下水道室堂20-2号線管布設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和63年10月3日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 和泉市公共下水道室堂20-2号線管布設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 259,500,000円
5. 契約の相手方 和泉市旭町429番地の3  
株式会社 竹内建設  
代表取締役 竹内博文

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第37号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びに内容につきまして、総務部大塚より御説明を申し上げます。

本件は、南大阪湾岸北部流域関連公共下水道事業の一環として施行しようとする和泉市公共下水道室堂20-2号線管布設工事で、工事の請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いいたすものでございます。

次に、その内容でございますが、契約金額は2億5,950万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3 株式会社竹内建設代表取締役竹内博文と契約しようとするものであります。

工事の概要につきましては参考資料にお示しいたしましたとおり、起点 和泉市室堂町32番地の2先から終点 同町483番地の1先までの延長611.3mに公共下水道雨水管を推進工法により布設するもので、ほかにマンホール5カ所の設置及び付帯工1式でございます。

工期は、御議決をいただきました日から来年3月31日を予定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第37号について御説明を申し上げました。よろしく御審議をいただき、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いをいたします。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 23番（原重樹君） 23番・原です。いま、御説明をいただいたんですが、契約云々でなく内容について御質問をさせていただきます。

いまの説明でもありましたが、雨水管ということですが、参考資料で起点、終点と書いてますが、それぞれの先はどういう計画なのかをお聞かせ願いたいと思います。

それから、これは雨水管ですので浸水対策等もあるということですが、現在、ここがこういうふうなので、そのことが解消されるとか、具体的な面でどういう効果をもたらすのか、ちょ

っとお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（田中昭一君） 理事者答弁。
- 下水道課長（樋渡顕治君） 下水道課長から御説明させていただきます。

ただいま御質問のありました件の場所につきましては、室堂町の泉州山手線より府道泉大津粉河線の「喫茶シャパン」までの延長611.3mの雨水管でございます。排水面積42.55haのうち東側は農地及び付近農業用水路の利用と6月の雨季の時期ともなれば現在の排水施設では排水しきれず、地元からの排水管の整備要望が強く、今回、現府道内への工事を実施したいものであります。

なお、下流泉州山手線と粉河線の交差点より槇尾川吐け口までは来年度に施行予定であります。現在、できておりません。

工事の概要でございますが、雨水管1,800mmが延長223.4m、1,650mmの雨水管387.9m、計611.3mでございまして、どちらも普通推進でございます。

それから、具体的な例としましては、58年7月の雨季に付近地水路が溢水、津村さん宅あたりが床下浸水をしたという状態でございます。

以上でございます。

- 23番（原 重樹君） いまの説明で確認をしておきたいんですが、槇尾川に放流していくということだと思いますが、簡単に言えば、今回、契約で出ている分だけは用をなさない。次年度、64年度の計画を含めてやらないとできないということで、今回は、第1期で出してきていると思うんです。この管だけではどうしようもないということを確認をしておきたい。

同時に、なぜこういうことを聞くかと言いますと、地図上からすれば、泉州山手線あるいは近畿自動車道等を含め合流地点に下水管を入れるとなっておりますが、あの辺は、いろんな問題が起こっているところもあるわけですので、地元との話し合いはついているのか、その点での見解も合わせてお聞かせを願っておきたいと思います。

- 下水道課長（樋渡顕治君） 1点目の確認でございますが、槇尾川までができるおりませんので、この管だけでは流しきれません。

2点目の地元との話し合いはついているのか、ということですが、地元の方へは行っておりますが、一部の地元では、具体的に説明に来られてはちょっとぐあいが悪いということで、内々に御了解はとらせてもらっているつもりでございます。

以上です。

- 23番（原 重樹君） 地元の一部地域ではぐあい悪いが内々という、これでは具体的にくわかりませんので、もうちょっと説明してください。

- 建設部理事（山崎琢磨君） 山崎より御説明をさせていただきます。

公共下水道の雨水管でございまして、泉州山手線につきましては、いろいろ御議論をいただいているところでございますが、本管につきましては、少なくとも周辺の雨水を全部取るという趣旨のもとで、側道に入れさせてもらいたいということで、泉州山手線の管理者と協議しているところでございます。地元の方には、そういう面では問題はないものと考えております。

以上でございます。

- 23番（原 重樹君） この工事そのものは下水管を入れる都市基盤整備ですから、その意味でどうこう言ってるわけではないですが、いま、言われたように、地元との話し合いは、下水管を入れるんやから問題はないと言われておりますが、この図面では8m掘るんですね。私が心配しているのは、近畿自動車道等について一般質問をいたしましたように、地元から出されているトンネル工法を始めとして道路公害問題がいろいろ起こっている中、その辺も含め下水管だからいいですよ、という口を取っているのかということです。

- 建設部理事（山崎琢磨君） 先ほど申し上げましたように、確かに8m以上掘るわけですが、側道及び歩道につきましては10数mございますし、その分で十分入るという計画でございます。

- 23番（原 重樹君） あなた方の考え方は考え方でいいんですが、私の聞いているのは、要するに地元と話し合が済んでいるのかということです。工事に入って地元とのトラブルが発生しないのかということを確認してるんです。

- 建設部長（浅井隆介君） 確かに私ども以外のところでいろいろと問題が起っておりますが、私どもが担当しております下水道につきましては、周辺の浸水対策ということで取り組んでおります。この路線は、室堂幹線ということで都市計画決定をいたしてございます。当然、水は高いところから低いところへ流れていきますので、圧力調整することはできません。川に吐けるわけですから、川底に合わせて管を入れてまいりますので、それに従って順番に勾配をとってまいりますから、勾配を変更することはできないわけです。そういうことからいきますと、これを上げたり下げたりということはできません。

また、われわれも近畿自動車道の下を通過していくわけですが、われわれが管を入れるのは一番端の測道ですので、いまの準高速や高速ではないわけです。現在は、府道沿いのところの関係の地元の方々につきましては、工事の説明はさせていただいております。当然、それぞれのピットのところは迂回をさせてまいりまして、通行には支障のないようにもっていきたいということでやっておりますので、来年度以降の工事についても、その工事の説明はさせてもらいたいと考えております。

- 23番(原 重樹君) よく聞いてください。工事の順番から言うたら、議決を得、さあ、話に行くんや、ということはわからんでもないが、そんなことを聞いてるんじゃない。いろいろな問題の起こっている部分やから、あなた方は、あなたの考え方でこうしてやるんや、御迷惑はかけないんや、ということは、工事の手順を含めてわかります。ところが、そういうこととは全く別の問題が起こっている地域だから、その辺の話がついているんかと聞いてるんです。話がまだついてないんなら、まだと言ってください。これから行くんやったら、行くと言うてください。現在、話がついているんかどうかと聞いてるんです。
- 下水道課長(樋渡顕治君) 現在、この工事についての地元の了解はとれております。
- 23番(原 重樹君) ついてるんやね。チェリータウンも含めてすべてOKということにしてるんやね。
- 下水道課長(樋渡顕治君) 現在、室堂町の町会ということで話をさせていただいております。
- 23番(原 重樹君) これは近畿自動車道の問題とからめて聞いてますのでね。もちろん、地元と話がついてるというのは、普通に考えれば、ここに管を入れますよ、というときには、地元に何も言わずにすることもあり得ないんです。ただ、そういう一般論でなく、近畿自動車道や泉州山手線などが動いて道路公害問題が起こってくる中、いろいろ問題があるところでよ、ということなんです。それは御存知やど思いますので、そういうことも含めて現在、すべてクリアされているのかどうかを聞いてるんです。一般論的な問題ではないんです。
- 建設部理事(山崎琢磨君) 先ほどの件ですが、例えばの話、地下になった場合はどうなるか、という関係じゃなかろうかと思うんですが、そういうことがあっても、われわれの方としては部長が申しましたように、すべて川から上がってくるということから、最優先に雨の排水は取っていかざるを得ないわけです。サイフォンは雨水管ではできませんので、一番前にわれわれの方でやっていかざるを得ないわけです。その後で地下の話が出るとしても、その前提で考えてもらりといふふうに思っているわけです。
- 23番(原 重樹君) 話が全然違う。この契約が通って工事が始まった場合、地元との間に問題が起きないかということです。端的にはそういうことです。いろいろトラブルが出ませんね、ということです。
- 建設部長(浅井隆介君) 下水に関しては、問題は起きないと私どもは思っております。
- 23番(原 重樹君) 間違いないですね。下水に関してはどうのこうのと文句は起きないとしても、近畿自動車道を含めていろんな道路公害問題が起こってますね。都市整備部の方にも、この問題にひっかけて地元の方から文句はいきませんね。確かに下水のことはそうでしょ

うが、市民はそんなふうには見ませんからね。どんな工事を始めたんか、と出てきますからね。そういうことも含めてこれでいけるんか、と確認してます。

- 建設部理事（山崎琢磨君） 絶対にうちの方が先にやってもらわんと、後の計画ができるということですので、われわれの方では、あくまでも一切問題はないものと考えてございます。
- 23番（原 重樹君） 建設部の方はそれでいいんですよ。さっきの話じゃないが、川底の高さがあるとかの話は、それはそれでいいんです。しかし、こういう既成事実をつくっていけば、後々影響するというのが普通の考え方でしょう。下水道課の方は、技術的な問題を含めてこうしなければできないということは、それはそれで結構なんです。ただ、いままで問題が起こってきてるんやから、下水道課は下水道課としてのいろんな言い分はあるでしょうが、いろんなトラブルが起りそうだから言ってるんです。都市整備部の方はどうですか。今までの近畿自動車道の経過からして問題が起こっていませんか。チリータウンの方の口Eも取ってますか。
- 議長（田中昭一君） 明確に答弁願います。
- 助役（坂口禮之助君） いろいろ御議論が出ておりますので、私からお答えさせていただきます。

原先生がおっしゃっておられます面につきましては、この下水管の工事に関する限り、現時点では、チリータウンにお話を持って行っているということではございません。現状は参考資料にございますように、起点、終点は、いわゆる泉大津粉河線沿いに管を布設し、来年度以降において泉州山手線に入れていくたいという計画でございます。したがいまして、現時点では、いろいろ御議論いただいているチリータウンに対して事前協議を行っているということはございませんので、反対であるか、賛成かという確認は取れないだろうと思います。

ただ建設部は、あくまでも周辺の浸水に対応する下水管の工事だから反対はないだろうという考え方でございますが、先生がおっしゃっておられますように、いわゆる近畿自動車道あるいは準高速道の設置の関連におきまして、地形を変更するだけでもいかん、あるいはまた埋蔵文化財等の調査もしていかんという御議論もございますので、下水管工事だからといってすんなり賛成いただけるかどうか、現時点では、まだはっきり申し上げられませんけれども、何分、都市基盤整備として、しかもこれは道路排水ではなく、周辺の集落の浸水に対応する事業でございますので、そういう点等についての特に御説明も申し上げ、御説得をすれば、あるいはこのごとに關してはすんなり御同意をいただけるかもしれません。その観点に立って来年度以降、われわれは努力をさせていただこうと存じておりますので、ひとつその点では御理解を賜りたい、かようて存じます。

- 23番(原 重樹君) これ以上やつてもどうかと思いますので、意見だけ申し上げておきます。

まず、いまの助役の答弁にもありましたように、先ほども申し上げましたが、近畿自動車道や泉州山手線を含めて道路公害問題がクリアできた上での話でないことははっきりしたことが第1点。

それと、確かに言われたように、都市基盤整備あるいは浸水対策はしなければならないことは、その必要性は私自身も十分にわかります。ただ、もう1点は、最初に聞きましたようにこの管だけでは用をなさない。来年度も含めて工事を続けなくてはならないという緊張性の問題もあると思います。その辺を加味すれば、本当にこの工事請負契約をしていま、やらなければならないという緊急性そのものも見当たりませんし、また、近道を含めてのいろんな問題がクリアできていないということもあります。この問題につきましては責任を持たせんので、態度表明をはっきりさせていただきたいと思います。

以上で終わっておきます。

- 議長(田中昭一君) 他に。

- 7番(赤阪和見君) いまの続きですが、この起点から槇尾川へ抜くのは来年度ということですが、緊急性云々といいう議論が出てましたが、緊急性が発生するというのは、起点から川までは何mとか、予算は何ぼとか、側溝工事とともにやれるということですから、側道工事がどのくらいの時間でどう計画されているのか、その点だけ。

- 議長(田中昭一君) 答弁。

- 下水道課長(樋渡顕治君) 泉州山手線、府道泉大津粉河線から槇尾川までの間につましては、延長300m近くあるかと思います。ただ、その間の側道整備よりも先に下水管を布設せざるを得ない。また、電電、ガス、水道などの地下埋設物も同じですが、何しろ一番時間がかかる下水道の整備は、来年度になつてもできるだけ早い時期に施行したい。そうでないと66年の時期に間に合いかねるということから、御提案いたしました上流部分からの工事を先に済ました後、来年度早々に着工していきたい、こういうふうに考えております。

なお、下流側の管径については、2400mmから2600mmでございます。

- 7番(赤阪和見君) この泉州山手線の側道部分に入れるのは推進じゃないですね。それと、2,400mmを入れるということは、そこまで来る300mですか、それでどれぐらいの場所を取るのか。和田福泉線から下をすべて取るのか。ここは大きな集合場所になるのかどうか。それとも、上はすでに入っておるのか、その点だけ確認をしたい。

- 下水道課長(樋渡顕治君) 工事内容につきましては、土地が一段低くなっているところは

開削、上流部分の深くなっている部分は推進の予定をしております。また、取水区域でござりますが、府道福泉線から泉州山手線までの間、約42.55haを取ります。

以上です。

- 7番（赤阪和見君） そしたら、今回の工事の終点部分から上はどこまでやる予定ですか。
- 下水道課長（樋渡顕治君） 今後、進めていくのは、和田の交差点まででございます。
- 7番（赤阪和見君） 地形的に見ましてこの図面の下側、室堂の住宅内ではなく、図面の上の道路から山手を向いて東側ですね。それと若干、室堂と和田の接点のところ辺の排水が取れると考えてよろしいのでしょうか。
- 下水道課長（樋渡顕治君） いま、準幹線的なものを申し上げ、御質問されたお答えにならず申しわけございません。準幹線的なものは府道の和田まで上がります。それと枝線ですが、この府道沿いの室堂町、和田町の一部、三林町も少し入りますが、この区域の面積もこの管で取っていくということです。
- 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
御異議ないものと認めます。よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長（田中昭一君） 次に、日程第21「工事請負契約締結について」（和泉市公共下水道府中第一幹線管布設工事）を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
(市議会事務局長朗読)

#### 議案第38号

##### 工事請負契約締結について

和泉市公共下水道府中第一幹線管布設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和63年10月3日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 和泉市公共下水道府中第一幹線管布設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄

3. 入札の方法 指名競争入札  
4. 契約金額 110,000,000円  
5. 契約の相手方 和泉市和氣町420番地の1  
辻作建設株式会社  
代表取締役 辻 秀雄

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。  
○ 総務部理事（大塚孝之君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第38号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びに内容につきまして、総務部大塚より御説明を申し上げます。説明に入ります前にまことに恐れ入りますが、参考資料として添付いたしました図面の表示に一部間違いがございましたので、本日、配付いたしましたものと差し替えをさせていただきますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

本件は、南大阪湾岸北部流域関連公共下水道事業の一環として施行しようとする和泉市公共下水道府中第一幹線管布設工事で、工事の請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いいたしますのでございます。

次に、その内容でございますが、契約金額は1億1,000万円。契約の相手方は、和泉市和氣町420番地の1 辻作建設株式会社代表取締役辻 秀雄と契約しようとするものであります。

工事の概要につきましては参考資料にお示しいたしましたとおり、起点 和泉市府中町一丁目1191番地の4先から終点 和泉市府中町七丁目27番地の1先までの延長409.8mに汚水管を推進工法により布設するもので、ほかにマンホール9カ所の設置、付帯工1式でございます。

工期は、御議決をいただきました日から来年3月25日を予定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第38号について御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いをいたします。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。  
○ 7番（赤阪和見君） これは汚水管ですね。マンホールが9カ所つくられるということですね。それも駅前再開発等も大きな目玉になってますが、特に下水道は工事が非常に高くつきますが、一般的の目には余り触れない。また、汚水という汚い、臭いがするという感じがあります。そこで、以前から言っていますように、最近、町づくりの観点からマンホールにその市の特徴あ

るいはなるほどと親しめる下水道、汚水施設というものが全国的に大きくクローズアップされております。この下水道もすでに工事にかかるとしておりまし、駅前など真中でもある地域に最初に工事が行われるとすれば、マンホールの蓋に市民が愛着の持てる、何らかのユニークなポイントを付けた蓋を設置していくべきだと思いますが、そういうお考えはないかどうか、その点だけ。

○ 議長（田中昭一君） 答弁。

○ 建設部長（浅井隆介君） 以前から先生より御提案をいただいてまいりましたところでござります。中央丘陵開発も進み、特に和泉中央線というメイン道路がつくられていてます。そこで、この工事にも合わせということで、部内でもいろいろ協議をしてまいりました。現時点では、图案とそれらの特許事項もございますので、それらの公開、意匠登録等の手続をしてございます。

まず、汚水につきましては、和泉市の花である「水仙」が「水洗」にも通じますので、水仙の図柄でつくっておりまして、汚いものをきれいなイメージにしたいという意味で花に置き換え、「和泉水仙」としてございます。雨水の方は、和泉市の「泉」を图案化いたしまして「和泉雨水」と表示をし、そこにお魚とかわせみを1匹、あゆのようなスマートな魚を泳がせます。また、カラー舗装等きれいなところにつきましては、車道部分では摩滅してしまいますのでできませんが、歩道部分には、カラーに焼き付けしたきれいなマンホールの蓋をつくりたいと思います。きれいにできましたら御説明、御披露申し上げ、広報にも載せてまいりたいと考えております。

○ 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中昭一君） それでは、ここでお昼のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時45分休憩）



（午後1時00分開議）

○ 議長（田中昭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22「昭和63年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第39号

昭和63年度和泉市一般会計補正予算(第2号)

昭和63年度和泉市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ345,101千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,640,794千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

昭和63年10月3日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 岁入歳出予算補正

1. 岁 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 自動車取得税 交付金		262,594	41,725	304,319
	1. 自動車取得税 交付金	262,594	41,725	304,319
8. 分担金及び負担金		443,038	30,685	473,723
	1. 分 担 金	13,684	4,965	18,649
10. 国庫支出金		453,4111	△ 603,690	3,930,421
	1. 国庫負担金	2,268,741	2,361	2,271,102
11. 府支出金		2,213,114	△ 606,051	1,607,063
	1. 府負担金	2,973,853	60,214	3,034,067
	2. 府補助金	2,321,87	2,361	2,345,48
	4. 府交付金	2,535,983	57,295	2,593,278
13. 寄附金		13,945	558	14,503
	1. 寄附金	231,000	1,900	232,900
		231,000	1,900	232,900

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 繰入金		545,490	43,000	588,490
	1. 基金繰入金	545,490	43,000	588,490
15. 諸収入		2,445,846	36	2,445,882
	5. 雜入	1,270,536	36	1,270,572
16. 市債		1,634,261	700,951	2,335,212
	1. 市債	1,634,261	700,951	2,335,212
17. 繰越金		80,443	70,280	150,723
	1. 繰越金	80,443	70,280	150,723
歳入合計		31,295,693	345,101	31,640,794

2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,033,938	49,240	3,083,178
	1. 総務管理費	1,857,438	49,240	1,906,678
3. 民生費		8,645,023	29,850	8,674,373
	1. 社会福祉費	8,166,514	29,850	8,195,864
4. 衛生費		3,362,836	19,313	3,382,149
	1. 予防衛生費	1,830,859	19,313	1,849,672
5. 農林水産業費		307,557	36,222	343,779
	1. 農業費	303,977	36,222	340,199
7. 土木費		5,250,488	169,254	5,419,742
	3. 河川水路費	224,890	7,500	232,390
	4. 都市計画費	1,625,248	161,754	1,787,002
8. 消防費		868,187	10,500	878,687
	1. 消防費	868,187	10,500	878,687
9. 教育費		4,773,856	4,899	4,778,755
	3. 中学校費	880,778	4,400	885,178
	5. 社会教育費	503,629	499	504,128
13. 災害復旧費		38,930	26,323	65,253
	2. 農林施設災害復旧費	5,130	1,060	6,190
	3. 土木施設災害復旧費	18,268	25,263	43,531
歳出合計		31,295,693	345,101	31,640,794

第2表 地方債補正

(単位:千円)

起債の目的	補 正			前 前			補			正 後			
	限 度	限 度	利 率	借 入	先	償 返 の 方 法	限 度	額	起 債 の 方 法	利 率	借 入	先	償 返 の 方 法
道路橋梁事業整備	245,600	普通貸借又は証券発行	年8.0%以内	政 銀 そ の 他	府 行 そ の 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し及び償還期限を短縮するもしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	287,075	普通貸借又は証券発行	年8.0%以内	政 銀 そ の 他	府 行 そ の 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し及び償還期限を短縮するもしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	
都市計画事業	201,900	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	285,000	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	
公営住宅事業整備	638,000	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	1,192,176	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	
消防施設事業整備	24,300	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	32,200	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	
災害復旧事業	3,200	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	7,500	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	
老人福祉施設整備事業							10,000	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	
計	1,684,261						2,335,212						

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第39号「昭和63年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」につきまして、総務部大塚より内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の主な内容は、国庫補助金等の財源確定に伴います事業費の追加及び8月中旬の集中豪雨による災害復旧事業費並びに国庫補助金がNTT無利子貸付金で交付されることに伴います財源構成の変更等が主な内容でございます。

それでは、予算書に基づきまして、その内容の御説明を申し上げます。21ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,510万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ316億4,079万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、地方債の補正でございまして、NTT貸付金等の地方債の限度額の変更及び老人福祉施設整備事業債の追加で、内容につきましては、第2表のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳出予算から御説明を申し上げます。34ページをお願いをいたします。

まず、総務費でございますが、市庁舎分室設置に伴う経費といたしまして庁舎管理費4,784万円、自治振興費190万円を追加計上いたしました。内容につきましては、分室2カ所の借り上げに伴う経常経費と本庁舎のレイアウトの変更に伴う工事費並びに財団法人自治総合センターより交付決定がありましたコミュニティ備品購入費補助金を計上いたしたものでございます。

次に、民生費2,985万円の追加計上でございますが、昭和62年度より実施しております老人クラブ等公的団体が設置する老人集会所建設補助金350万円並びに光明台北校区に市が設置いたします老人集会所建設事業費2,585万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、衛生費でございますが、老人保健事業の健康診査等の委託料追加として1,931万3,000円計上いたしました。

農林水産業費につきましては、近代化施設事業補助金追加等で810万6,000円、老朽池整備事業追加2,811万6,000円を計上いたしました。

次に、土木費でございますが、NTT貸付金への財源更正並びに補助金等の確定に伴います

事業費の追加でございます。その内容といたしましては、長谷川河川改修事業費 750万円、公園費として光明池緑地、王子東公園、地域開発公園の整備事業費 6,075万4,000円、市街地排水路整備事業費 7,900万円、公共下水道事業特別会計の補正予算に伴います繰出金 1,800万円、また、トリヴェール和泉、シビックセンター基本構想検討調査委託料 400万円をそれぞれ追加計上いたしたものでございます。

消防費につきましては、消防団拠点施設建設事業費追加として 1,050万円。

教育費では、中学校校誘営繕工事費追加 440万円及び国際交流協会事業として、和泉市混成合唱団の中国公演に係る市職員の随行旅費 49万9,000円を計上いたしました。

最後に、災害復旧費として 2,632万3,000円を追加計上いたしました。これは去る 8 月中旬の集中豪雨による災害復旧工事費でございまして、農道、農地、河川水路、道路等の復旧事業費をそれぞれ計上いたしたものでございます。

以上が、歳出予算の内容でございます。

続きまして、これらに充当いたします歳入予算について御説明を申し上げます。28ページをお願いをいたします。

まず、自動車取得税交付金 4,172万5,000円を追加計上いたしました。

次に、分担金及び負担金、国庫支出金、府支出金、寄附金につきましては、歳出予算に関連する特定財源でございます。

なお、国庫支出金につきましては、黒鳥観音寺線整備事業、松尾寺公園整備事業、改良住宅整備事業の国庫補助金合計 6億 2,665万 1,000円が、日本電信電話株式会社の株式売却収入の活用により社会資本の整備を図る目的で創設されました制度、つまり後年度返還時に補助金が交付されます NTT 無利子貸付金の制度に変更されたため、国庫支出金の補正額が 6 億 369 万円の減額計上に相なってございます。

繰入金につきましては、公共施設整備基金より 4,300万円の追加。

市債につきましては、それぞれの適債事業を勘案いたしまして計上いたしたものでございます。老人集会所建設事業債 1,000万円、王子東公園整備事業債 1,010万円、浸水対策整備事業債 4,200万円、消防施設整備事業債 790万円、河川災害復旧事業債 430万円並びに NTT 無利子貸付金 6 億 2,665万 1,000円をそれぞれ追加計上いたしました。

最後に、繰越金として、前年度繰越金 7,028万円を追加計上いたしたものでございます。

以上が、今回、御上程をいただきました議案第 89 号「昭和 63 年度和泉市一般会計補正予算(第 2 号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いをいたします。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 22番（早乙女実君） 総務費の中でとりわけ庁舎管理費4,700万円が計上されておりますが、それに関連して質問をさせていただきたいと思います。

先日の一般質問でも公明党の穴瀬議員さんからも質問が出ておりましたが、庁舎の分室案というものと、市長の口からは新庁舎建設という問題が議員総会の場で提示をされまして、それに関連しての補正予算でございまして、庁舎分室借上料が計上されております。私は今回、初めて議会に出てきたんですが、その審議スピードの早さというか、なぜふふまで急いでやられるのか、どうも況然としないところがありますので、そういうところで少しお聞きをしたいと思います。

庁舎が狭いというのは、私も職員組合におきましたので、職員の方の御意見も知っておりますし、6年ほどこの庁舎の中をうろうろしてましたのでわかるわけなんですが、それに対する当面の解決策が分室ということになっているわけです。しかし、果たしてそのことにつきまして、庁舎合意あるいは議会の中で本当に合意がなされているのかどうかにつきましても、先日の穴瀬議員さんへの御答弁を聞いておりましてもはっきりしないと思いますので、その辺のところで3点にわたってお聞きをしたいと思います。

1つは、補正予算ですので、予算にかかわってお聞きをしておきますが、当然、年度途中の補正ですから、来年3月までと考えたらいいと思うんですが、まるまる1年間、この分室を使う形での諸経費は幾らぐらいになるのか。これは見込みしか出ないと思いますが、単純財政的なお答えを願えたらいいと思います。

2点目につきましては、前回の一般質問とだぶって申しわけないんですが、府内プロジェクトでこの問題を御研究されたという稻田さんからの御答弁がありましたが、その審議をされたプロジェクト発足の時期、審議過程、審議内容、合わせて議会への報告はどのようにやられてきたのかについて、はっきりお答えをしていただきたいと思います。

3番目は、移転する部としては、建設部、産業部となっておりますが、そのときも稻田さんからたしか3つぐらいの移転の基準をおっしゃったと思いますが、その点を再度お聞かせを願いたいと思います。また、この移す部についてはこれが最終案ではなくゴーなのか、その辺の内容等については、まだまだ不十分なところがあって調整をしていくお考えがあるのかどうか、この点につきまして、まず、最初に御回答をお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（田中昭一君） 理事者答弁。
- 市長公室理事（稻田順三君） 確かに今回の補正予算につきましては、3カ月分を計上させていただいたということでございます。全体的に見ますと、分庁舎につきましては、原口機工

ビルは1坪当たり7,700円、小野さんの建物につきましては、同7,000円ということで計算しております。そういうことでございますので、12カ月分で原口ビルは1,700万円、小野さんにつきましては1,100万円ぐらい要るであろう。後の経費につきましては、あくまでも補正予算を4倍していただければ年間の経費が出てくると思います。基本的には、1年間で庁舎借り上げの費用だけで2,800万円程度が必要になってくると考える次第であります。

それから、府内のプロジェクトチームを職員労働組合を含め5月に設置いたしました。8月の本議会におきましても、庁舎が狭いということは御指摘をいただきてきたところであります。今回、われわれがプロジェクトチームをつくった背景につきましては、たまたま12月に原口ビルが空くということと、加えて5月末に小野さんの倉庫に使っていったところが空くという情報が入りました。そういう状況の中、原口ビルは11月いっぱいは他の民間会社に貸しており、いろいろ借り手が多いという状況がありました。

そういうことでかねがね申し上げておりますように、何とか部屋を確保しなければ当面の対応策は講じられない。加えて現在の敷地内においては物理的にも建てる余地がなく、また、法的にも問題があって建てられないという状況の中で考えておりました。しかし、分庁舎をつくるにしても、長期的なビジョンがなければ市民や議員さんにつきましても御理解を得られないということで急拵、長期ビジョンを昭和70年に設定させていただきました。その間の当面の短期的な措置として分庁舎を考えた次第であります。

プロジェクトチームは、われわれを含めまして、何と申しましても市民課の窓口が非常に混雑しており、先般も申し上げましたように座る場所もないという状況であります。何とか市民サービスの向上をしたいということを第一義的に考えました。まず、市民サービスの向上を目指すこと、事務室の狭いを解消、加えて会議室を確保したいという3点で取り組んできましたところであります。

それから、移転の基準ですが、以前から申し上げておりますように、1つは部単位で配置したい。例えば障害者や老人、また市民の窓口、来庁市民の多い市民課などについては極力外すという観点から、建設部、産業部ということになったわけでございます。当然、プロジェクトチーム内で検討もし、また、部長会にも諮り、市としての意思決定をいたしております。できる限りこの線でいきたいと思っておりますので、その点よろしく御理解を賜りたいと思います。

以上です。

- 22番(早乙女実君) ありがとうございます。それで一通りの御説明になるわけですが、どうも役所の仕組みというか、わかるんですが、いわゆる総合的な検討が必要だということ

つくられたのでしょうか、改選時期だったということもあるのでしょうか、それの中間報告的なものが行われず、議員総会という場でいきなり出てきて、即補正予算になるということなんですね。全く問題のない計画であれば、こうした超スピード審議もいいのかもしれません、聞き及びますと、いろんな未解決の問題があるようです。

とりわけ、こういう計画の方向性として、稻田さんもおっしゃった中では、新しい庁舎を建てることについては、今後、基金条例の設置、審議会設置、準備室の設置、特別委員会の設置もしていきたいと言われましたね。新庁舎については、具体的な細かい問題も含め慎重審議をしていきたいとおっしゃっているんですが、そうであるならば分室を設ける際、果たして分室方式が本当に正しいのかどうか、市民の要求からいっても、本当にそのことが願いにかなっているのかどうかということも含め、もう少し慎重な委員会設置なりができなかつたのかという気がいたします。

ただ新しい庁舎を建てるというだけでなく、先般、私どもの天堀議員も出張所問題や取次所問題で質問をいたしましたが、そういうものをどこに張り付けるかという位置の問題も含めていろんな問題が出ております。他市では全体的な地形なども加味し、具体的に全体の市民サービス向上に向けてどういうことをしていくか、明確なビジョンに基づいてやっているわけです。その辺では、今回たまたま空いたからということで、5月にプロジェクトチームを発足させすぐ押さえるという、何か御都合主義的な感じがして仕方がなかったんです。もう少し市民あるいは議会の場での御説明でも、かなり複合的な検討も踏まえた形の提案がなされてしかるべきではなかろうかと思います。

議会の制度としては特別委員会もあるでしょうが、他市と和泉市の議会のやり方は大分違って戸惑っている関係もありますが、総務委員会もありますので、そういうところでの具体的な委員会審議が諮られてもいいのではないか。それだけ大きな問題を含んでいると思います。そうした事前での委員会審議などは全然お考えにならなかったのかどうか。議員さんは改選で忙しいから、改選後即議員総会に出せばいいんだとお考えになったのかどうか。再度、その点についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

それから、移転に対する基準の問題ですが、3点ばかり挙げられました。部単位でいくということ、効率性あるいは窓口職場は除外するということです。ただ、直接の窓口ではありませんが、交通公害課では傷害保険の窓口事務をやってますね。あれが窓口事務の位置づけにはならないのかどうか。そこまで言うと言い過ぎかもしれません、かなりの市民が利用する窓口に類似する窓口がございます。組合ニュースでもそういうことが書かれております。その中で特に指摘されているのは、市民課と福祉課の連携の関係で同じフロアに置くべきではないかと

いう具体的な提案が出ております。そういう提案も含めレイアウトの問題について変更する意思はないのかどうか。具体的にされている問題点を前向きに検討されていく気はないのかどうか、その辺をお聞きしたかったわけです。

その中で気になるのは、コスモポリス株式会社が残っておりますね。交通公害課のように老人やたくさんの市民が傷害保険を掛けに来られます。年度途中の給付業務もあるわけですが、本当に市民本位に分室に関連するレイアウト問題を検討されたのかどうか、私自身、非常に疑問に感じるわけなんです。この辺のお考えを再度、お聞かせ願いたいと思います。

- 市長公姿理事（稻田順三君） 1点目の委員会の問題でございますが、確かに御指摘のとおり、そうあるべきだと思います。われわれとしても絶えず総務委員会等に説明をしてきたことは事実でございますが、たまたま今回は、選挙の最中であるということで、その点は申しわけなく思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

それから、先生が御指摘の保険年金課の関係でございますが、基本的には、市民課のフロアのスペースを十分確保したいと考えたのは、そのとおりであります。そこで市民課を移しますと、どうしても保険年金課は周辺に出ていかなければならない。結果的に建設部のところへ移っていただくことになってくるわけです。仕事の関係も十分承知をしております。確かに若干の御不便をおかけする部分もあるかもしれません、外に出ていくということではなく、市民課と保険年金課の連携をうまくとれるようにと考えておりますので、その点で御理解を賜りたいと思います。

なお、コスモポリスの関係でありますけれども、ただいままで取り組んでまいりましたこの事業は、第三セクター方式で民間活力を導入した事業でございます。市の政策といたしましては、おくれております和泉市の都市基盤を整備したいという考え方で進んでおりまして、非常に公共性が強いと認識いたしております。大阪府も加わって取り組んでおるわけでございます。確かに民間の方々が入っておるという御指摘の部分もあろうかと思いますが、和泉市の最重要施策の1つとして取り組んでいる事業であるという認識を持っております。また、企画調査につきましては、和泉市内部の行政間調整に加え、大阪府との関係の調整も非常に多くございます。そういうことで外へ出していくとなると事務が非常に停滞するという判断でこういう措置をとったわけでございますが、先生の御意見も考えながら対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

- 22番（早乙女実君） しつこくやるつもりはないので、意見だけ述べさせていただきます。最後の御回答のところは、多分、一般市民の方が聞かれたら不満に思われる部分じゃないかという気がいたします。内部調整をするのは、それは市の内部事情だと思います。窓口に来ら

れる市民の方は、市民課に来て関連で保険年金課や児童課に行くわけで、1つ1つの仕組みを理解して全体を把握すること大変困難だろうと思います。行政に携わっている方とか、絶えず開発申請を出す業者の方々などであれば、建設部へ行けばどうなるかということはおわかりでしょうが、来庁される一般の方は、そこまで確認しておられない。親が亡くなられて手続に来られても戸惑うわけです。関連して国保はどうか、税金はどうなるかとかの初体験の状態の中、分室という制度になると一層不便性が出てくるわけです。はっきり言いまして、市民の側からすれば大変な不安があると思います。

しかも冒頭の市長の説明の中で、これは議員にとっては大変ありがたい一言であります、「議員の先生方に御迷惑をおかけしますが、お呼びいただきたらすぐに来させます」という発想の立て方自体がおかしいんじゃないかと思います。私たちは、何も仕事が楽になるために呼びつける、あるいは呼びつけるのに分室に行けば不便だという考え方ではありません。市民の方が窓口に来られた場合、ぐるぐる回らなければならないという立場からの問題点を考えてほしいと思います。当局の方が私どもに説明するのに時間がかかるというのは二の次の問題でございまして、ぜひともお間違のないようにしていただきたい。あくまでも、市民生活にかかわる業務を円滑に迷わずきちんとやれるのが庁舎だと思います。

先ほどの稻田さんの御答弁の中にありました、あえて回答は求めませんが、現在の庁舎の中では、法的な問題も含めて新しく建てるのは難しいとおっしゃいましたが、そういう問題も含めきちんと明確に計画し、この少ない敷地内で3階建てのものを建てるのは無理になった。その結果として近所のビルが空いたら借りるんだ。その上でどの部を出すかについて、市民的に明確にして合意を得てやっていくことなしに地方自治は絶対にあり得ないと思います。

その意味で今回のやり方は、議会ルールもわからない初体験ですが、全く民主主義的な観点から言えば、市民無視がまかり通っているのではないか。市民の代表である議会を無視しているということを病感いたしました。私としてはこの問題で御回答をいただきましたが、納得できないということを表明しておきたいと思います。また、どこを動かすかという問題については、労使合意の問題で勤務労働条件の変更にもつながりますので、当然、職員組合と十分に協議していただく、市としてもやられるとは思いますが、要望しておきます。

また、議会に対してもこの問題を出したから終わりということではなく、議案が通っても実際にやっていくのは1月で時間的な余裕もあるので、もう少しいろんな資料もお出しitたい。とりわけ、プロジェクトの中で市民利用の実態も調べたともおっしゃっておられます。窓口事務の混雑は季節的な問題もあるでしょうが、そういうことも含めて資料的にお示しいただき、今後とも提案をしていきたいと思いますので、その点もお願いをして終わらせていただ

きます。

- 議長（田中昭一君） 他に。
- 6番（穴瀬克己君） 3点にわたってお伺いをいたします。  
34ページの歳出の庁舎管理費につきましては、工事請負費の3,000万円と備品購入費の500万円が出ておりますが、これは分室をつくることによる本庁舎内の整備の費用だと思うんですが、本予算に庁舎整備の營繕工事費は幾らあったのか。そして、今回の3,000万円と備品の500万円は、今回の分室構想による建て替えの費用なのかどうか。

次に、民生費の老人クラブ常設集会所建設補助金ですが、どこの個所に設置されるのか。それと、現在の校区割りからもう少し細かい点での施策に切り替わり、1校区に2つ、3つという形での老人集会所建設が可能な体制に進んでおります。現在、1校区に1つの目標で進んでおりますが、どういう状況になっているか、お知らせ願いたいと思います。

それから、衛生費の保健事業費の1,900万円の補正ですが、現在、早期発見、早期治療ということが重要な施策ということで保健事業も大きな課題を抱えているわけです。今回のこの補正につきましては、健康診査委託料並びに子宮ガン検診の委託料となっておりますが、どういう形での補正なのかをお伺いをしたい。

以上、3点にわたってお聞きをいたします。

- 議長（田中昭一君） 理事者答弁。
- 企画課長（今村堅太郎君） 庁舎管理の工事費及び備品につきまして、企画課今村よりお答えいたします。

先生が御指摘のとおり、この工事費並びに備品につきましては、今回の分室設置に伴います本庁舎内のレイアウトの変更によるものでございます。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 福祉課長（金谷宗守君） 老人クラブ常設集会所についてお答え申し上げます。

350万円の老人クラブ常設集会所補助金につきましては、今回は、昨年の伏屋町に続いて2軒目でございます。本年度は内田町でございまして、お宮さんの真上に建設を予定しております。また、市の老人集会所の配置状況でございますが、これまで1小学校区に1カ所ということで建設を進めてまいりましたが、今回、補正で上げさせていただいております光明台北老人集会所で17番目でございます。あと残っておりますのは、黒鳥小学校区ただ1校区のみでございます。

以上でございます。

- 議長（田中昭一君） 次の答弁。

○ 健康課長（池辺修治君） それでは、健康課池辺より健康診査委託料につきまして御答弁させていただきます。

老人保健事業の健康診査につきましては、一応、40歳以上の市民を対象に行っておりますが、62年度までは、一般健康診査といたしまして血圧測定、検尿、総コレステロール検査、肝機能検査を実施いたしまして、検査の結果によりまして医師の判定で尿蛋白、貧血、肝疾患、糖尿という精密検査を実施しておりました。

63年度より検診の診査を充実いたしまして、医師会の先生方の御協力もいただきまして、基本健康診査を実施いたしております。基本健康診査につきましては、血圧測定、検尿、総コレステロール検査、肝機能検査という従来の一般健康診査の項目に加え、心電図、眼底、貧血、血糖、腎疾患、通風等の病気や、将来の病気につながるような異常な状態を早期発見し、必要な人には医療機関においてさらに詳しく検査をするという指導のもとに実施したものでございます。それで62年度の5月、6月、7月の3カ月における受診者が1,079名でございましたが、本年はそういうことで検診の充実によりまして5月、6月、7月の3カ月で1,760名の受診者がございました。

合わせまして子宮ガンについても、従来は子宮頸部検診を行っておりましたが、62年度よりその中で子宮体ガンの検査も新たに加えしましたので、子宮ガンについては、62年度の5月、6月、7月の3カ月の受診者が990名となっておりましたが、63年度の5月、6月、7月の3カ月につきましては、1,026人に受診者がかなり増加しておりますので、それによりまして補正予算をお願いしたということでおざいますので、よろしくお願ひをいたします。

○ 6番（穴瀬克己君） 庁舎の建て替えについては一般質問でも取り上げましたので多くは問いませんが、特に本庁舎のレイアウト変更に伴う工事費と備品等で3,500万円が計上されておりますが、特に一定の工事期間の中で市民に迷惑をかけるような状況が出てこようかと想定されますので、そういう面できちんとした対策をとった上でやっていかないといけないと思います。

特に約7年間という目標で新庁舎の建設をされる計画ですが、いろんな問題点もあるうかと思います。今後、庁舎建設委員会等で財源問題も含め、慎重審議を進めなければならないということですが、この7年間に本庁舎並びに分室等で市民要望にこたえられるような庁舎の管理運営をしていかなければならぬわけですが、この予算で賄えるのかという1つの心配があります。きちんとした管理運営体制を組んでいく上でのレイアウトをしていただいたかどうか。工事中はともかく、市民のニーズに合ったきちんとした運営を把握した上で分室問題等も含めてやっていただくよう要望しておきます。

それから、老人集会所建設の件でございますが、特に山間部においては、1校区といつても広い地域の中での1カ所では大変だということで、新たな形での取り組みが2館の建設ということに至っているわけです。ただ、1校区残っている黒鳥校区は、地元で土地がないからあかんという形だけで放置しておけない問題じゃないか。特に高齢化社会が進行する中で1校区だけ取り残されたまま、一方ではさらなる拡大が図られていくわけです。黒鳥校区でも、用地さえ出してくれればいつでも建てます、といふことでもやっていますが、行政的に地元の町会や老人会あたりにどれだけの取り組みをしてきたか、1回もしていないと思う。この辺についての政策的に必要であるが故に、当初、1校区に1老人集会所という形を目指して進んできたにもかかわらず、取り残された黒鳥校区についての考え方を御答弁願いたいと思います。

- 福祉事務所長（中）川鉄也君 福祉事務所長の方から御答弁をさせていただきます。

御指摘のとおり、本補正予算に提出させていただいております老人集会所を含めすでに17カ所、ただ1カ所残っているのが黒鳥校区ということで、われわれとしても非常に古い校区ですのでもっと早く建設をしたいということで、いろいろ町会長さん等とも話し合いを進めてきましたが、やっと最近、用地のめどがついたという現状でございます。その上に物件等がございますので、その撤去等の問題もございますが、われわれとしては来年度には、最終的な18番目の老人集会所として建設できるという見通しを持っております。これからそれに向けて校区の会長さんとも協議しながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

- 6番（穴瀬克己君） 特に一番おくれているという地区でございますので、いろんな行政的にも介入をしていただきたい。これから老人が多く占める社会が到来し必要視される中、難しい問題が重なって建設がおくれているのだと思うんです。今後、それが壊れないよう推進方をひとつお願いをしておきたいと思います。

それから、予防衛生でございますが、非常にいい形で推進されていると受けとめたいんですが、まだまだ和泉市民の人口比率からいたしますと少い結果として現われているわけです。特に最近の子宮ガンは非常に多いんですが、早期発見すれば必ず一命を取りとめると断言されているわけなんです。その意味では、受診率がまだまだ少いわけで、もっと積極的な予防検診を推進していただきたいと思います。予防医学的には、市民に対するP R、認識を深めしていく上において、市民の健康と暮らしを守るという行制の立場から、もっと検診を受けやすいような体制づくりが必要だと思います。それがみいては保険会計にもつながってきましょうからね。その意味では、人命を守る上からも早期治療は非常に重要な役割を果たしておりますので、さらなる充実を期するような施策の推進を考えていただきたいことを要望して終わり

ます。

- 議長（田中昭一君） 他に。
- 23番（原 重樹君） 23番・原です。教えていただくことも含めまして1点だけお聞きをしておきたいと思います。

先ほどの提案説明でもありました、いわゆるNTTの無利子貸付制度につきまして、確認も含め全体の制度の中身をもう少し詳しく御説明をいただきたいというのが第1点。

それと、この補正予算を見ますと、国庫補助金を減らして起債を起こすということだろと思います。黒鳥観音寺線の整備事業、松尾寺公園、改良住宅整備事業の3つがどうかという説明と合わせて確認をさせていただきたい。

それと、歳出の土木費を見ますと、要するに財源を変えただけの話でして、工事量そのものが変わっていないわけではないので載せてない。当然のことと、財源の差し引きが合わなくなるということを出してないのかどうか。われわれにとって非常にわかりにくい。財政の手法上はそういうものなののかどうか。

同時に、こういうものは当初予算のときにわからなかったのかどうか。今回、国庫補助金を削って貸付制度となると思いますが、その辺での御説明をお願いいたします。

- 議長（田中昭一君） 答弁。
- 財政課長（阪 豊光君） 財政課阪よりNTT関係の4点について御答弁をさせていただきます。

第1点目のNTT無利子貸付金制度と当初予算の関係でございますが、このNTT無利子貸付金制度につきましては、昨年度の9月に法令といたしまして、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法として制定され、それに基づきまして国の予算におきまして、昨年度の経済情勢から国民のニーズに応じた社会資本の整備を図ることと、内需拡大の要請にこたえて地域の活性化に資する緊急課題というところから設置されたところでございます。したがいまして、昨年度からこのNTTの資金が国債整理基金というところから内需拡大に導入されたという制度でございますので、当初の時点では、どの事業がNTT資金の活用になるのか不明確な点がございました。したがいまして、本年度の補助金の関係での確定に伴って今回、補正という形で御提案をさせていただきましたので、御理解のほどをよろしくお願ひいたします。

続きまして、この関係の分でございますが、歳入面で提案させていただいてますように、先生がおっしゃった黒鳥観音寺線の補助対象分、松尾寺公園の整備、改良住宅整備の3事業についての補助金がNTT資金に変更されたという内容でございます。

続きまして、歳出の財源だけの御提案でございますが、予算そのものにつきましては款項の議決ということで、その明細につきましては、事項別明細に記入させていただいております。その事項別につきましては、事業そのものの補正という点ではございませんでしたので、財源のみについて上程をさせていただいたわけでございます。こういう補正予算等の関係につきましては、自治法施行令に基づきまして予算の項目を提案するという一定の書式がございますので、その書式に基づきまして今回、補正の財源のみについての事項別の明細を御上程をさせていただいたということで御理解のほどをお願いをいたします。

- 23番(原 重樹君) 当初に間に合わなかったということについては、どの事業が該当するかわからなかったという答えだったと思いますが、それは、そういうふうに聞いておきたいと思います。ただ、この問題で突っ込む気はさらさらないんですが、例えば下水道関係の事業などでもこういうもののがかなりあると思うんです。63年度の予算委員会での答弁でも、すでにNTT株売却の資金運用による該当年度の補助金にかわる分だけ多くなっている、という起債の説明もされておりますので、補助金なのか起債なのか、貸付制度ということは最初からわかっていたと思いますので、その辺ではちょっと納得がいかない点もありますが、これはどうこう言うものでもないので、今後、十分に配慮しながら予算編成をしてほしいということで、この点は要望だけにしておきます。

もう1点だけ。制度そのものにかかわることですので、市が直接どうのこうのではないんですが、要するに起債ということで入ってくるが、その償還時に補助金みたいな形になるということで、市としては100%、こういうやり方による被害というとおかしいが、全く補助金と同じものだということを確認をしておきたいのと、国の方が、いまはNTTの売却資金の分でありますが、後年度に国は、その分を補助金として渡さなければならない立場になりますが、どういう措置をされている内容なのか、御説明を願いたい。

- 財政課長(阪 豊光君) この制度につきましては、御指摘のように貸付金でございます。しかしながら、この貸付金制度につきましては、いまの法の時点では、10年間の貸し付けでうち5年間据え置き、との5年間につきましては、無利子ですので元利のみ均等償還となっております。その均等償還の時点で、その償還額に相当する額を補助金、負担金等で交付するということでございます。当面は、貸付金の地方債でございますけれども、5年後の返済時点から補助金に変わるということで、実質的には補助金ということで御理解を願いたいと思います。

- 23番(原 重樹君) もう1点言いましたように、そのときに国側が補助金として出すのでしょうが、そのときの財源措置はどうしていくかです。市には余り関係がない話ですがね。

○ 財政課長（阪 豊光君） 国自身がどういう償還をしていくかという点でございますが、この辺につきましては、償還時に補助金に変えるということでどのような措置がとられるかということですが、基金からこの資金が出ておりますので、その時点で精算するか、または市が返しながら、その返した時点でもまた補助金として交付されるのか、この2つの方法になろうかと思います。いずれにしても、この点の方法については、いまのところ国自身が明らかにしていないという状況でございます。したがいまして、われわれの立場としては、あくまでも補助金にかわるものだということで、その方法については後日、連絡があるものと判断しておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○ 23番（原 重樹君） 国の制度でありますのでこれ以上言う気はありませんので、意見だけ申し上げておきます。

非常にわかりにくいと思うんですが、市としては、起債という形になっていますが、100%補助ということに変わらないということですので、市としての被害はないということを確認しておきましたので、それは、そういうふうに聞いておきます。

ただ、国の制度からすれば、基金そのものを取り崩してやるのか、どうするのかも聞いてないという段階ですが、この法律は第109国会で成立したものでその辺では論議もされておりましたが、実際には、余裕資金を崩すということではなく、そのときの税収の伸びとか、問題が先送りになっております。国全体の制度からすれば、補助金の先食いという形をとっていると思います。地方自治体からすれば、それほどどうこう言うことにはなりませんが、財源の出所からすれば、今後の大型間接税、今まで言う消費税導入による税収増とか、国債の大増発につながるという危険性もあるものだということで、こちら側の考え方だけかもわかりませんが、指摘もしておきたいと思います。

以上で終わっておきます。

○ 7番（赤阪和見君） 庁舎問題についていろいろ言われておりますが、私の実感したところだけをお伺いいたします。

特に庁舎整備營繕工事費として3,000万円計上されておりますが、7年後にこの庁舎を建て替える、あるいはどうしていくとかについては、今後、検討していきたいということです。ただ、この營繕工事費というのは、この庁舎の移転に伴うこの内部工事費だけなのか、それとも、今後の7年間、市庁舎を持たせていくための營繕工事費なのか、その点の感覚をどのように持っているのか、お答え願いたいと思います。

次に、老人集会所の建設事業でありますが、この補正是光明台北ということで残っているのは黒島ということですが、面積的な問題あるいは北と南を分けるのがいいのか、また、運営方

法等も地域によって違っております。特に今回の選挙では、選挙管理委員会が途中で老人集会所を公営施設ということにしましたが、そのような方向性の中、使い勝手のいいところ悪いところで非常にバランスが崩れている。特に横山や南池田の集会所等は広範囲にわたっておりますので、それをなかなかうまく使えてないという実態がございます。そのようなものをどうしていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、コミュニティ備品購入費は宝くじだと思いますが、この前も「もう方法を教えてくれ」ということになりましたが、今後、定期的なものとしてあるのかどうか、その点を市としてどう考えておられるのか、お聞かせ願いたい。特にこのコミュニティ備品購入補助金は、自治振興の中で取り得ということで、市はトンネルにすぎないということでこの前もお尋ねしましたが、その点の精査をどのようにしていくのか、今後の方向性をお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（田中昭一君） 理事者答弁。

○ 企画課長（今村堅太郎君） 庁舎問題につきまして、企画課今村からお答えいたします。

今回の補正の3,000万円は7年間をにらんだものか、あるいは今回だけの分か、というお尋ねでございますけれども、これにつきましては、今後の7年間を持たすための工事費を含んだ分ではございません。とりあえず、今回の分室設置に伴いますいろんな工事関係の費用を3,000万円でやろうへいいうことで御提案申し上げているところでございます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 老人集会所の件でございますけれども、光明台につきましては小学校が2つになったということで、今回、当然、南と北に老人集会所を建てるわけであります。地区によっては、特に丘陵部から山間部にかけましては面積的に広うございますので、使用状況もなかなか活発に使用しているという状況には至っておらず、使用上困難な点もございます。そういうことも考え合わせまして、昨年、老人クラブ常設集会所の補助制度を設けたこともございます。そういう地区につきましてはこの制度も御活用いただき、身近な場所で活用していただきたいと考えておりますので、よろしく御了解を賜りたいと思います。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 広報広聴課長（着本善夫君） 3点目のコミュニティ備品購入費補助金につきまして、広報着本がお答え申し上げます。

先生も御承知のとおり、この制度は、自治総合センターが宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、地域のコミュニティ活動に対して助成を行っていくことを目的に交付されているものでございます。この助成の手続等につきましては、要望のある自

治会等がそれぞれコミュニティ活動を活発に行っているという条件等がございますが、一応、そのための備品等を必要とする場合、市を経由して府知事の推薦書を通じて自治総合センターに提出、宝くじの資金審議会で最終決定で採択をいただいているという経過がございます。したがいまして、この採択につきましては非常に難しい点がございまして、不確定要素が多くございます。したがいまして、もらえるか、もらえないかにつきましては、審議会の決定を持つしかないというのが実態でございます。そういうことでございますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

- 7番（赤阪和見君） 庁舎の件でございますが、特に分室の関係で3,000万円が組まれているということです。以前から言ってるのは、あと何年持たすためには、いま、最低限これだけはしなければならない、あるいは3年後につぶすんなら辛抱できるところはしたらいいじゃないかと常々言ってきました。そういう点での方向性がきちんとされているんなら、狭いので7年後に建て替えをするということが最終決定されているわけですから、この際、庁舎の見直しをしていくべきじゃないか。というのは、スチールサッシの関係でも、この3階でも外れているところがたくさんあります。危険を伴うところをそのままにしてこれから7年間、果たしてどうしていくのか。プロジェクトでしっかり練ったはずですが、その結果を報告願えますか。

- 市長公室理事（稻田順三君） 稲田からお答えいたします。

今回の庁舎移転に際しましては、当然、残るべき本庁舎内部の問題はいろいろございます。例えば市民課の待合室や会議室の内装あるいは産業部の床の張り替えなどをトータルいたしまして約3,000万円ということです。御指摘の全庁舎の問題ですが、確かにサッシ等について危険な状態であることは、私どもも理解しておるところでございます。今後、この問題につきましてもいろいろ考えなければならないとは思いますが、具体的に全体の庁舎をどう調整するかについての議論は、今回はしておらないということです。

- 7番（赤阪和見君） そこが1つ、おかしいと思う。一般質問にしろ、先ほどからの他の議員さんの質問にしろ、危険な状態はわかっているけれども今回は論議されてない。議員総会の中で市長が「皆さんも御存知のように……」という形がありましたが、われわれはちょっとも聞いてないということで、70年建設問題が一般質問にも出てきたわけです。そういう中、僕はむだな工事費を使うべきではないし、市民も理事者、職員も議員もすべて辛抱すべきは辛抱しようじゃないか。トンネルの一番元に明かりが見えるというものがあってこそ、初めて見え形ができるんやないか。前のコミュニティセンターが建つときにも駐車場を3回もいらい直した。本当にようなったと思うたらまたつぶしてやり直した、という点を指摘してこの庁舎問題にひっかけたはずです。

今回、そういう内容は一切関係なく、議員さんがここまで言うてるんやから、ちゃんとしたりやないか、というよりは、もっと市民の利便性が高まるように考えようじゃないか、ええことやるんやから言わなくてもええやないか、という感覚できたのが今回の状態だと思うんです。これは急を要する問題ですので、3年後にやってもらってはあと4年しか役に立たない。要は、7年後までをどうするかという問題ですから、来年度予算の中で借金してもきちんとそのトータル的な方向性を出してもらわんことには、僕はおかしなことになっていくと思う。

新庁舎にしても、ここまで建て直すと決定しているんなら、この前も言いましたが、建て直す方向性をしっかり立ててもらいたい。何も仮庁舎を外へ求めなくていいけるんじゃないかな。有能な職員がたくさんおられるんやから、きちんとした方向性を決めていくべきやないか。来年度の当初予算でも結構ですので、そういう点をきちんとしていただけるかどうか、また、実行していただけるかどうか、しっかりとした御答弁をお願いいたします。

○ 市長公室理事（稻田順三君） 先生が御指摘の点につきましては、関係部局と十分調整して考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 7番（赤阪和見君） コミュニティ備品購入費補助金につきましては、手続の方法等をおっしゃってましたが、なるほど審議するのは向こうですから難しい問題はありますかと思います。しかし、市も連絡調整等いろいろな形でされていると思います。そういう点からすれば、最近、新しく建つ町会会館等は、こういうものをどんどん使ってきているのが現況だと思うんです。古い町会会館等でやられているところはありますか。

○ 広報広聴課長（着本善夫君） ございません。

○ 7番（赤阪和見君） これは1つの外部資金の導入ですのでいいとは思うんですが、毎回、話が出てきますよ。市として190万円という形ではなく、一定のしっかりとした方向性を持っていくべきやないかというのが私の意見です。最近、たくさんおカネを集めたり、旧村時代の財産を処分したり、あるいは中央丘陵開発のからみでため池等の町有財産を処分したり、あるいは中央丘陵開発のからみでため池等の町有財産を処分したりして、おカネを持ってるところがたくさんあります。それで町会会館等を建て直す傾向が出てきておりますが、このおカネの取り扱い方を間違うと、3つも4つも重なって困るときがあるんじゃないかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それと、老人クラブ常設集会所の問題でございますが、2カ所終わったというもの、僕もちょっと聞いたところでは、この希望がたくさんあって3つも4つも来ているということです。各町会や老人クラブの方とよく協議をされ、市全体としての方向性をきちんとしてもらいたい。申請があったところから順番に、というのなら、ちょっとツバを付けとか、というとこ

ろもあるんですよ。いま、4カ所か5カ所上がっていますね。何カ所から希望が来ますか。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 現在のところ、相談としていただいているのは1～2カ所という状況です。

○ 7番（赤阪和見君） 町会に対する補助制度もありましたね。あれは何カ所ぐらい来ますか。同じようなものですね。

○ 広報広聴課長（着本善夫君） 町会会館の建設に対しまして3分の1を補助するという制度になっております。現在、2カ所の希望がございます。あと1カ所については調整中でございます。

○ 7番（赤阪和見君） このように老人クラブ常設集会所とか町会会館の建設に対する助成とかの点では、随所から希望が上がってきているわけですね。予算の関係もあろうかと思いますが、校区とか町会の地域を十分に勘案してやっていただけるような方向性で進めていただきたい。力の強いところが取ってしまうという形ではいけないと思います。しっかりと1つの方針を持って確認をしてやってもらいたい。いろいろアンバランスが生じないよう対処していくだけよう要望して終わっておきます。

以上です。

○ 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見がないものと認めこれを終わります。天堀君。

○ 25番（天堀 博君） 他に質疑、御意見がないようですので、提案も含めまして質問をさせていただきます。

議長さんは、ちょうど前期の最後に副議長をされておられましたので、これは議会に相談をするいとまがなかった、という説明をされているんですが、正副議長さんあたりには御相談がありましたですか。

○ 議長（田中昭一君） それは正式には聞いておりません。

○ 25番（天堀 博君） 私の立場からこんなことを言うのはおかしいんですが、この件については、他の与党といわれる議員さんも含め議会はもっと怒らんといかんと思います。ちょっとおとなし過ぎますわ。他に質問される方がおられるかどうか聞いていたんですがおられないでの、しようがなく言つてゐるんです。市長がこんなものを出し抜けに初顔合わせのときに説明をするという前例もなかつたし、答弁を聞いても、何か原口ビルが空くという情報が入ったということで、それも1つの要因となって急拵、やつたということですが、原口ビルが市にコスモなどに使ってほしいというアクション昨年からあったんでしきう。それは僕も聞いてますよ。そんなものを理由に打ち出しています。

また、うちの早乙女議員の質問に対する答弁でも「コスモは市の最重要課題だ。だから、府

内の調整を図るために外へ出たら不便や」と言われてますが、中央丘陵はどこへ行つましたか、市長、あれは市の最重要課題と違つたんですか。それが体育館の横にプレハブを建てて入つましたね。そのときどきの間に合わせのような答弁をさせたらあきませんわ。議長、あなたも含めて議会がなめられて、どたまを張られてるんですよ。他の議員さんも含めて言わへんのはどうないかなってるんかなと思います。だから、この件については、できれば委員会付託にしてもらいたい。予算やから予算委員会になるのか、この部分だけ切り離して総務委員会になるのか知りませんが、委員会付託にしてもらう必要があると思います。議会関係でも今回、会派が8つに増えて部屋がありません。こんなこともどないされようとしているんですか。こんなこと、黙ってたらあきまへん。ひとつ委員会付託にしていただきたいという提案をいたしますので、よろしく処置願いたいと思います。

○ 議長(田中昭一君) 市長。

○ 市長(池田忠雄君) 御質問ではないようでございますが、先般来の経過に基づいて、私の方から考え方を申し上げさせていただきたい、かように存するわけであります。

いろいろ御指摘をいただきまとことに恐縮に存じております。ただ、御指摘をいただきまして、いったん庁舎についての考え方あるいは当面の対応策として、現在の庁舎が狭あいなるが故に市民皆様方を初め御迷惑をかけている緊急的な点等をにらみ合わせ、今回の措置に相なったということです。また、議員総会あるいはまた一般質問等を通じて説明もしてまいりましたところであるわけでございます。これらの諸点は、今までの経過の上に立つてのことです。決して議会を軽視する考え方ではありません。

ただ、いろいろとプロジェクトチームの中では、長期の点、短期的な問題点を整備をさせてまいりました。御指摘のとおり、原口ビルが11月末に空くということをめぐっての動き、よそからも貸してくれ、といいういろんな点があるわけでございまして、また、市民会館裏の小野さんの倉庫の部分についても、当面の庁舎の狭あいを開拓するには、市役所のことですので、近い距離にしか分室の設置が難しいことでの時期的なものもございました。

そういうことでプロジェクトチームの中で協議をし、トップに上がってきたのが8月下旬であったわけでございます。そこで、トップを交えていろいろ協議をした結果、長期的な点については、どうしても10年は必要だという意見もありましたが、こういうスピード時代の中で今後の対応を考えた場合70年を目標に置き、あと7年間ですが、鋭意それに向かってばく進していくうじやないかという断を下したのも、そういう時点のことがあったわけでございます。

早速、総務委員会等を考えたわけでございますけれども、御案内のとおり、選挙の前哨戦がけなわであると拝察いたしまして、いま御無理を言うわけにはまいらないということで失礼

をさせていただいたわけでございます。そのような意味合いの中、異例でございましたが、初顔合わせの中で私からまず、こういう措置だ、ということを御説明なりお願いをさせていただいたのが今回の経過でございます。

いろいろ御指摘をいただき痛み入るわけでございますが、私たちといたしましては、毛頭議会を軽視するつもりもございません。ただ、時期的にそりなったということの中、ひとつ高度な立場で御理解を相賜りたいということで、議員総会あるいは一般質問、本会議を通じてお願ひをしてきた経過でございます。何とぞその辺について御理解をいただき、行き届かなかつた点については、今後とも強い反省の上に立って対処してまいりたいと思いますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

- 25番(天堀 博君) 市長の答弁は同じことばかり言うてるんです。こちらもまた言いたくなります。議長としてどう計らうのか、議会全体としてこれで審議が済んだということで採決なら採決に入るというなら、われわれの方としても態度表明をしなければいけません。しかし、できればまだ日時もありますので、これは外すなり、何らかの措置をとってほしいと思います。その点の御判断を願いたいと思います。
- 議長(田中昭一君) ここで、暫時休憩をいたします。

(午後2時25分休憩)



(午後2時45分再開)

- 議長(田中昭一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
先ほど、天堀議員よりの提案につきまして、市長に対し話をいたしまして強く理事者に申し入れをいたしました。その結果、こうした件について反省もし、今後もこうした強硬なことはしないとの陳謝もあり、これを議長として了承いたしましたので、よろしく御了承をお願いいたしたいと思います。

それでは、お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

- 25番(天堀 博君) 25番・天堀です。先ほど申し上げましたように、とにかく、この提案の仕方がいかに選挙中とはいえ、以前の正副議長さんへの相談もないということできております。本来なれば、職員や関係者、また、議会の十分な審議を経た上で分室が必要なのかというところからスタートし、そこから新庁舎の建設が必要なのかというところから考えていくべきだと思います。その点については、今回は、はなはだ性急過ぎているというだけでなく、そういう意見を十分に汲み上げた結果にはなっていないという点があります。

もう1点は、先ほど、私どもの原議員が質問いたしましたNTTの株式売却問題であります。

これは市に直接かかわりがないとはいながら、どうもいまの政府の考えている状況からすれば、後の財源確保問題については、5年後からの均等償還において補助交付金で自治体へ交付されるということにつきましては、大型間接税とのからみも含めて危険なものがござりますので、今回の補正予算については、われわれ共産党議員団としては保留をさせていただきたいと思います。

○ 議長(田中昭一君) お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

---

○ 議長(田中昭一君) 次に、日程第23「昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

#### 議案第40号

##### 昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

昭和63年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

###### (歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,995,208千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

###### (債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

昭和63年10月3日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

## 1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 繼 入 金		678,736	18,000	696,736
	1. 一般会計繰入金	678,736	18,000	696,736
歳 入 合 計		1,977,208	18,000	1,995,208

## 2. 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 下水道事業費		1,691,972	18,000	1,709,972
	1. 下水道総務費	766,715	18,000	784,715
歳 出 合 計		1,977,208	18,000	1,995,208

第2表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事 業	期 間	限 度 額
公共下水道事業 用地取得事業	昭和63年度 昭和64年度	50,000
和泉市土地開発公社に委託し、 先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子 (債務保証)	昭和63年度 昭和64年度	元金 50,000 及びその利子

- 議長(田中昭一君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事(大塚孝之君) それでは、ただいま御上程をいただきました議案第40号「昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、総務部大塚より内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、事務費の追加及び用地取得事業に係る債務負担行為の補正でございます。それでは、予算書に基づきまして御説明を申し上げます。42ページをお願いいたします。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,520万8,000円とするもので

ございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、債務負担行為の補正でございまして、松尾川両岸に公共下水道管を布設する事業に伴う用地取得事業でございます。内容につきましては、第2表のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、内容を御説明申し上げます。46ページをお願いいたします。

まず、歳出予算でございますが、下水道総務費として1,800万円追加計上いたしました。内容といしましては、伏屋町、室堂町地区の公共下水道の認可区域を見直すための業務委託料の追加補正でございます。

次に、これに充当する歳入予算でございますが、一般会計より繰入金1,800万円を追加計上いたしたものであります。

以上、簡単ではございますが、今回、御上程をいただきました「昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いをいたします。

○ 議長(田中昭一君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

---

○ 議長(田中昭一君) 次に、日程第24「監査委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

#### 議案第41号

##### 監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和63年10月3日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第41号「監査委員の選任について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本市監査委員の定数は2名でございまして、議会議員及び学識経験を有する者よりそれぞれ1名で構成されております。今回、議会議員さんの任期満了に伴いまして監査委員1名が欠員となっております。したがいまして、議会議員より監査委員1名を選任するに当たりまして、仁井 明議員が人格識見ともに兼ね備えた方でございまして適任者であると存じますとともに、今後の地方自治監査制度の適正なる運営を期待しているものでございます。どうか仁井 明議員さんを監査委員に選任するにつきまして、議会の皆様方の御了承を得まして満場一致で御同意を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。よろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

- 議長（田中昭一君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。ただいま市長提案によります監査委員の選任についてでありますけれども、仁井議員が選任をされるということであります。私どもは、仁井議員さん自身についてどうやかく申し上げるつもりは毛頭ございません。しかしながら、今回の役員選挙あるいは監査委員の選任をめぐる動きにつきまして、一言、申し上げたいと思うわけです。

これは副議長選挙に入る前の会派代表者会議で私も会派の代表者として申し上げましたように、われわれは、それぞれが今回の選挙で選ばれて26名の議員の1人として出てきたわけであります。しかも、それが和泉市の場合には、2名を単位として会派の構成ができるとなつておりますが、2名あるいは3名ないし4名という形で会派が構成されている状況でございます。

そういう点で従前でありますれば、選挙による投票その他の結果的なものは別にして、一定の協議や調整が進められてきたわけですが、今回は、その点については、十分になされていない今まで議長選挙あるいは副議長選挙、監査委員の選任同意というような形で進められ

てきております。私は、こういいう点につきまして、今後の議会運営そのものについて非常に禍根を残していくますし、問題も出てくると感じますので、そういう形での市長からのただいまの監査委員の選任同意については、私ども共産党議員団としては同意しかねるという立場でございますので、同意できない旨を申し上げたいと思います。

○ 議長（田中昭一君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」、「異議あり」の声錯綜）

御異議がありますので、挙手により採決を行います。本件を原案どおり同意するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数あります。よって、議案第41号は原案どおり同意することに決しました。

ただいま同意されました監査委員さんのごあいさつをお願いいたします。

（監査委員就任あいさつ）

○ 監査委員（仁井 明君） 一言、御礼とごあいさつを述べさせていただきます。

ただいまは、私のような者に皆様方の温かい御同意をいただきまして、監査委員という大役に御推举をいただきまして、まことにありがとうございます。今後は、議員皆様方の御協力をいただきまして一生懸命頑張らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

---

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第25「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第42号

#### 公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任するにつき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和63年10月3日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第42号「公平委員会委員の選任について」、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

現在、公平委員会員として御尽力をいただいております荒木吉之助氏は、来る11月8日をもちまして任期満了と相なりますが、引き続きまして荒木吉之助氏を公平委員会委員に選任いたたく、議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

荒木吉之助氏は大阪府職員として永年勤められ、退職後は光明池土地改良区理事の要職に就かれ、御活躍されてまいりました。氏の多年にわたる地方自治行政に精通された行政経験により、昭和61年、公平委員会委員に選任され、今日に至っております。

荒木氏は、人格高潔で卓越した識見と情熱を兼ね備え、地方自治の本旨及び民主的、能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に関して正しい理解と適切なる判断をもって当たられているところであり、公平委員会委員としてまことに適任者であると存じます。

お手元配付の資料のとおり、住所は、和泉市和田町104番地。生年月日は、昭和7年8月21日、56歳であります。職業は、酒販業を営んでおられます。

何とぞ議員皆様方の御同意を相賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（田中昭一君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
  - 御異議ないものと認めます。よって、議案第42号を原案どおり同意することに決しました。
- 

- 議長（田中昭一君） 次に、日程第26「教育委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第43号

教育委員会委員の選任について

次の者を教育委員会委員に任命するについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和63年10月3日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

○ 議長(田中昭一君) 提案理由の説明を願います。

(市長登壇、説明)

○ 市長(池田忠雄君) ただいま御上程をいただきました議案第43号「教育委員会委員の選任について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。説明に入ります前に一言、おわびを申し上げたいと存じますが、54ページの最後、前任者の氏名「堀内由延氏」の名前が間違っておりますので、御提出をいたしております正誤表に基づきまして、御訂正を相賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

本市教育行政の運営に際しまして格段の御尽瘁をいただいてまいりました堀内由延委員さん並びに藤原忠男委員さんには、来る11月8日をもちまして任期満了と相なります。堀内委員さんは、卓越した識見と教育に対する御熱意から昭和45年3月27日、本市教育委員に就任され、18年有余の長きにわたり教育行政に御尽瘁をいただいてまいりましたが、このたびの任期満了を機にいたしまして御勇退をいただくことに相なりました。長年の御功績に深く感謝の意を表する次第であります。

なお、藤原委員さんには、引き続き教育委員会委員として豊富な御経験をもとに本市教育行政の発展にお力添えを相賜りたく、再任の御同意を御提案申し上げる次第であります。

また、堀内委員さんの後任といたしまして、今回、老木英男氏を教育委員として御同意をいただきたく御提案を申し上げる次第であります。老木氏は、お手元御配付の資料のとおり、太正14年7月2日生まれ。住所は、和泉市和気町648番地でございます。大阪帝国大学医学専門部卒業後医院を開設され、昭和58年4月には和泉市医師会会长に就任され、また、昭和57年4月以降現在まで、大阪府医師会の常議員を3期歴任されておられます。一方、本市の

教育運営に際しましては、和泉市文化財保護委員、社会福祉協議会評議員を初めといたしまして多大なる御恩賜を相賜っております。

性格は、きわめて温厚実直な方でございます。また、医師という立場から児童生徒の保健体育の面におきましても、大きく寄与いただけるものと御期待を申し上げますとともに、本市教育行政の一層の充実のため御尽力をいただけるものと存じます。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づきまして、教育委員として藤原忠男、老木英男氏の任命につきまして、議員皆様方の御同意を相賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由並びにその内容についての説明にかえさせていただきたいと存じます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（田中昭一君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第43号を原案どおり同意することに決しました。  
ここで、ただいま御同意をいただきました公平委員さん及び教育委員さんよりあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

(公平委員会委員及び教育委員会委員就任あいさつ)

- 公平委員（荒木吉之助君） 荒木吉之助でございます。御礼を兼ねまして一言、あいさつを申し上げたいと思います。

このたび私、公平委員に再任され、ただいま本会議におきまして御承認をいただきましたことは、私にとりまして身に余る光榮と存じ、衷心より厚く御礼を申し上げます。

これから微力ではございますが、過去の経験を生かしながら公正な立場に立って精いっぱい努力してまいり、重責を全うしてまいりたい所存でございます。いまなお若輩で至らない点も多々あろうかと存じますが、経験豊かな先生方の温かい御支援、御指導を今後ともよろしくお願いを申し上げまして、大変粗疎ではございますが、公平委員に再任していただきましたことに対する御礼とあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

(教育委員就任あいさつ)

- 教育委員（藤原忠男君） ただいま教育委員として御紹介いただきました藤原でございます。  
このたび、教育委員の選任に際しまして市議会の御賛同を得まして、まことにありがたく厚く御礼を申し上げます。

私は、昭和49年11月に教育委員として就任いたしまして以来、議員先生方の御指導と御理解によりまして大過なく努めさせていただきました。近年、教育行政が複雑多様化してまい

りまして、質的にも高度かつ専門的な知識が要求されております。この時期に再任の榮に浴しまして、非常にその責任の重大性を痛感いたしております次第でございます。非力ではございますが、全力を尽くして任務を全うしていきたいと存じます。

今後とも議員各位の御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願ひいたします、はなはだ簡単ではございますが、御礼を兼ねございさつといたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○ 教育委員（老木英男君） ただいま御紹介をいただきました老木でございます。このたびは、教育委員の大役をお決めいただき、それに対して市議会におきまして御同意を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。身に余る光栄でございます。

教育委員は、学校教育、社会教育並びに地域の学術文化の向上に対しまして、公正かつ中立的な立場で大局観を持って対応していくものでございますが、教育行政がスムーズかつ円滑に運ばれますよう、微力ではございますが、誠心誠意務めさせていただきたい所存でございます。今後とも先生方の御指導をよろしくお願いを申し上げます。

簡単粗辞ではございますが、御礼を兼ねてのございさつとさせていただきます。どうもありがとうございました（拍手）。

---

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第27「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求める」とについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 諮詢第1号

人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めるについて  
次の者を人権擁護委員候補者として推薦するについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

昭和63年10月3日提出

和泉市長 池田忠雄

氏名

生年月日

住所

職業

○ 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇）

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました諮詢第1号「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めるについて」、提案の理由を御説明を申し上げたいと存じます。

現在、人権擁護委員として御尽力をいたしております森下堯夫氏、友谷重子氏のお2人には、本年9月30日をもって任期満了と相なりました。森下堯夫氏につきましては、引き続き人権擁護委員として御推薦申し上げたく存じております。

なお、友谷重子氏につきましては、75歳のお年をお迎えになりましたので後進に道をお譲りいただき、任期満了をもって御退任をされます。その後任といたしまして、関戸節子氏を人権擁護委員候補者に推薦いたしく、合わせて御提案を申し上げる次第であります。

お手元御配付の資料のとおり、森下堯光氏は、大正3年11月3日生まれ。太町171番地の18にお住まい、昭和50年10月1日に人権擁護委員の委嘱を受けて御活躍をいただき、現在に至っております。

また今回、新しく人権擁護委員候補者に御推薦をいたしております関戸節子氏は、昭和3年11月3日生まれ。内田町381番地にお住まいございまして、関戸織布株式会社取締役に専念される片わら、地域の婦人会役員を歴任いたしまして現在に至っております。

森下、関戸両氏とも豊かな社会経験から広く社会の実情に通じ、人格識見が高く人権擁護にも理解があり、人権思想の普及高揚に信念と情熱を持って当たっていただけるものだと確信をいたしております。何とぞ満場一致で森下堯夫氏、関戸節子氏のお2人を人権擁護委員候補者として御推薦をすることにつきまして御同意を賜りたくお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） お詫びいたします。本件を原案どおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、諮詢第1号を原案どおり推薦することに決しました。

---

○ 議長（田中昭一君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて終了いたしました。

お詫びいたします。本定例会はこれをもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

○ 議長（田中昭一君） それでは、閉会に当たりまして市長のあいさつをお願いいたします。

（市長登壇、あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） それでは、閉会に当たりまして、一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る3日、昭和63年和泉市議会第3回定例会をお願い申し上げ、多数の議案を御提案を申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず長時間にわたりまして慎重御審議をいただき、御可決、御承認を相賜りましたことにつきまして、衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第であります。

本議会を通じまして、議員皆様方より御指摘、御要望を賜りました諸点につきましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存であります。

なお、本議会は、改選後の初議会でございまして役員改選が行われ、皆様方の御推挙により議長に田中昭一議員さん、副議長に藤原正通議員さんが御就任をされました。心からお祝いを申し上げますとともに、今後の市政運営につきまして、何とぞよろしく御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

また、監査委員さんには先ほど、仁井 明議員さんが皆様方の御同意により御就任をされました。仁井 明議員さんには、今後の地方自治監査制度の適正なる運営を御期待を申し上げる次第であります。

なおまた、各常任委員会委員さん、特別委員会委員さんには、それ所管されます事項につきまして今後、種々御相談を申し上げ、御審議を煩わすことと存じますが、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

また、決算審査特別委員会に御付託と相なりました昭和62年度和泉市水道事業会計及び和泉市病院事業会計決算認定につきましては、決算審査特別委員の皆様方に御審議を願うわけでございますが、どうかよろしく御審議の上、御認定を相賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

閉会に当たりまして、長期間にわたりまして御審議を賜りましたことに対しまして重ねて感謝を申し上げますとともに、議員皆様方のこれから御健勝を心からお祈りを申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、心よりなる御礼の言葉にかえさせていただきます。長時間、本当にありがとうございました。

（議長登壇、あいさつ）

○ 議長（田中昭一君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会は去る3日開会以来、本日までの長きにわたりまして、役員選挙並びに一般質問、多数の重要議案等につきまして連日にわたりまして慎重御審議を煩わし、本日、ここに全日程を終了でき得ましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、役員選挙に際しましては、不肖私、皆様方の絶大なる御推挙をいただき身に余る光榮と存じ、ここに改めて厚く御礼を申し上げます。今後、議会運営に格段の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、昭和63年第3回定例会を閉会いたします。長期間、本当にありがとうございました。

（午後3時20分閉会）

---

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

田 中 昭 一

同 副議長（署名議員） 藤 原 正 通

同 臨時議長 池 辺 秀 夫

同 署名議員 坂 口 敏 彦

同 署名議員 須 藤 洋 之 進

